

五城目町  
第2期地域福祉計画  
・  
第5期地域福祉活動計画

[素案]

令和7年 12月

五城目町  
五城目町社会福祉協議会



# 目次

第1章：計画の概要 .....	1
1. 計画策定にあたって .....	1
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一體的推進 .....	2
(3) 地域福祉推進に向けた役割分担 .....	3
(4) 社会福祉協議会との連携 .....	5
2. 計画の概要 .....	6
(1) 計画の位置づけ .....	6
(2) 計画の期間 .....	7
第2章：地域福祉を取り巻く状況 .....	8
1. 五城目町の概況 .....	8
(1) 人口、世帯の状況 .....	8
(2) 婚姻・出生の状況 .....	11
(3) 子どもを取り巻く状況 .....	12
(4) 障がい者を取り巻く状況 .....	14
(5) 高齢者を取り巻く状況 .....	18
(6) 保健事業の状況 .....	20
(7) 特別な支援を必要とする人の状況 .....	20
(8) 成年後見制度利用者数の状況 .....	22
2. アンケート調査結果のポイント .....	23
(1) 調査の目的 .....	23
(2) 調査の実施状況 .....	23
(3) アンケート調査結果のポイント .....	24
3. 第1期計画の進歩評価 .....	52
(1) 施策・事業の実施状況 .....	52
(2) 施策・事業の進歩評価 .....	53
(3) 施策・事業の今後の取り組み方向 .....	56
(4) 新規事業 .....	58
第3章：計画の方向性 .....	59
1. 計画の基本的な方向 .....	59
(1) 地域福祉計画に求められること .....	59
(2) 計画推進のポイント .....	60
(3) 計画推進の視点 .....	60
2. 本町における基本理念と基本施策 .....	61
(1) 基本理念 .....	61
(2) 基本施策 .....	61
3. 施策体系 .....	64
第4章：施策の展開 .....	65
基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進 .....	65
(1) 意識啓発・情報提供の推進 .....	65
(2) 相談体制の整備・充実 .....	66
(3) 地域を支える総合的なネットワークの構築 .....	68
(4) 地域を支える人材・団体の育成 .....	70
(5) 虐待防止対策の推進 .....	74
(6) 権利擁護の推進 .....	75
基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進 .....	77
(1) 保健事業の推進 .....	77

(2) 生きがいづくりへの支援.....	81
(3) 医療負担の軽減.....	85
基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援.....	88
(1) 保育サービスの充実.....	88
(2) 子どもたちの学習環境や居場所の確保.....	89
(3) 子どもたちの多様な交流の促進.....	91
(4) 個別のケアを必要とする子どもたちへの支援.....	92
(5) 子育て家庭への経済的支援.....	93
基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援.....	96
(1) 障がい者支援に関するサービスの充実.....	96
(2) 障がい者の生活向上に向けた環境の整備.....	100
基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進.....	102
(1) 高齢者の健康づくりの推進.....	102
(2) 認知症予防の推進.....	105
(3) 高齢者の在宅生活の支援.....	106
(4) 介護サービスの充実.....	109
基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進.....	113
(1) 防災対策の推進.....	113
(2) 交通安全対策の推進.....	118
(3) 防犯対策の推進.....	119
(4) 快適な生活環境の整備.....	121
(5) 働きやすい環境の整備.....	124
(6) 生活にかかる経済的な負担の軽減.....	125
関連計画1：五城目町重層的支援体制整備事業計画.....	127
(1) 計画の基本的事項.....	127
(2) 五城目町における重層的支援体制整備事業.....	128
(3) 会議体の設置・運営.....	130
(4) 計画における各事業の目標数値.....	130
関連計画2：成年後見制度利用促進基本計画.....	131
(1) 計画の基本的事項.....	131
(2) 計画の基本方針.....	132
(3) 主な取組.....	134
関連計画3：五城目町再犯防止推進計画.....	137
(1) 計画の基本的事項.....	137
(2) 計画の基本方針.....	137
(3) 取組事項.....	138
<b>第5章：計画の推進体制.....</b>	<b>140</b>
1. 計画推進の考え方.....	140
2. 計画の推進体制.....	140
(1) 推進体制.....	140
(2) 計画推進における留意点.....	141
3. 計画の進捗評価.....	141

# 第1章:計画の概要

## 1. 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

#### 1) 計画の目的

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人ととのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護（老老介護）、ヤングケアラー、幼児や高齢者への虐待、大人のひきこもり等これまでの福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

このため、町民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでの対象者ごとの制度サービスや支援の仕組みだけでは対応が困難な状況もあり、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が『我が事』として参画し、つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が求められています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた人達を支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、町全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、本町における地域福祉推進の指針を示すものとして本計画を策定します。

#### 2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

人々の暮らしていく上での課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の到来といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まっており、暮らしにおける人ととのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結び付かないことなどにより、課題が深刻化している状況があるものと考えられ、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが必要と考えられます。

そこで、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

## (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的推進

### 1) 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるよう、地域に関わるすべての人（町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、町）が主役となって行う地域づくりの取り組みです。

地域福祉計画とは、そのために町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、町など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

町民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、町民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

### 2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためにどのような取り組みを行うべきかについて取りまとめた民間の計画です。

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティアや各種NPO法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいかかという視点から取りまとめています。

### 3) 一体的計画策定の意義

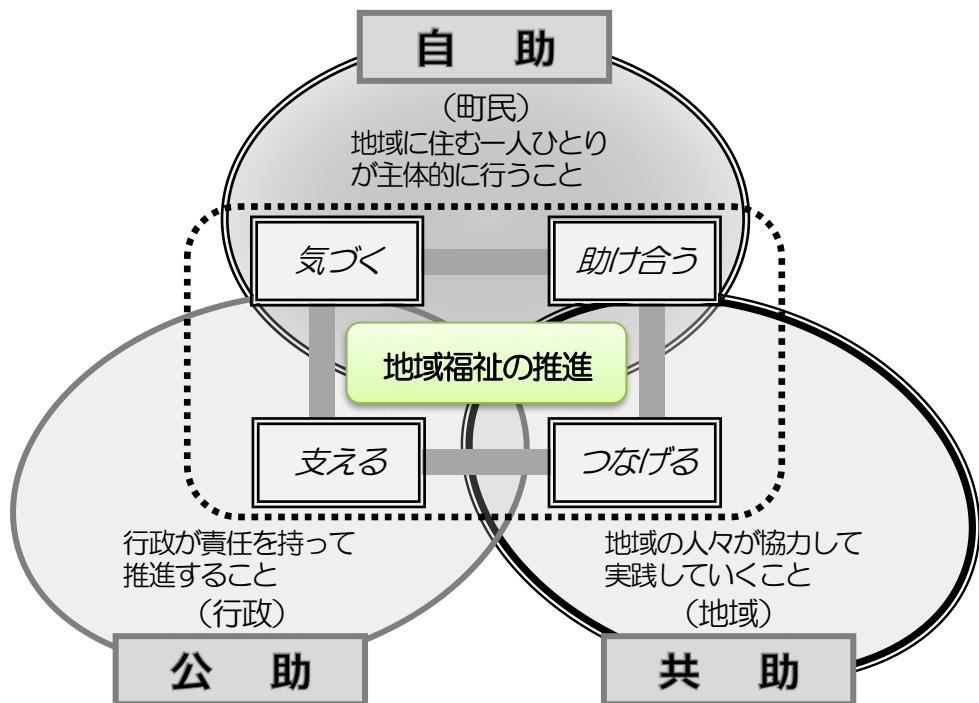
「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結び付き、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。住民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政による公的なサービスを結び付け、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

「地域福祉活動計画」とは、地域の福祉活動やボランティア活動などの実践的な活動・行動の指針となる民間の活動・行動計画です。

2つの計画を、一体的に策定することで取組の共有を図るとともに、町及び社協がそれぞれの立場において、それぞれの役割を担い、かつ相互に連携しながら本町の地域福祉の推進を図っていきます。

### (3) 地域福祉推進に向けた役割分担

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



#### 1) 住民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は住民一人ひとりです。住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの住民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

#### 2) 地域に期待される役割（共助）

##### ①地域で活動する諸団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの町民を支える地域の様々な活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な町民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、町民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、町民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の町民を孤立させず、地域の中により多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

## ②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、町民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関する情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

## ③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。子ども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

## ④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、町民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の見守り・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

## ⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組みます。

## 3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に住民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、住民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支えあう地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

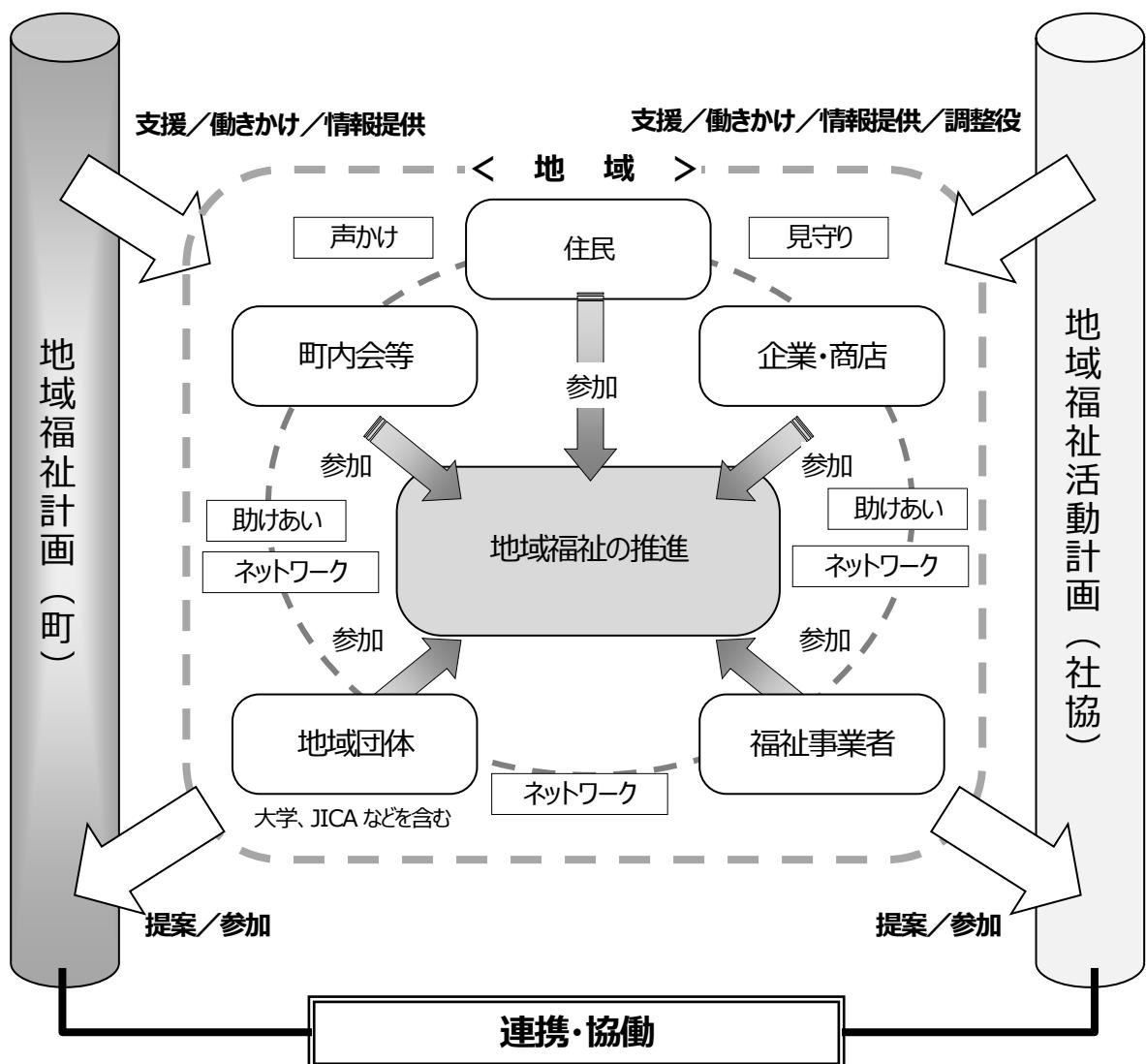
住民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

## (4) 社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」は、行政計画であり、障がい・高齢・児童等の福祉に関する計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉推進における基本方針や取組の指針について整理したものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する民間計画であり、地域福祉の実現に向け、住民や団体・地域組織が主体的に活動を推進するための行動計画です。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は五城目町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



## 2. 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

#### 1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置付けられます。

##### 社会福祉法（抜粋）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

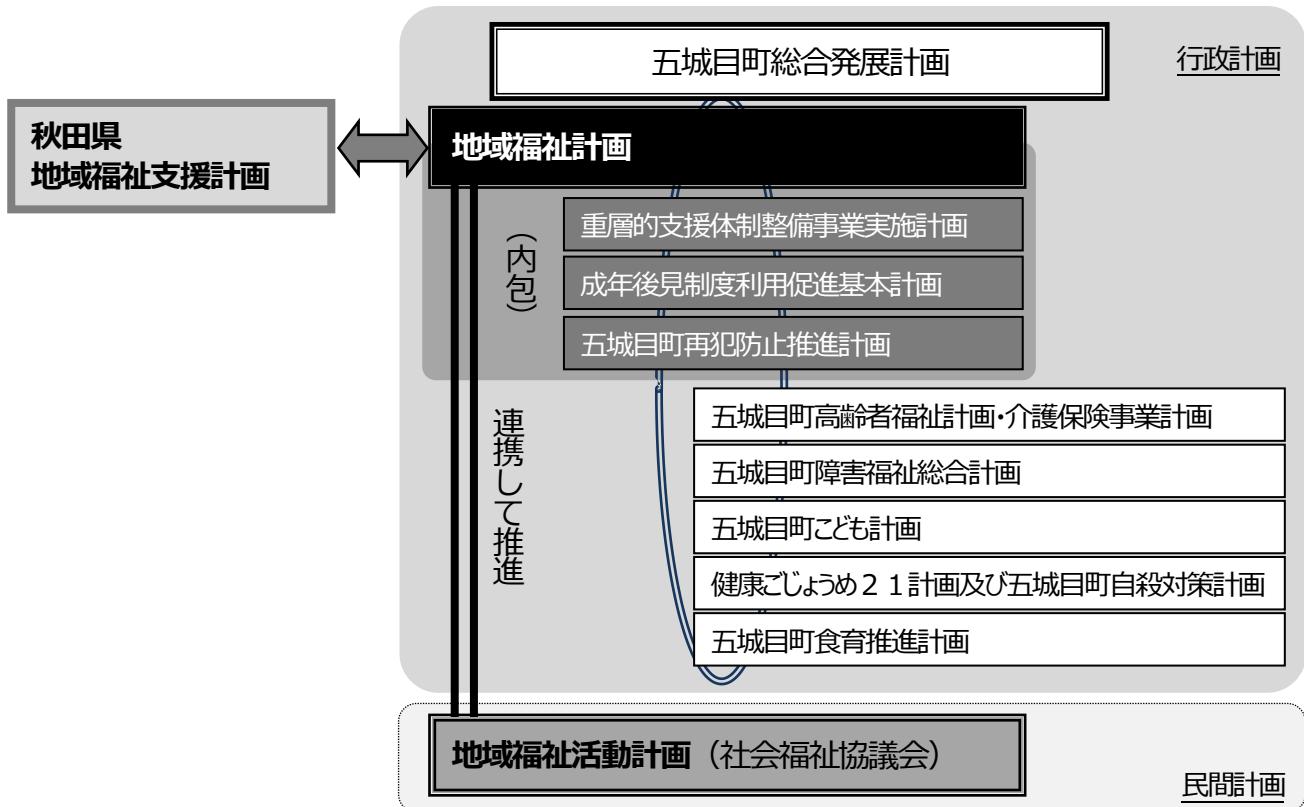
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 2) 関連諸計画との関係

本計画は五城目町全体の指針となる「五城目町総合発展計画」を上位計画とし、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉の推進に直接関係する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども計画」、「健康増進計画・食育推進計画」などと取組の方向性を共有し、これら福祉分野の計画の上位計画に位置付けるものです。



## (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8～12年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

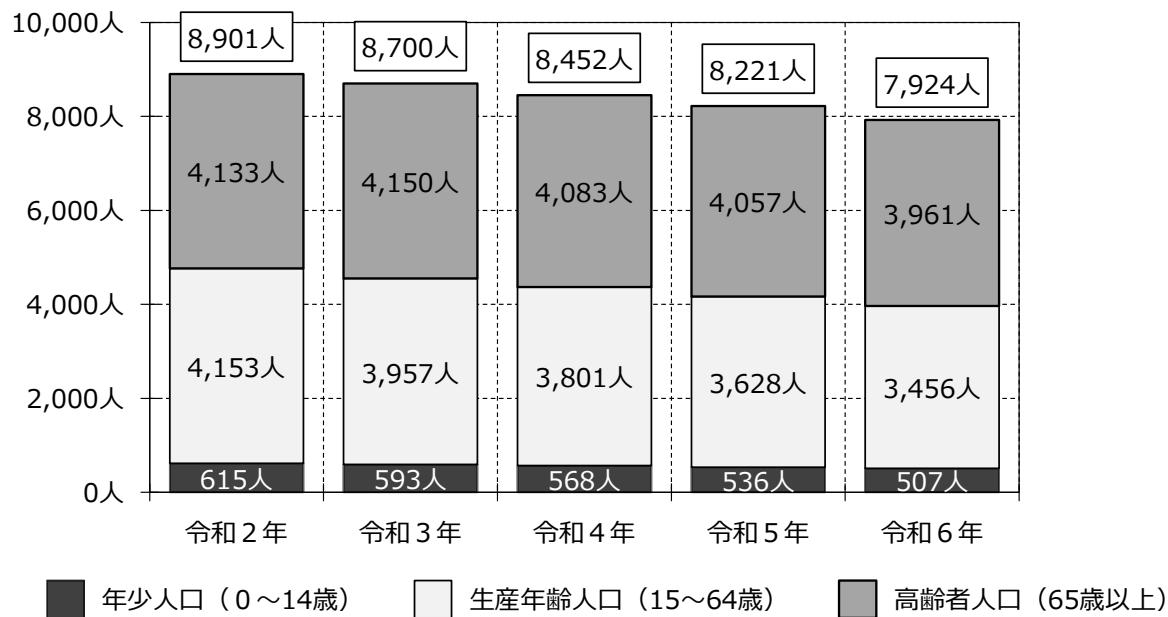


## 第2章:地域福祉を取り巻く状況

### 1. 五城目町の概況

#### (1) 人口、世帯の状況

##### 1) 人口の推移



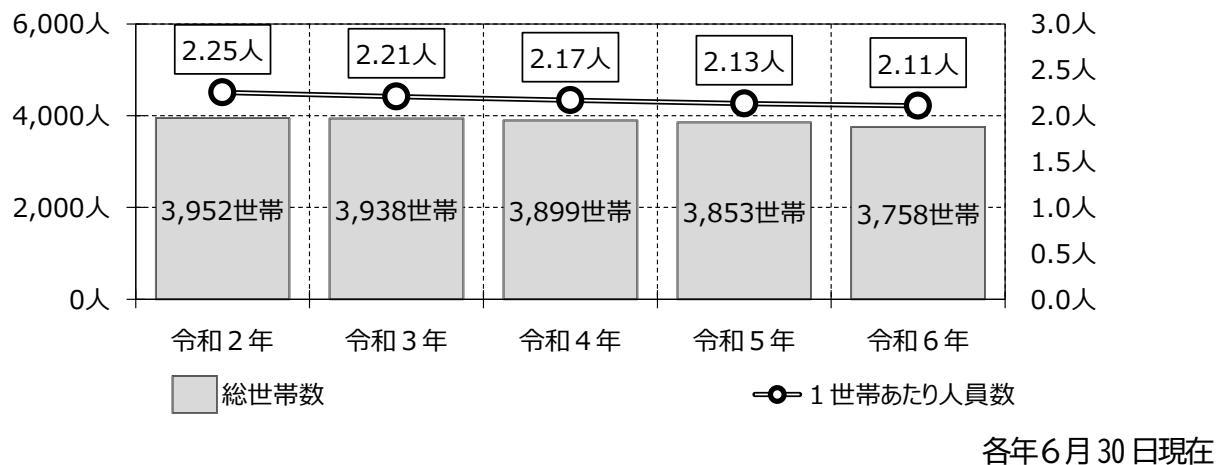
各年6月30日現在

令和2年からの人口推移について年齢3区分別にみると、総人口は 8,901 人から令和6年には 7,924 人と、977 人の減少となっています。

各区分とも減少傾向となっていますが、令和2年に比べた令和6年の水準は「高齢者人口（65歳以上）」は9割台とほぼ横ばいの推移ですが、「年少人口（0~14歳）」と「生産年齢人口（15~64歳）」は令和2年の8割台と、「高齢者人口（65歳以上）」に比べると減少傾向が強くなっています。

## 2) 世帯数の推移

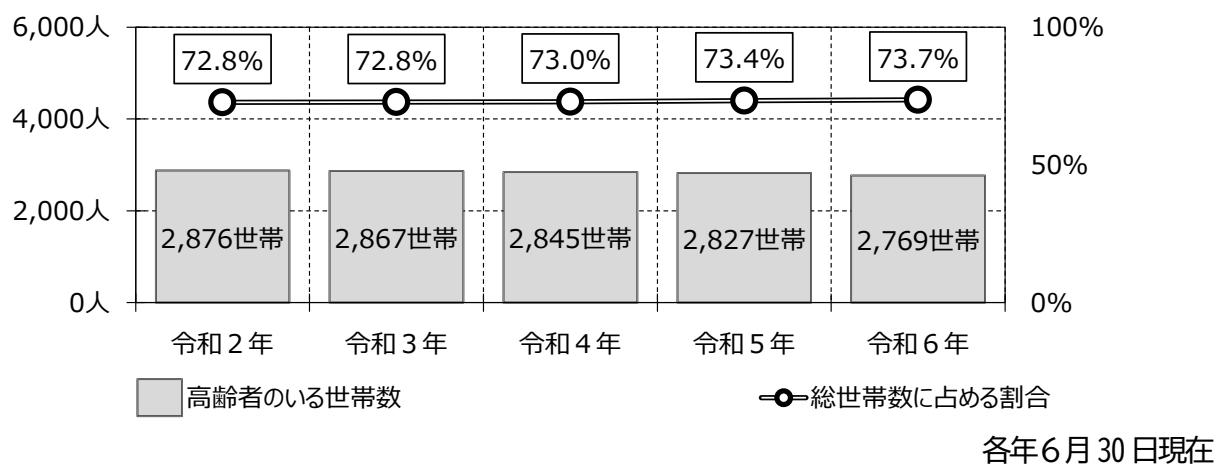
### ①総世帯数の推移



総世帯数は令和2年の3,952世帯から、令和6年には3,758世帯と194世帯の減少となっています。

1世帯あたりの人員数もゆるやかな減少傾向にあり、令和6年には2.11人となっています。

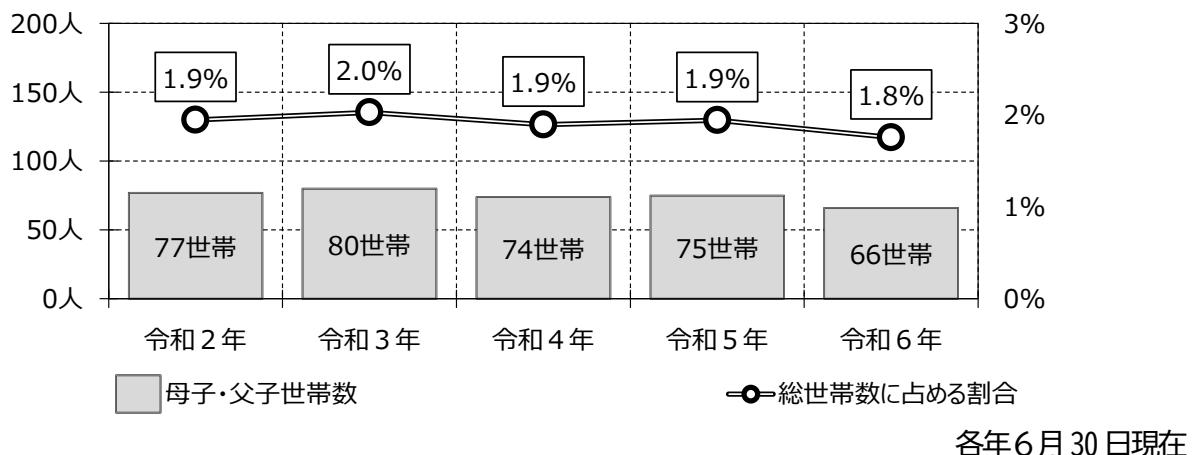
### ②高齢者のいる世帯数の推移



高齢者のいる世帯数は令和2年の2,876世帯から、令和6年には2,769世帯と107世帯の減少となっています。

総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は7割台で推移しており、年々わずかにその割合は高まっています。

### ③母子・父子世帯数の推移

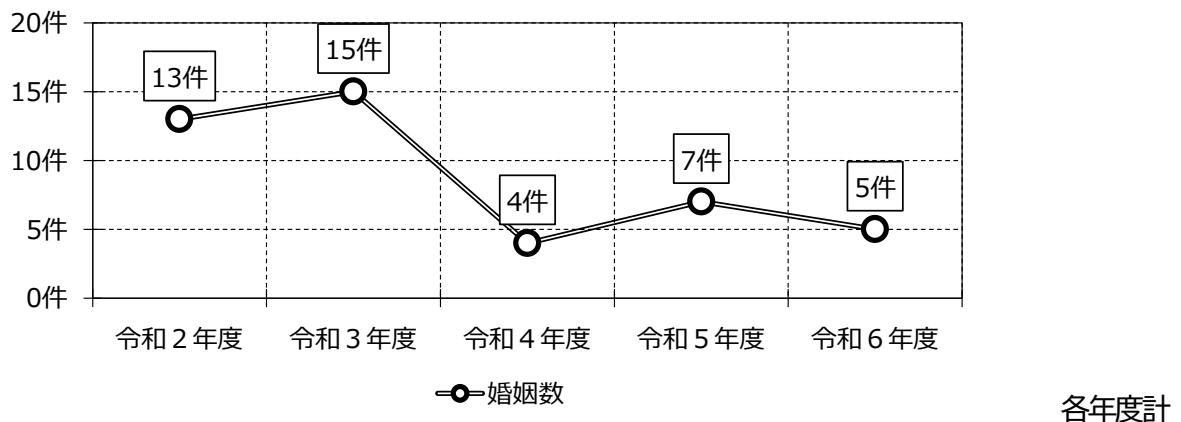


母子・父子世帯数は年により増減はあるものの、おおむね減少傾向に推移しており、令和2年の77世帯から令和6年には66世帯と11世帯の減少となっています。

総世帯数に占める母子・父子世帯の割合は、2%前後で推移していますが、令和3年以降がやや減少傾向にあり、令和6年には1.8%となっています。

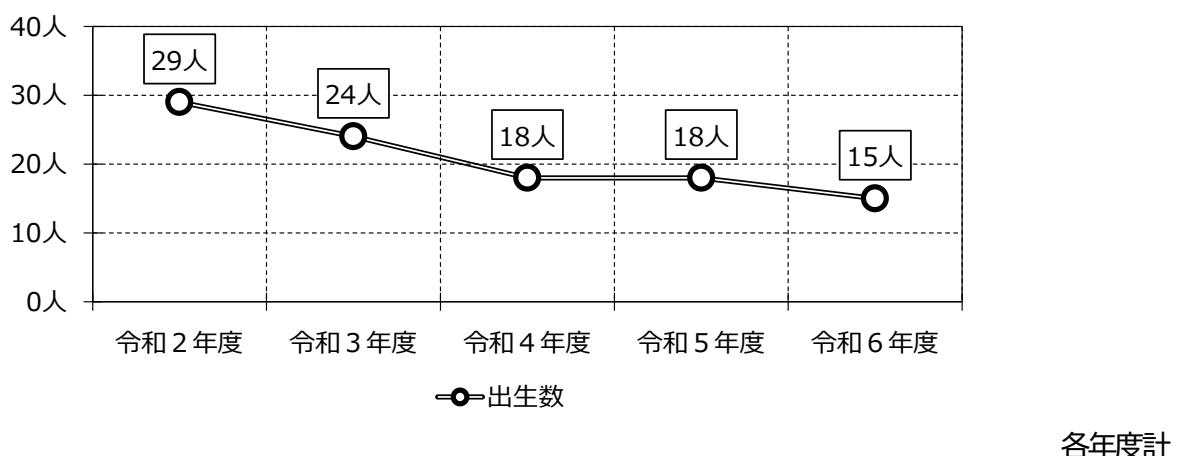
## (2) 婚姻・出生の状況

### 1) 婚姻数の推移



婚姻数は令和3年度の15件をピークに減少傾向にあり、令和6年度には5件となっています。

### 2) 出生数の推移

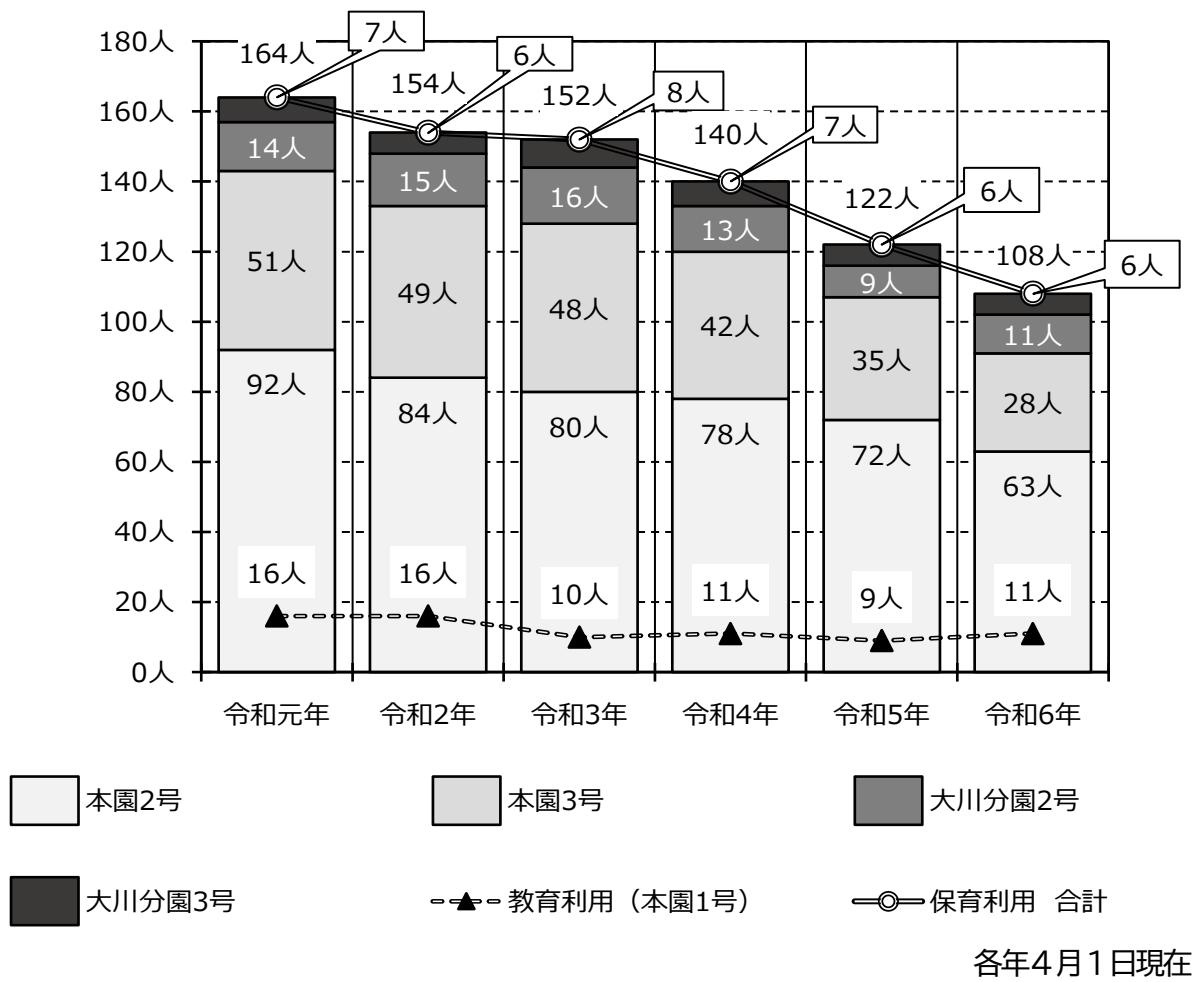


出生数は減少傾向にあり、令和6年度には15人と、令和2年度の29人の約半分の水準まで減少しています。

### (3) 子どもを取り巻く状況

#### 1) もりやまこども園の状況

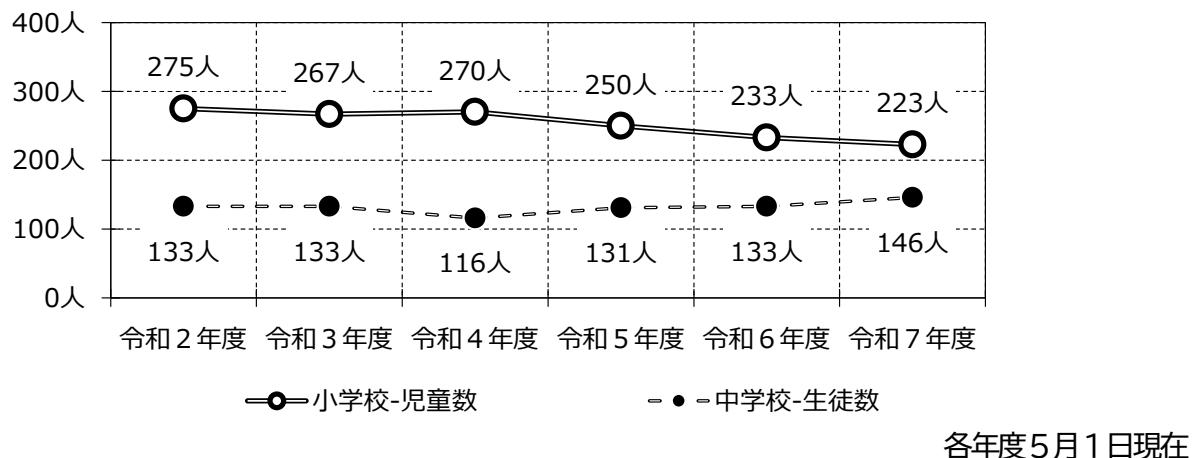
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教育利用（本園1号）	16人	16人	10人	11人	9人	11人
保育利用 合計	164人	154人	152人	138人	119人	106人
本園2号	92人	84人	80人	78人	72人	63人
本園3号	51人	49人	48人	42人	34人	28人
大川分園2号	14人	15人	16人	13人	8人	10人
大川分園3号	7人	6人	8人	5人	5人	5人



教育利用（本園1号）は令和3年にかけてやや減少したものの、以降は10人前後で推移しています。

保育利用の合計は令和元年の164人から、令和6年には106人と年々減少しており、特に本園3号の利用が令和6年には28人と、令和元年の半分程度の水準まで減少しており、他の利用層に比べても減少傾向が顕著となっています。

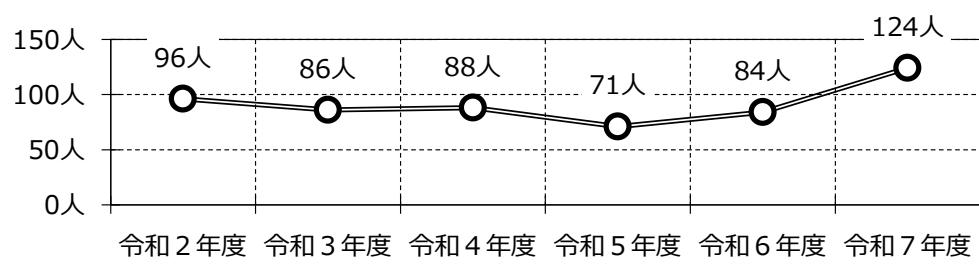
## 2) 小・中学校の状況



小学校児童数は令和2年度の275人から、令和7年度には223人と、52人の減少となっています。  
中学校生徒数は令和2年度には133人でしたが、令和7年度には146人と、13人の増加となっています。

令和2年度に比べ令和7年度の水準をみると、小学校児童数は8割台の水準まで減少しています。

## 3) 放課後児童クラブの状況



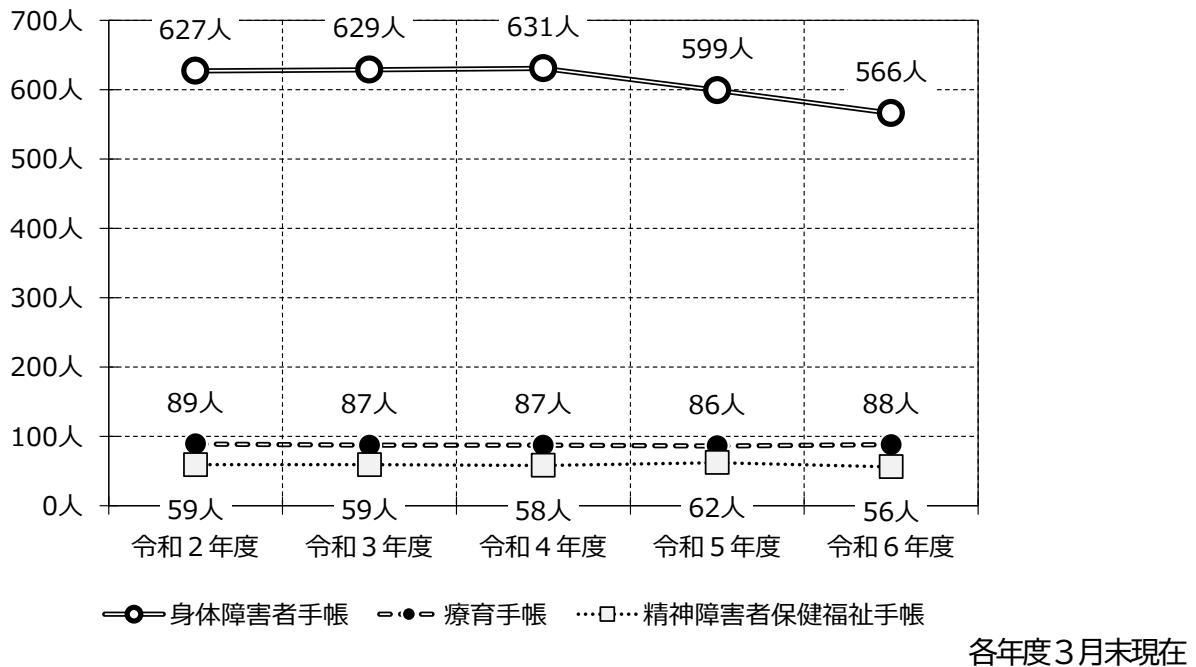
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1年生	33人	30人	27人	22人	29人	24人
2年生	31人	30人	31人	25人	23人	30人
3年生	32人	26人	30人	24人	20人	20人
4年生					12人	18人
5年生						18人
6年生						14人
放課後児童クラブ登録者数 計	96人	86人	88人	71人	84人	124人

各年度5月1日現在

放課後児童クラブの登録者数の推移をみると、令和5年度にかけて減少傾向にありましたが、令和6年度は4年生まで、令和7年度は6年生まで受け入れを拡大したため、増加しております。

## (4) 障がい者を取り巻く状況

### 1) 障害者手帳の所持状況



障害者手帳の所持状況をみると、「身体障害者手帳」所持者が圧倒的に多くなっていますが、所持者数はやや減少傾向にあり、令和6年度には566人と、令和2年度に比べて61人の減少となっています。

「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」所持者数はほぼ横ばいに推移しており、「療育手帳」は90人弱、「精神障害者保健福祉手帳」所持者数は60人前後の水準となっています。

## 2) 身体障害者手帳所持者の状況

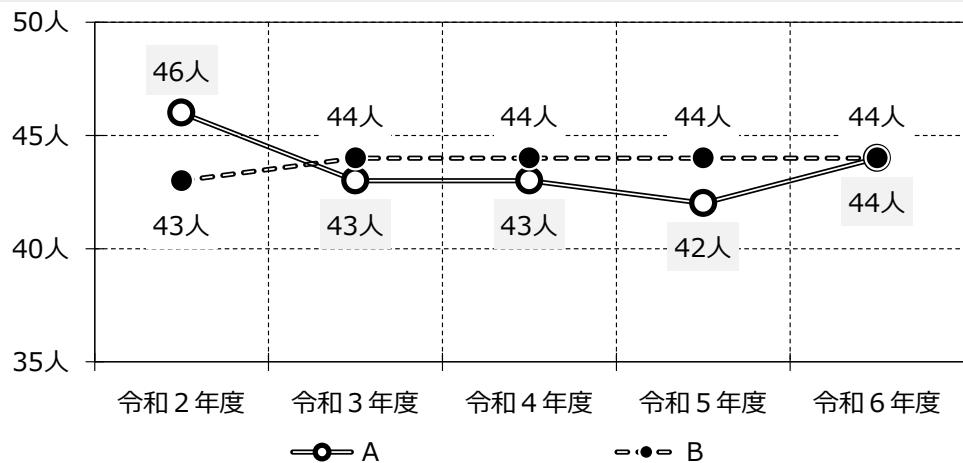
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
等級	1級	170人	184人	189人	168人	153人
	2級	106人	108人	113人	108人	98人
	3級	112人	101人	101人	106人	106人
	4級	149人	147人	141人	131人	124人
	5級	46人	48人	47人	46人	49人
	6級	44人	41人	40人	40人	36人
種類	視覚障害	30人	33人	42人	41人	39人
	聴覚・平衡機能障害	67人	65人	60人	57人	54人
	音声・言語障害	6人	6人	7人	5人	4人
	肢体不自由	357人	345人	337人	325人	302人
	内部障害	167人	180人	185人	171人	167人

各年度3月末現在

等級別の内訳をみると、年度により増減はあるものの、各等級の人数に大きな変化はなく、「1級」と「4級」が多く、「5級」と「6級」は少ない状況となっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が圧倒的に多く、全体の半数以上を常に占めています。ついで「内部障害」が多くなっていますが、令和4年度をピークにやや減少傾向にあります。

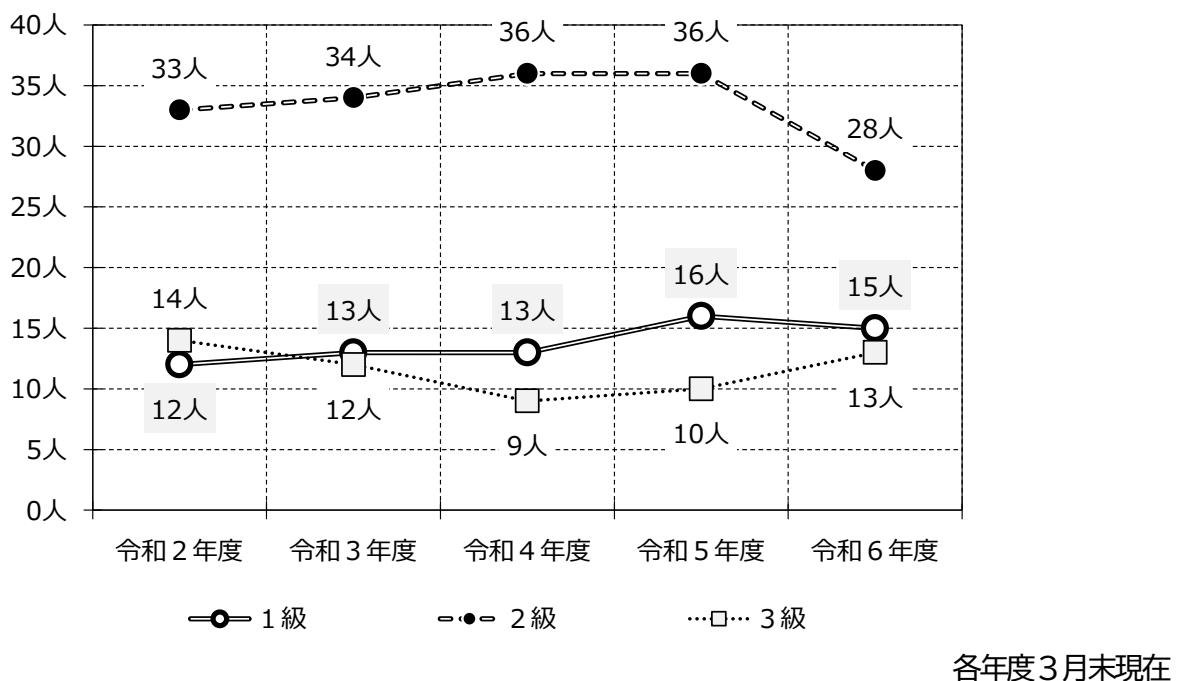
## 3) 療育手帳所持者の状況



各年度3月末現在

「療育手帳」所持者の等級の内訳をみると、「A」、「B」ともにおおむね45人前後で推移しています。

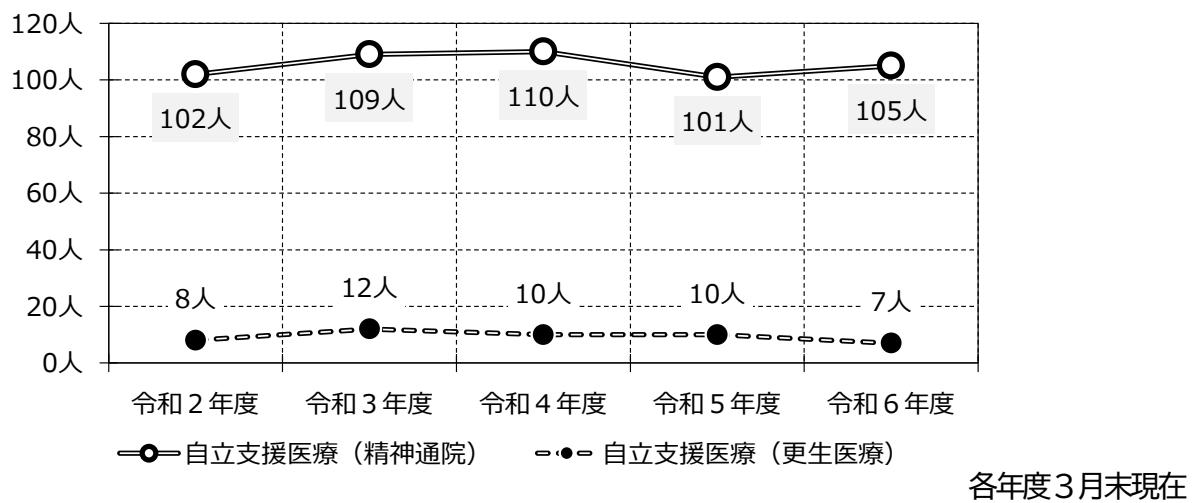
#### 4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



「精神障害者保健福祉手帳」所持者の等級の内訳をみると、「2級」がもっと多く、令和5年度まで30人台で推移しています。

「1級と「3級」はともにおおむね10人台で推移しています。

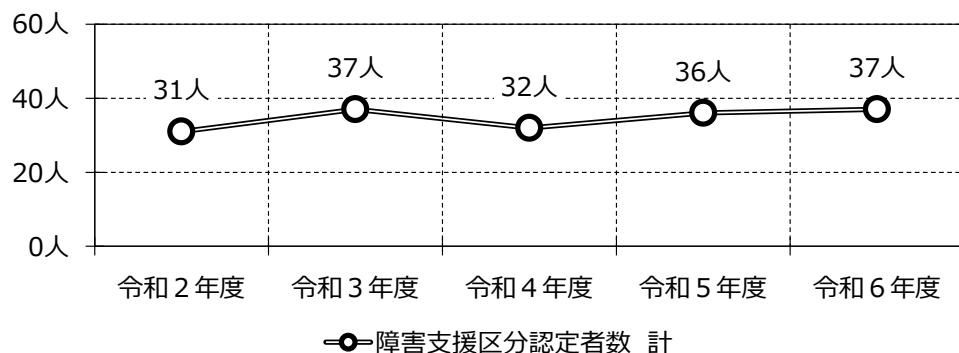
#### 5) 自立支援医療等の状況



自立支援医療の受給状況をみると、「自立支援医療（精神通院）」が多く、令和6年度まで100人台で推移しています。

「自立支援医療（更生医療）」については、10人前後でほぼ横ばいに推移していますが、令和3年度以降はわずかに減少し続けています。

## 6) 障害支援区分の認定状況



	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区分 1	1人	1人	0人	1人	2人
区分 2	5人	3人	4人	4人	4人
区分 3	7人	8人	6人	6人	8人
区分 4	7人	5人	9人	10人	5人
区分 5	7人	10人	7人	10人	8人
区分 6	4人	10人	6人	5人	10人
児童	0人	0人	0人	0人	0人
計	31人	37人	32人	36人	37人

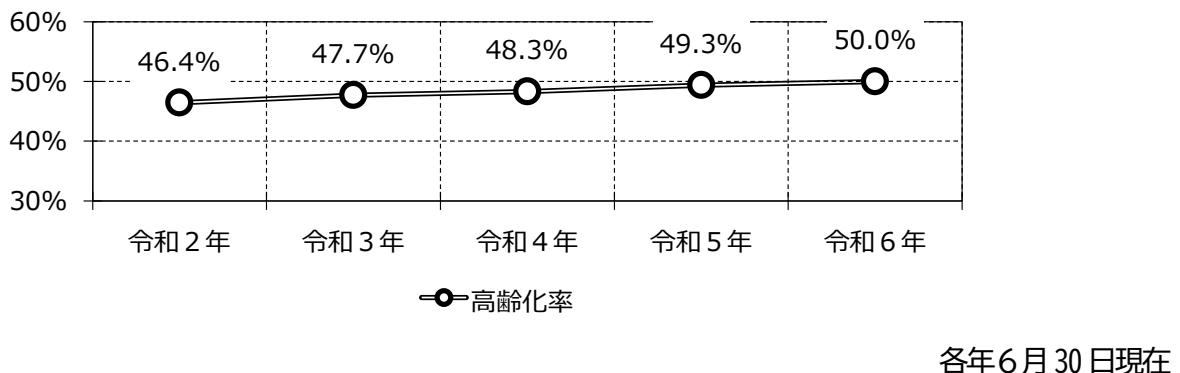
各年度3月末現在

障害支援区分の認定者数はやや増加傾向にあり、令和2年度の31人から令和6年度には37人と、6人増加しています。

区分の内訳をみると、各区分おおむね横ばいに推移していますが、「区分4」と「区分6」は年度による増減がやや大きくなっています。

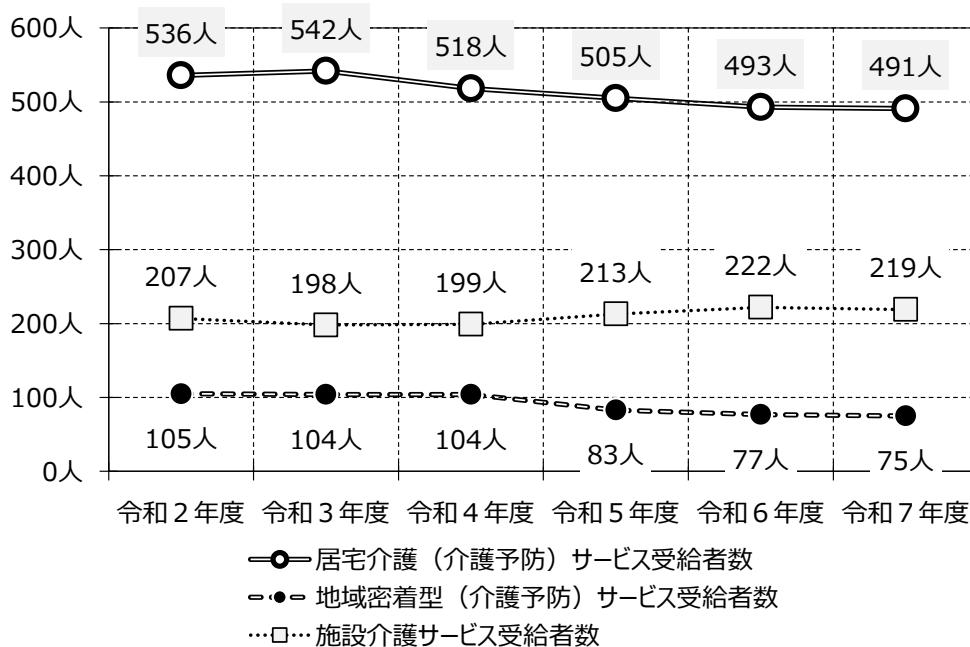
## (5) 高齢者を取り巻く状況

### 1) 高齢化率の推移



高齢化率は令和2年の46.4%から右肩上がりに上昇しており、令和6年には50.0%と、総人口の半数は高齢者という状況となっています。

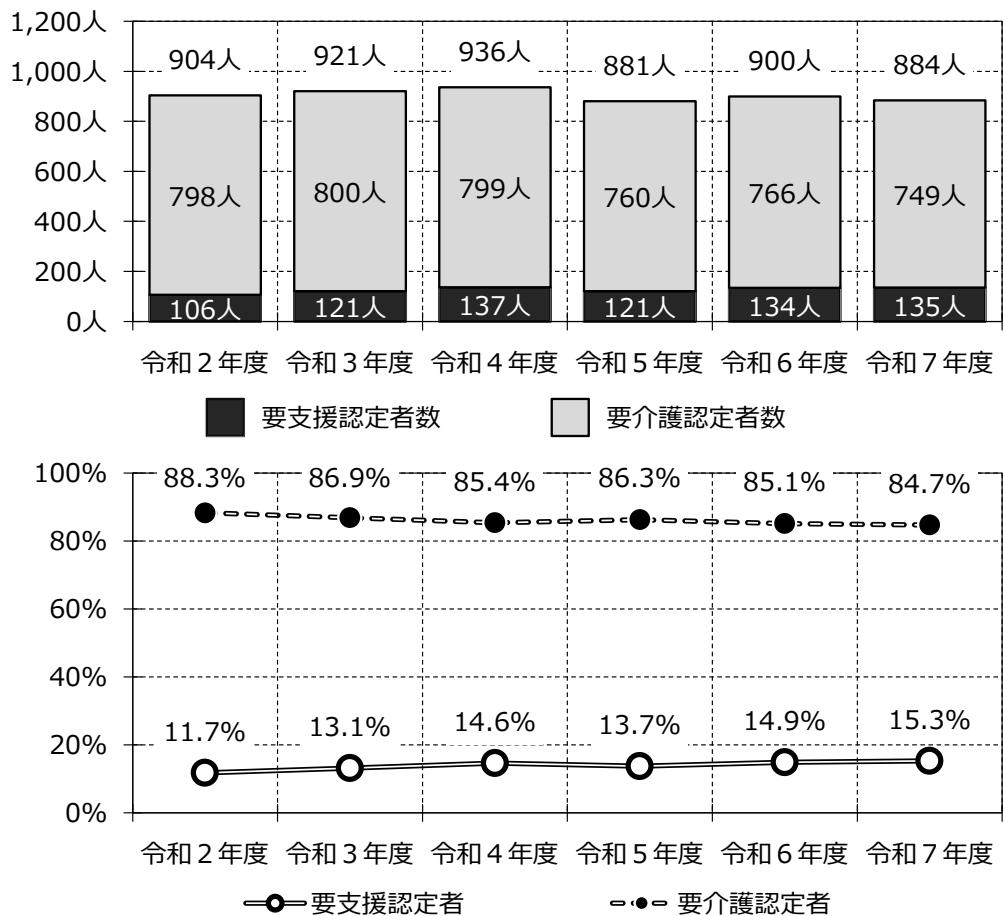
### 2) 介護保険サービスの利用状況



介護保険サービスの利用状況をみると、「居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の受給者数が500人前後の水準でもっとも多いものの、やや減少傾向にあります。ついで「施設介護サービス受給者数」の受給者がやや増加傾向となっています。

「地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の受給者数は人数的に少なく、減少傾向にあり、令和7年度には75人となっています。

### 3) 要支援・要介護認定数の推移



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	20人	32人	50人	40人	49人	46人
要支援2	86人	89人	87人	81人	85人	89人
要介護1	160人	186人	209人	202人	216人	204人
要介護2	227人	209人	182人	177人	185人	189人
要介護3	182人	178人	176人	177人	152人	146人
要介護4	137人	148人	148人	133人	125人	122人
要介護5	92人	79人	84人	71人	88人	88人
計	904人	921人	936人	881人	900人	884人

各年度3月末現在(令和7年度は5月末)、介護保険事業状況報告（月報）

「要支援認定者」、「要介護認定者」認定者数は年度による増減はあるものの、おおむね 900 人前後で推移しています。

認定者の中では「要介護認定者」が圧倒的に多く、常に認定者の 8割以上を占めていますが、令和4年度以降はやや減少傾向にあり、令和7年度は 749 人と、令和2年度から 49 人の減少となっています。

「要支援認定者」はやや増加傾向にあり、令和4、6、7年度には 130 人以上となっています。

## (6) 保健事業の状況

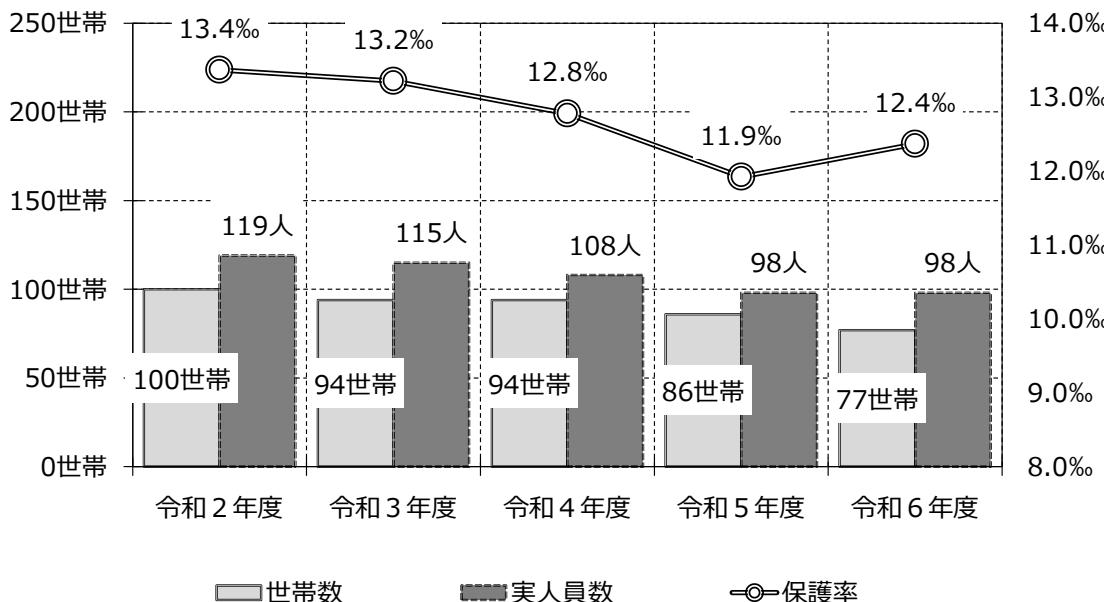
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康手帳	交付件数	11件	2件	4件	34件	17件
健康教育	回数	85回	36回	30回	107回	115回
	延べ参加人数	813人	331人	248人	1,289人	1,376人

各年度3月末現在

保健事業の状況は上記の通りとなっており、健康手帳の交付件数も、健康教育の開催数や参加人数も増加傾向となっています。

## (7) 特別な支援を必要とする人の状況

### 1) 生活保護の状況



※‰（パーミル）とは、1/1000を1とする単位  
各年度3月末現在

生活保護の状況をみると、生活保護を受ける世帯数、実人員数ともにやや減少傾向にあり、令和6年度は世帯数が77世帯、実人員数が98人となっています。

保護率もおおむね低下しており、令和2年度の13.4%から令和5年度以降は12%前後の水準まで低下しています。

## 2) 要保護・準要保護児童・生徒の状況

### ①小学校

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	要保護	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	準要保護	19人	21人	13人	11人	12人	13人

各年度5月1日現在

要保護・準要保護児童の状況をみると、要保護児童は少なく、令和5年度以降は0人となっています。

準要保護児童も令和2年度には19人でしたが、令和7年度には13人まで減少しています。

### ②中学校

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中学校	要保護	2人	3人	3人	1人	0人	0人
	準要保護	22人	18人	11人	9人	10人	11人

各年度5月1日現在

要保護・準要保護生徒の状況をみると、要保護生徒は令和6年度以降0人となっています。

準要保護生徒も減少傾向にあり、令和2年度の22人から令和7年度は11人と半減しています。

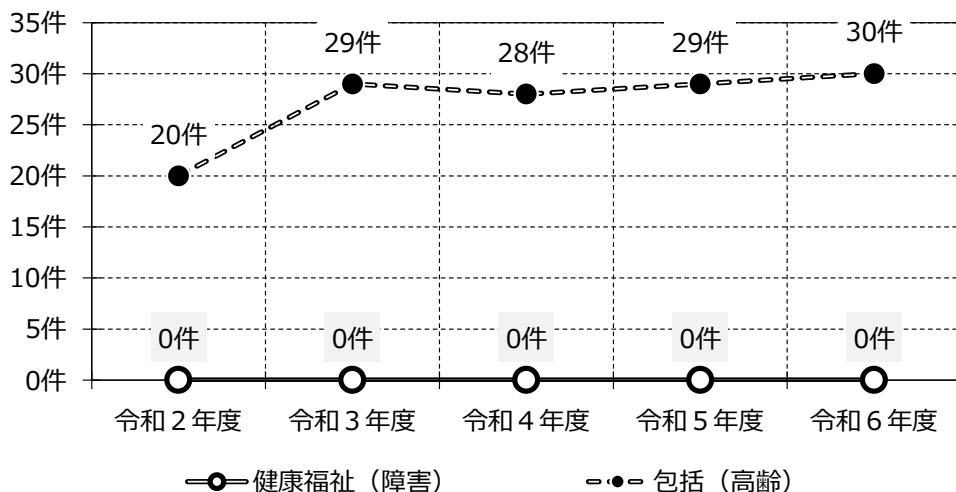
## (8) 成年後見制度利用者数の状況

### 1) 成年後見等申立者数（本人住所地が本町にあるもの）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定後見	後見	0人	0人	0人	1人	1人
	保佐	0人	0人	0人	0人	0人
	補助					
任意後見						

成年後見等申立者数の推移をみると、申立者はほとんどなく、令和7年まで「任意後見」はなく、すべて「法定後見」となっており、その中でも「保佐」と「補助」はなく、令和5、6年度に「後見」が1人となっています。

### 2) 相談窓口における成年後見制度等相談件数



相談窓口における成年後見制度等相談件数の推移をみると、「健康福祉（障害）」での相談はなく、「包括（高齢）」での相談が令和3年度以降30件前後となっています。

### 3) 町長申立て件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立て件数	1件	0件	0件	1件	0件

町長申立て件数の推移をみると、申立てはほとんどなく、令和2年度と令和5年度にそれぞれ1件となっています。

## 2. アンケート調査結果のポイント

### (1) 調査の目的

本調査は、「五城目町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の次期計画策定に向けた基礎資料とする目的として、町民の皆様の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、地域福祉に関する意見を把握するために実施したものです。

### (2) 調査の実施状況

#### ■調査期間

令和7年6月～7月

#### ■調査方法

郵送による配布・回収

#### ■調査対象

20歳以上 75歳未満の方、1,000名

#### ■回収状況

発送数	回収数	回収率
1,000 件	336 件	33.6%

#### ＜図表の見方＞

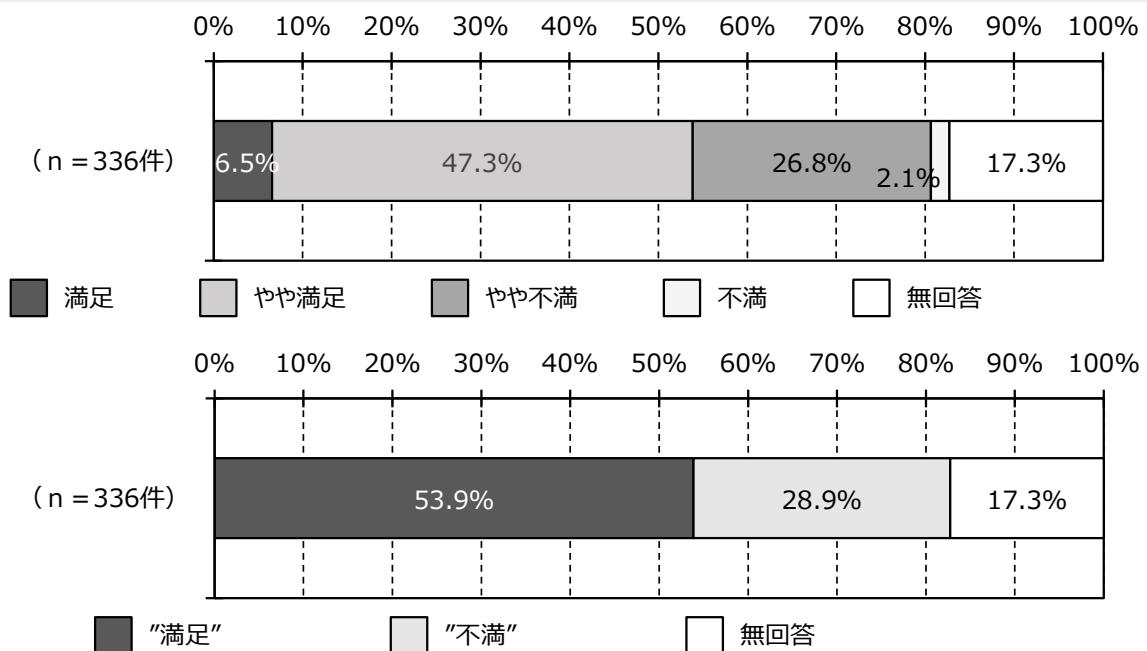
○図表の中のnは回答者の総数を意味しています。設問によっては、回答者が制限される（別の設問である選択肢を選んだ回答者のみ回答する場合など）ため、nの数は一定ではありません。

○比率は、nを100%とした百分比で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、表示されている百分比の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答が可能な設問では、その比率の合計が100%を上回ることがあります。

### (3) アンケート調査結果のポイント

#### 1) 町の福祉施策に対する評価



町の福祉施策の取組に対する総合的な評価について聞くと、「やや満足」という評価が47.3%でもっとも多くなっています。

「満足」(6.5%)とあわせると、「満足」という評価が53.9%と半数を超えており、「不満」(「やや不満」、「不満」)という評価を大きく上回っています。

※グラフに表示されている数字は小数点第2位以下の数字が四捨五入されているため、見た目の数字とコメント中の合算値の数字が一致しない場合があります。

#### [属性別にみた回答傾向]

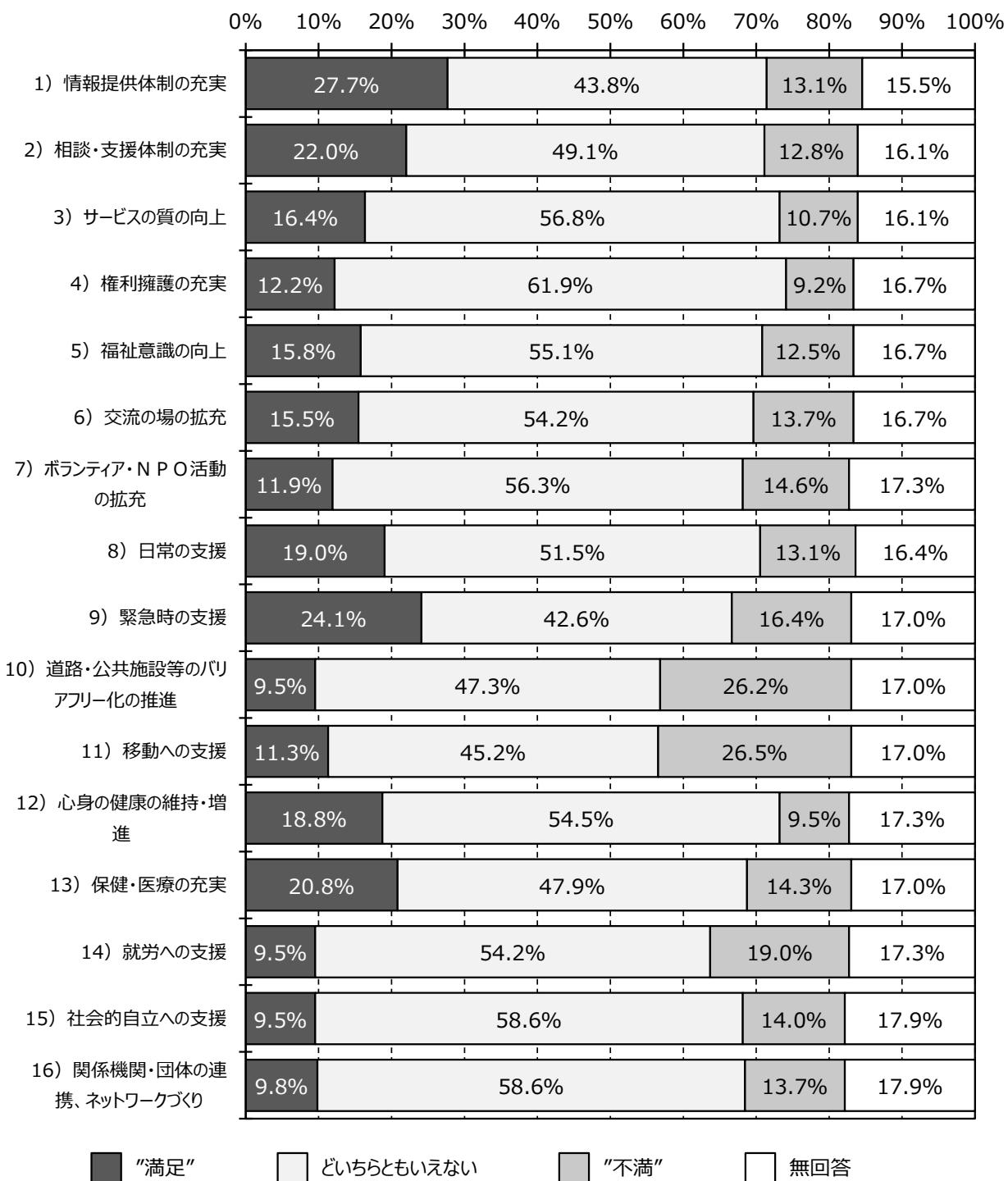
	n	”満足”	”不満”	無回答
全体	100.0%	53.9%	28.9%	17.3%
	336件	181件	97件	58件
居住地区	五城目地区	100.0%	52.7%	27.7%
		148件	78件	41件
	馬川地区	100.0%	53.6%	32.1%
		28件	15件	9件
	森山地区	100.0%	68.2%	22.7%
		22件	15件	5件
	馬場目地区	100.0%	51.4%	31.4%
	35件	18件	11件	6件
内川地区	富津内地区	100.0%	46.2%	35.9%
		39件	18件	14件
	内川地区	100.0%	35.0%	35.0%
	20件	7件	7件	6件
大川地区	大川地区	100.0%	68.2%	22.7%
		44件	30件	10件

居住地区別にみると、町の福祉施策の取組に対する総合的な評価は「内川地区」では“満足”(「満足」、「やや満足」)が35.0%、「富津内地区」では46.2%と他の地区に比べると割合が低くなっています。

## 2) 地域福祉の主な取組に対する満足度と重要度

### ①満足度

(n = 336件)

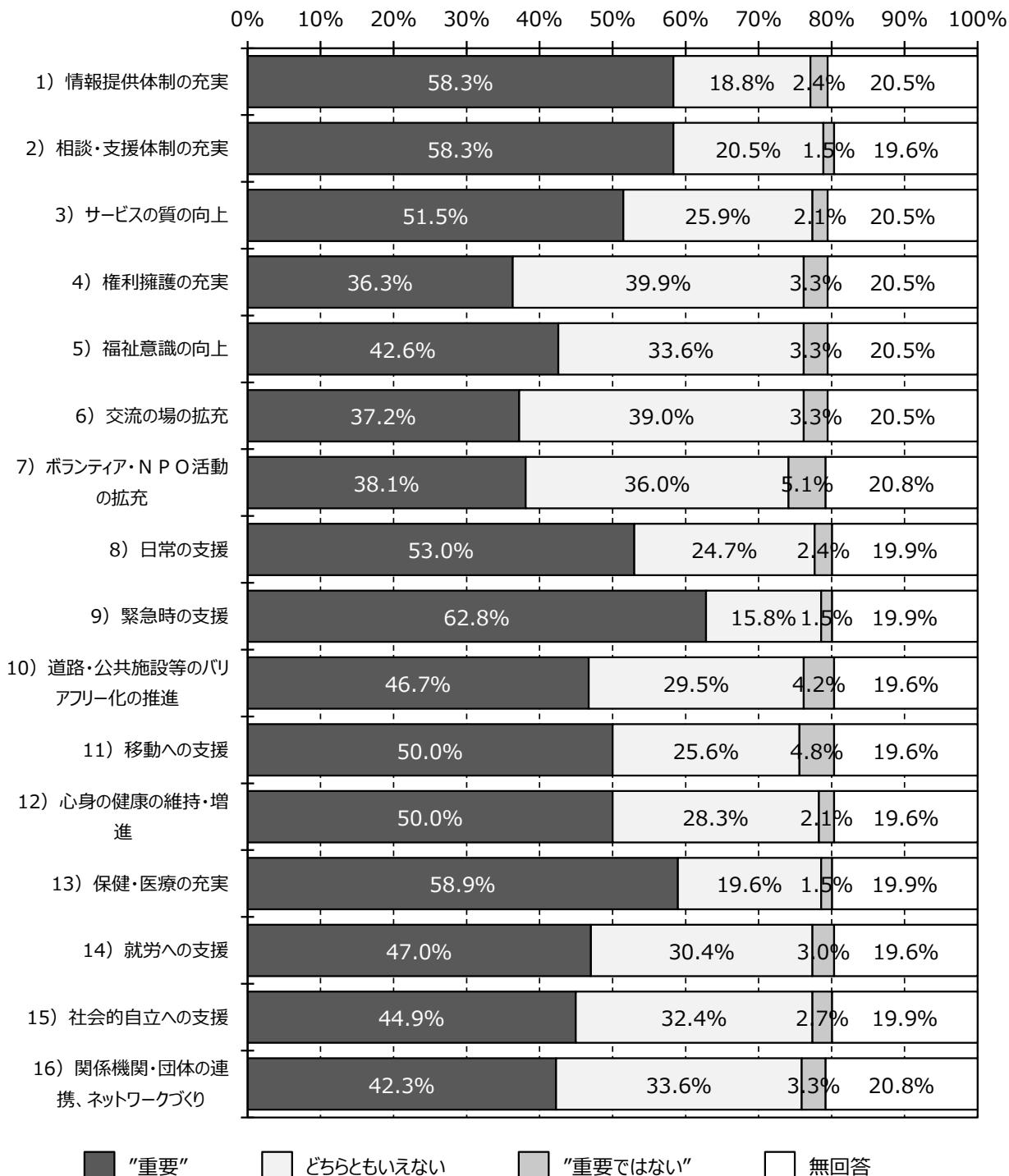


主な地域福祉施策に対して“満足”（「満足」、「やや満足」）とする回答が3割を超えるものではなく、いずれの施策について「どちらともいえない」という回答が多数を占めています。

“不満”（「やや不満」、「不満」）という回答も3割を超えるものはありませんが、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進と 11) 移動への支援については“不満”という回答が1/4を超えており、“満足”という回答の割合を10ポイント以上上回っています。

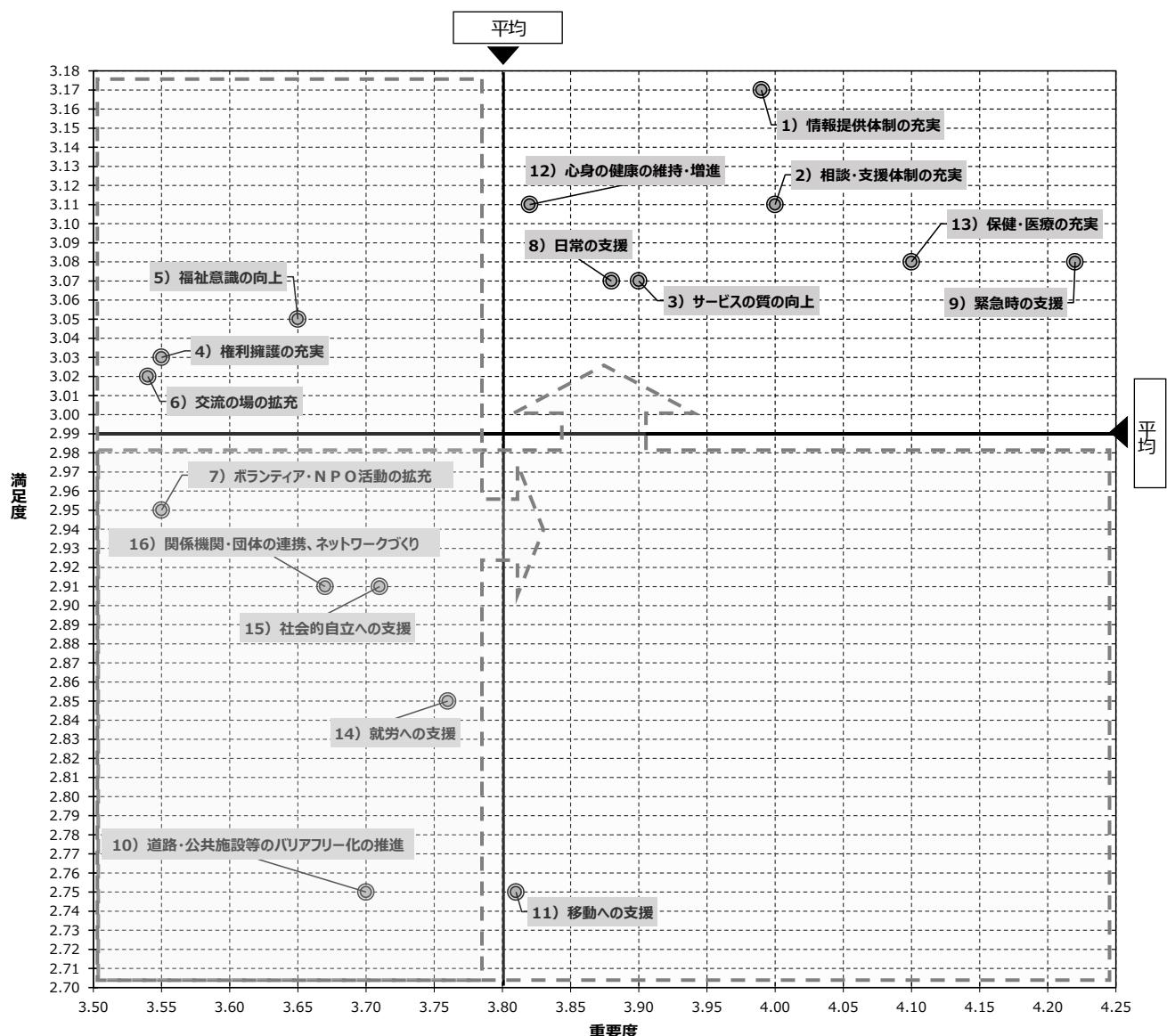
## ②重要度

(n = 336件)



主な地域福祉施策に対する今後的重要度について聞くと、いずれの施策もおおむね“重要”（「重要」、「やや重要」）という回答が多数を占めており、1) 情報提供体制の充実 (58.3%)、2) 相談・支援体制の充実 (58.3%)、9) 緊急時の支援 (62.8%)、13) 保健・医療の充実 (58.9%) についてはいずれも6割前後が今後も重要としています。

### ③満足度と重要度の関係



○満足度と重要度について、縦軸に満足度の平均得点、横軸に重要度の平均得点を使用して、主な施策の満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

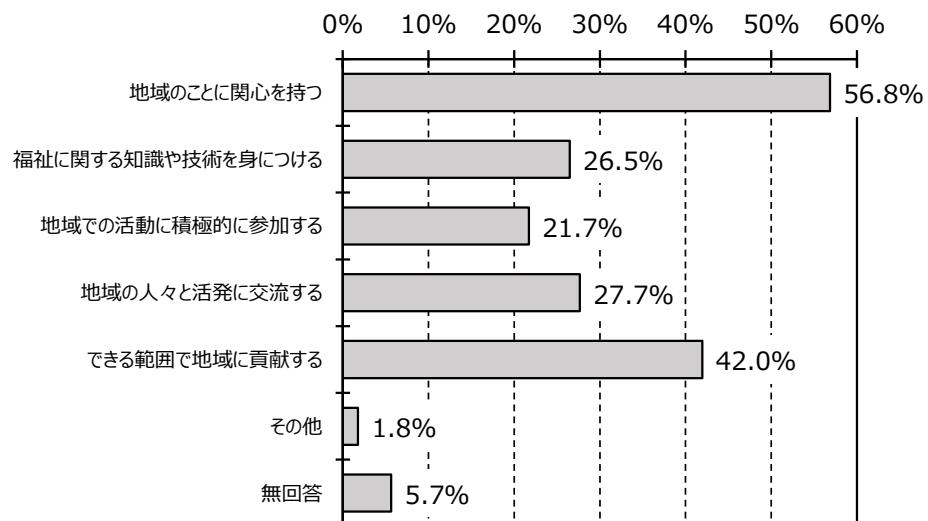
地域福祉の主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度や重要度が必ずしも高くはない施策も見受けられます。

今後、満足度が平均よりも低い施策については満足度の向上を図ることが必要であり、重要度が平均よりも低い施策については、施策の重要性について理解してもらえるような取組が必要と考えられます。

### 3) 自助・共助・公助において重要なこと

#### ①自助

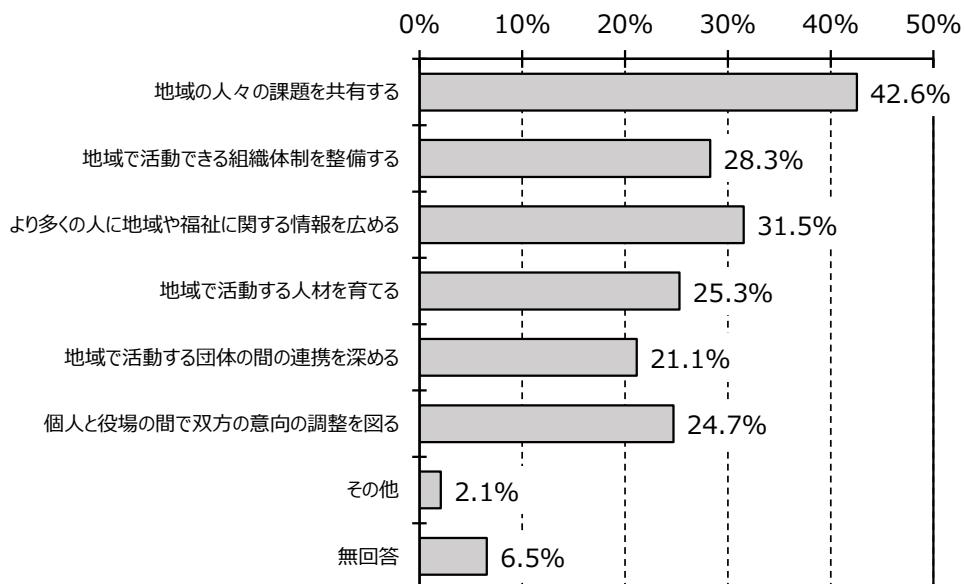
(n = 336件)



自助において重要なこととしては、「地域のことに関心を持つ」が56.8%でもっとも多く、ついで「できる範囲で地域に貢献する」が42.0%となっています。

#### ②共助

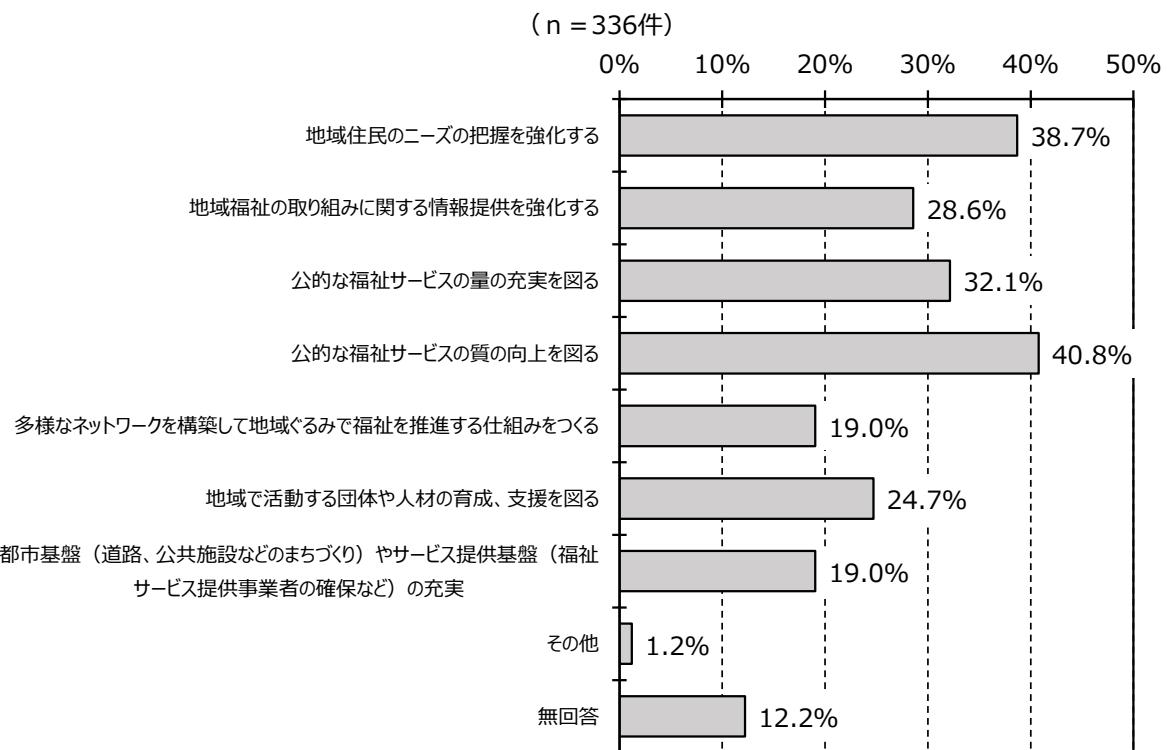
(n = 336件)



共助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」が42.6%でもっと多くなっています。

その他に「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(31.5%)、「地域で活動できる組織体制を整備する」(28.3%)などへの回答が3割前後を占めています。

### ③公助

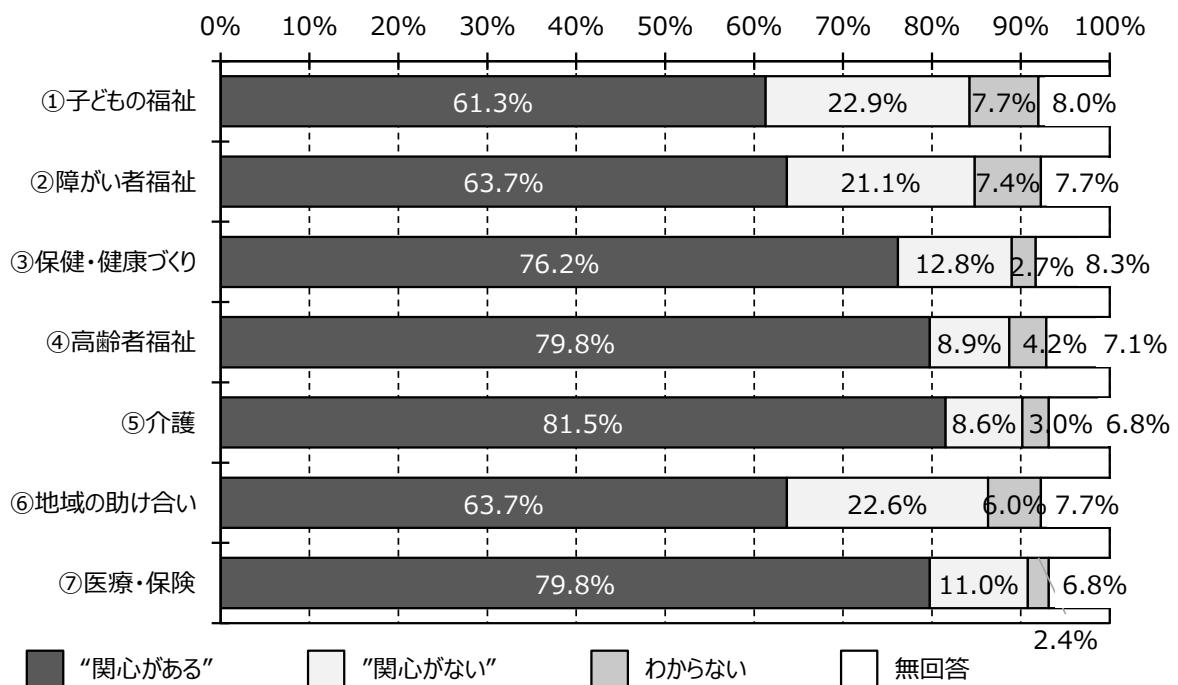


公助において重要なこととしては、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」(40.8%) や「地域住民のニーズの把握を強化する」(38.7%)への回答が多く、ともに4割前後を占めています。

## 4) 地域福祉に対する意識・考え方

### ①関心のある福祉分野

(n = 336件)



福祉の分野ごとの関心度をみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」をあわせた“関心がある”という回答はいずれの分野においても6割を超えていましたが、なかでも④高齢者福祉(79.8%)、⑤介護(81.5%)、⑦医療・保険(79.8%)については8割前後が“関心がある”としています。

### [属性別にみた回答傾向—①子どもの福祉]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0% 336件	61.3% 206件	22.9% 77件	7.7% 26件	8.0% 27件
年齢	20歳～29歳	100.0% 16件	62.5% 10件	25.0% 4件	12.5% 2件	0.0% 0件
	30歳～39歳	100.0% 25件	72.0% 18件	24.0% 6件	0.0% 0件	4.0% 1件
	40歳～49歳	100.0% 45件	71.1% 32件	22.2% 10件	2.2% 1件	4.4% 2件
	50歳～59歳	100.0% 52件	50.0% 26件	36.5% 19件	7.7% 4件	5.8% 3件
	60歳～64歳	100.0% 53件	60.4% 32件	30.2% 16件	1.9% 1件	7.5% 4件
	65歳～69歳	100.0% 60件	65.0% 39件	16.7% 10件	6.7% 4件	11.7% 7件
	70歳～74歳	100.0% 85件	57.6% 49件	14.1% 12件	16.5% 14件	11.8% 10件

年齢別にみると、①子どもの福祉に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、「30歳～39歳」、「40歳～49歳」で7割を超えており、他の年齢層よりも割合が高くなっています。

## [属性別にみた回答傾向—②障がい者福祉]

		n	“関心がある”	”関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	63.7%	21.1%	7.4%	7.7%
年齢	20歳～29歳	100.0%	50.0%	31.3%	18.8%	0.0%
		16件	8件	5件	3件	0件
	30歳～39歳	100.0%	60.0%	28.0%	8.0%	4.0%
		25件	15件	7件	2件	1件
	40歳～49歳	100.0%	71.1%	17.8%	6.7%	4.4%
		45件	32件	8件	3件	2件
	50歳～59歳	100.0%	61.5%	26.9%	5.8%	5.8%
		52件	32件	14件	3件	3件
年齢	60歳～64歳	100.0%	67.9%	24.5%	1.9%	5.7%
		53件	36件	13件	1件	3件
	65歳～69歳	100.0%	61.7%	23.3%	5.0%	10.0%
		60件	37件	14件	3件	6件
	70歳～74歳	100.0%	63.5%	11.8%	11.8%	12.9%
		85件	54件	10件	10件	11件

年齢別にみると、②障がい者福祉に “関心がある”（「非常に関心がある」、「少しあは関心がある」）という回答は、「40歳～49歳」で7割を超えており、他の年齢層よりも割合が高くなっています。

## [属性別にみた回答傾向—③保健・健康づくり]

		n	“関心がある”	”関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	76.2%	12.8%	2.7%	8.3%
年齢	20歳～29歳	100.0%	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%
		16件	10件	4件	2件	0件
	30歳～39歳	100.0%	68.0%	28.0%	0.0%	4.0%
		25件	17件	7件	0件	1件
	40歳～49歳	100.0%	82.2%	13.3%	0.0%	4.4%
		45件	37件	6件	0件	2件
	50歳～59歳	100.0%	71.2%	19.2%	1.9%	7.7%
		52件	37件	10件	1件	4件
年齢	60歳～64歳	100.0%	79.2%	11.3%	0.0%	9.4%
		53件	42件	6件	0件	5件
	65歳～69歳	100.0%	75.0%	10.0%	3.3%	11.7%
		60件	45件	6件	2件	7件
	70歳～74歳	100.0%	80.0%	4.7%	4.7%	10.6%
		85件	68件	4件	4件	9件

年齢別にみると、③保健・健康づくりに “関心がある”（「非常に関心がある」、「少しあは関心がある」）という回答は、「40歳～49歳」と「70歳～74歳」で8割を超えており、他の年齢層よりも割合が高くなっています。

## [属性別にみた回答傾向—④高齢者福祉]

		n	“関心がある”	”関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	79.8%	8.9%	4.2%	7.1%
年齢	20歳～29歳	100.0%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%
	30歳～39歳	100.0%	72.0%	20.0%	4.0%	4.0%
	40歳～49歳	100.0%	75.6%	15.6%	2.2%	6.7%
	50歳～59歳	100.0%	78.8%	9.6%	5.8%	5.8%
	60歳～64歳	100.0%	88.7%	3.8%	1.9%	5.7%
	65歳～69歳	100.0%	85.0%	1.7%	3.3%	10.0%
	70歳～74歳	100.0%	81.2%	4.7%	4.7%	9.4%

年齢別にみると、④高齢者福祉に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しほは関心がある」）という回答は、60歳以上の年齢層で関心が高く、60歳以上のいずれの年齢層においても8割以上が関心があるとしています。

## [属性別にみた回答傾向—⑤介護]

		n	“関心がある”	”関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	81.5%	8.6%	3.0%	6.8%
年齢	20歳～29歳	100.0%	56.3%	31.3%	12.5%	0.0%
	30歳～39歳	100.0%	80.0%	16.0%	0.0%	4.0%
	40歳～49歳	100.0%	75.6%	17.8%	2.2%	4.4%
	50歳～59歳	100.0%	80.8%	9.6%	3.8%	5.8%
	60歳～64歳	100.0%	86.8%	3.8%	1.9%	7.5%
	65歳～69歳	100.0%	85.0%	3.3%	3.3%	8.3%
	70歳～74歳	100.0%	84.7%	3.5%	2.4%	9.4%

年齢別にみると、⑤介護に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しほは関心がある」）という回答は、「20歳～29歳」では5割台と割合がやや低く、「40歳～49歳」では7割台と他の年齢層よりもやや割合が低いものの、それ以外の年齢層では8割以上が関心があるとしています。

## [属性別にみた回答傾向—⑥地域の助け合い]

		n	“関心がある”	”関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	63.7%	22.6%	6.0%	7.7%
年齢	20歳～29歳	100.0%	43.8%	37.5%	18.8%	0.0%
		16件	7件	6件	3件	0件
	30歳～39歳	100.0%	56.0%	32.0%	8.0%	4.0%
		25件	14件	8件	2件	1件
	40歳～49歳	100.0%	60.0%	31.1%	4.4%	4.4%
		45件	27件	14件	2件	2件
	50歳～59歳	100.0%	61.5%	30.8%	1.9%	5.8%
		52件	32件	16件	1件	3件
年齢	60歳～64歳	100.0%	67.9%	22.6%	1.9%	7.5%
		53件	36件	12件	1件	4件
	65歳～69歳	100.0%	68.3%	15.0%	5.0%	11.7%
		60件	41件	9件	3件	7件
	70歳～74歳	100.0%	67.1%	12.9%	9.4%	10.6%
		85件	57件	11件	8件	9件

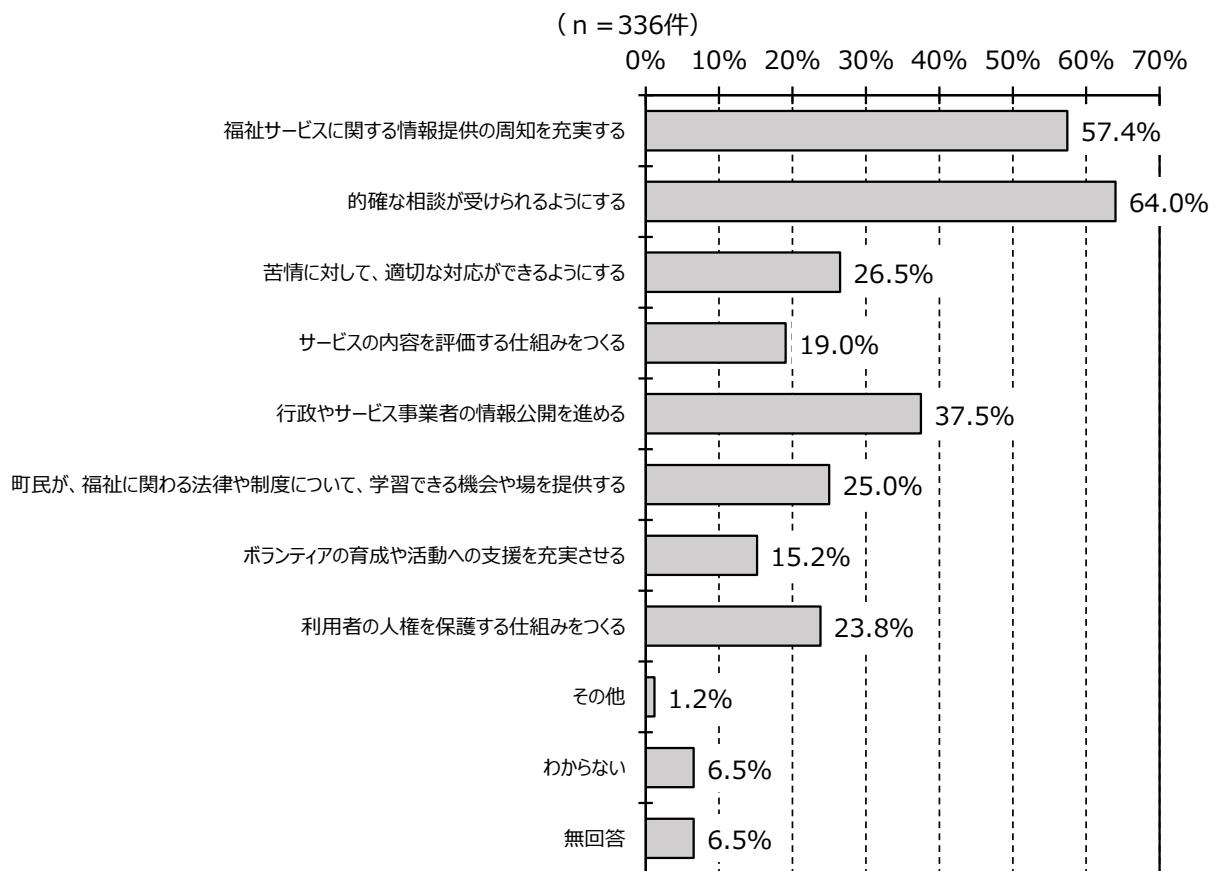
年齢別にみると、⑥地域の助け合いに“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しあは関心がある」）という回答は、おおむね年齢が上がるほど関心があるという回答の割合は高く、60歳以上では7割弱を占めています。

## [属性別にみた回答傾向—⑦医療・保険]

		n	“関心がある”	”関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	79.8%	11.0%	2.4%	6.8%
年齢	20歳～29歳	100.0%	68.8%	18.8%	12.5%	0.0%
		16件	11件	3件	2件	0件
	30歳～39歳	100.0%	84.0%	12.0%	0.0%	4.0%
		25件	21件	3件	0件	1件
	40歳～49歳	100.0%	77.8%	17.8%	0.0%	4.4%
		45件	35件	8件	0件	2件
	50歳～59歳	100.0%	75.0%	21.2%	0.0%	3.8%
		52件	39件	11件	0件	2件
年齢	60歳～64歳	100.0%	88.7%	3.8%	0.0%	7.5%
		53件	47件	2件	0件	4件
	65歳～69歳	100.0%	80.0%	6.7%	3.3%	10.0%
		60件	48件	4件	2件	6件
	70歳～74歳	100.0%	78.8%	7.1%	4.7%	9.4%
		85件	67件	6件	4件	8件

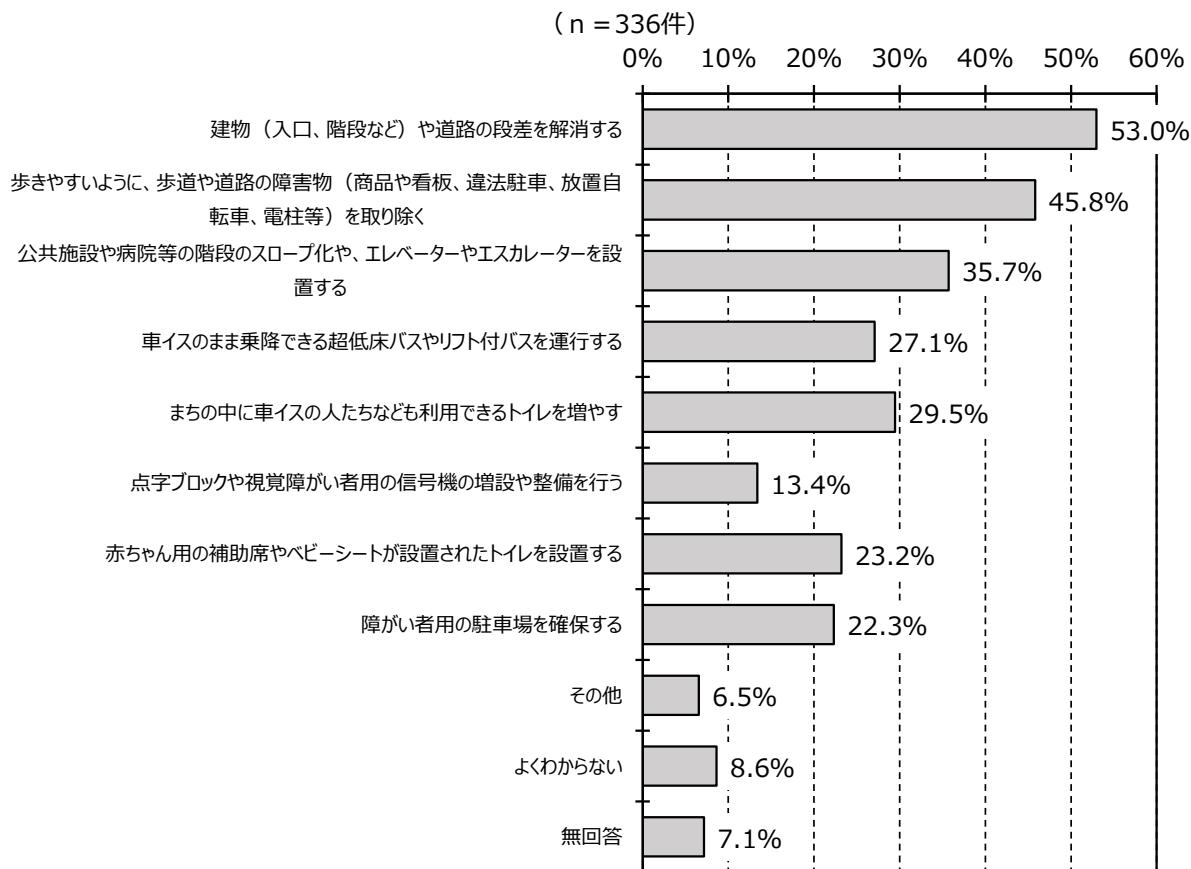
年齢別にみると、⑦医療・保険に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しあは関心がある」）という回答は、「30歳～39歳」、「60歳～64歳」、「65歳～69歳」で8割を超えており、他の年齢層よりも割合が高くなっています。

## ②利用者本位の「福祉サービス」を実現するために必要なこと



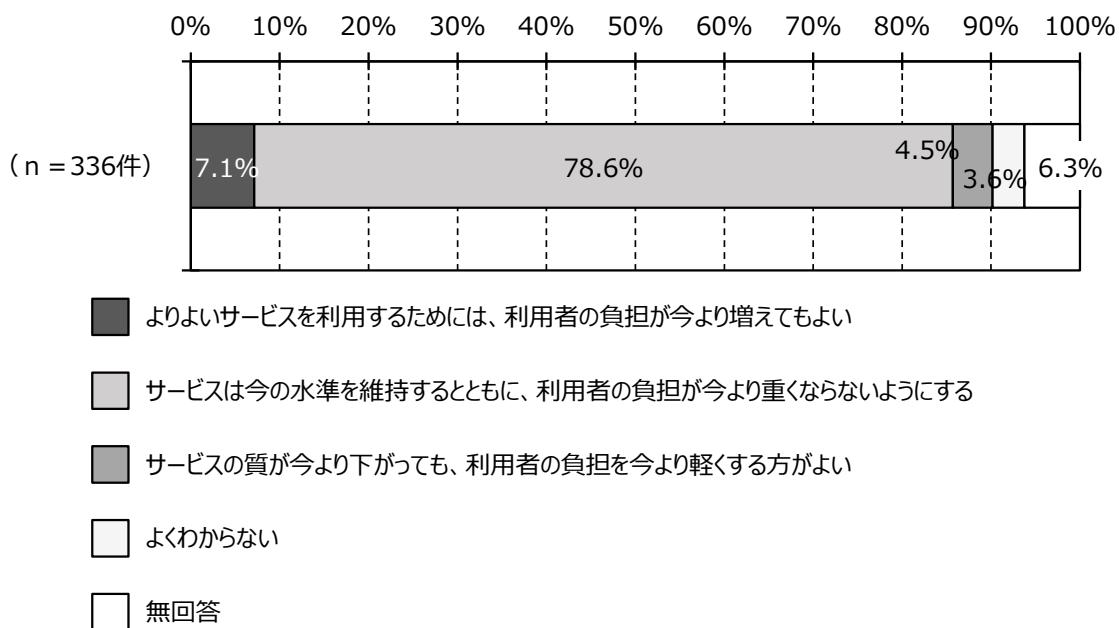
利用者本位の「福祉サービス」を実現するためには「的確な相談が受けられるようにする」を挙げる人が 64.0%でもっとも多く、ついで「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実する」が 57.4%となっています。

### ③福祉のまちづくりについて



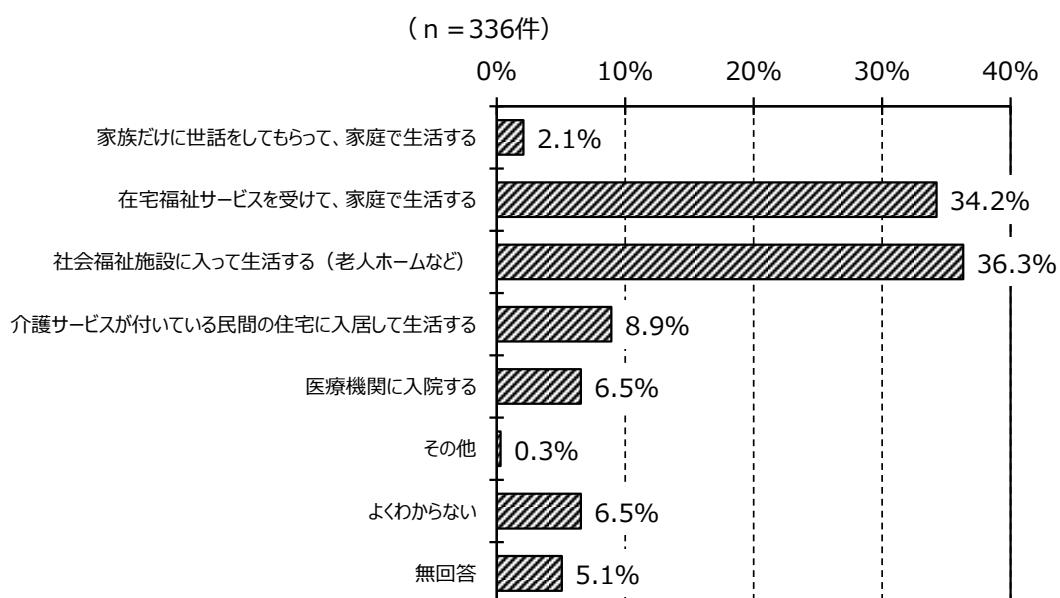
誰もが外出しやすいまちづくりを進める上で必要なこととしては、「建物（入口、階段など）や道路の段差を解消する」が 53.0%でもっとも多く、ついで「歩きやすいように、歩道や道路の障害物（商品や看板、違法駐車、放置自転車、電柱等）を取り除く」が 45.8%となっています。

## ④福祉サービスの水準と費用負担の考え方



福祉サービスの水準と費用負担の在り方については、「サービスは今の水準を維持するとともに、利用者の負担が今より重くならないようにする」への回答が 78.6%でもっとも多く、全体の 8 割近くを占めています。

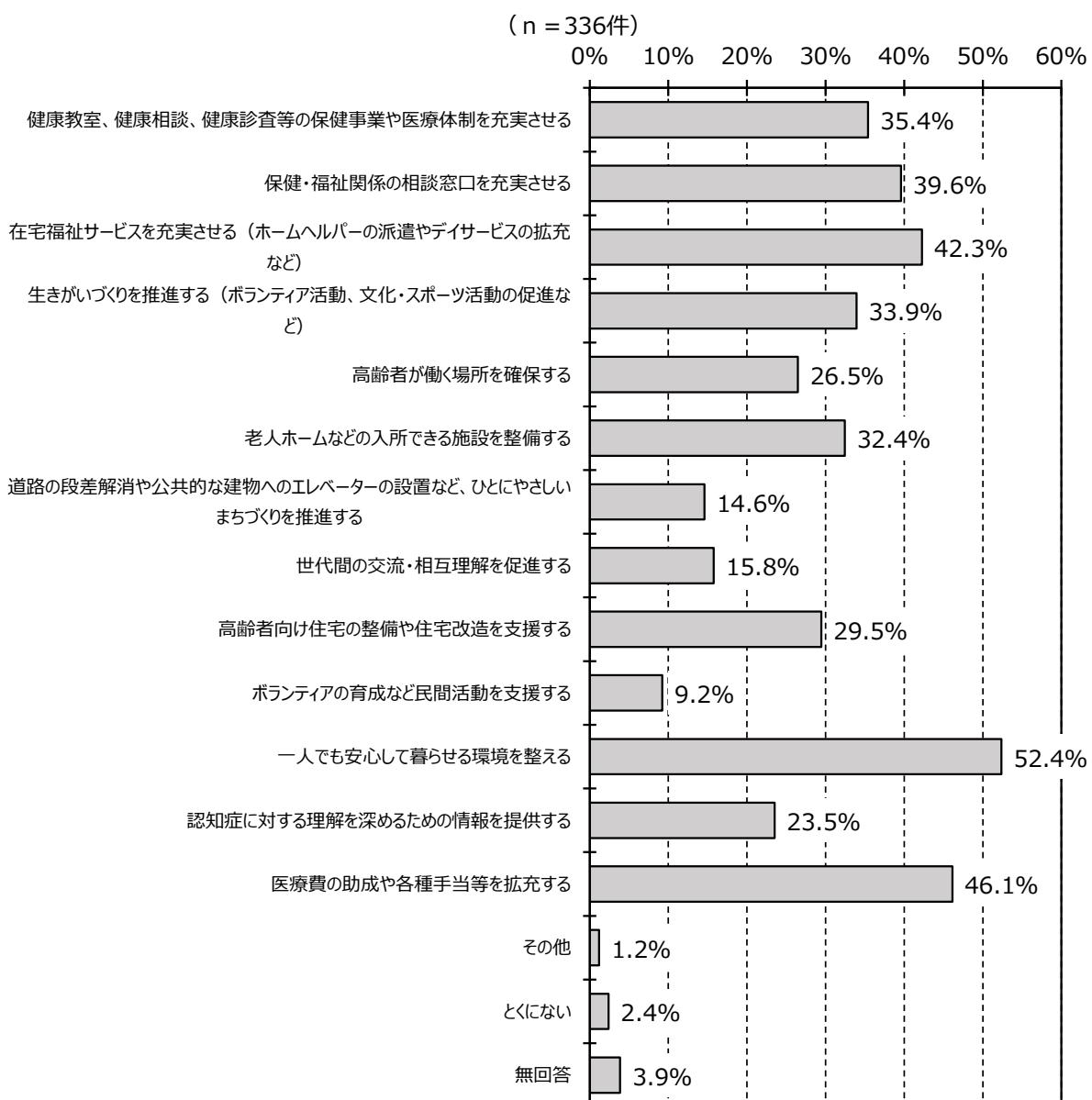
## ⑤希望する介護の在り方



長期間にわたって介護が必要になったときに希望する介護の在り方については、「社会福祉施設に入りて生活する（老人ホームなど）」が 36.3%、「在宅福祉サービスを受けて、家庭で生活する」が 34.2%とほぼ同じ割合を占めており、施設系サービスの希望と在宅ケアの希望が拮抗しています。

## 5) 福祉の個別分野に対する意識・要望

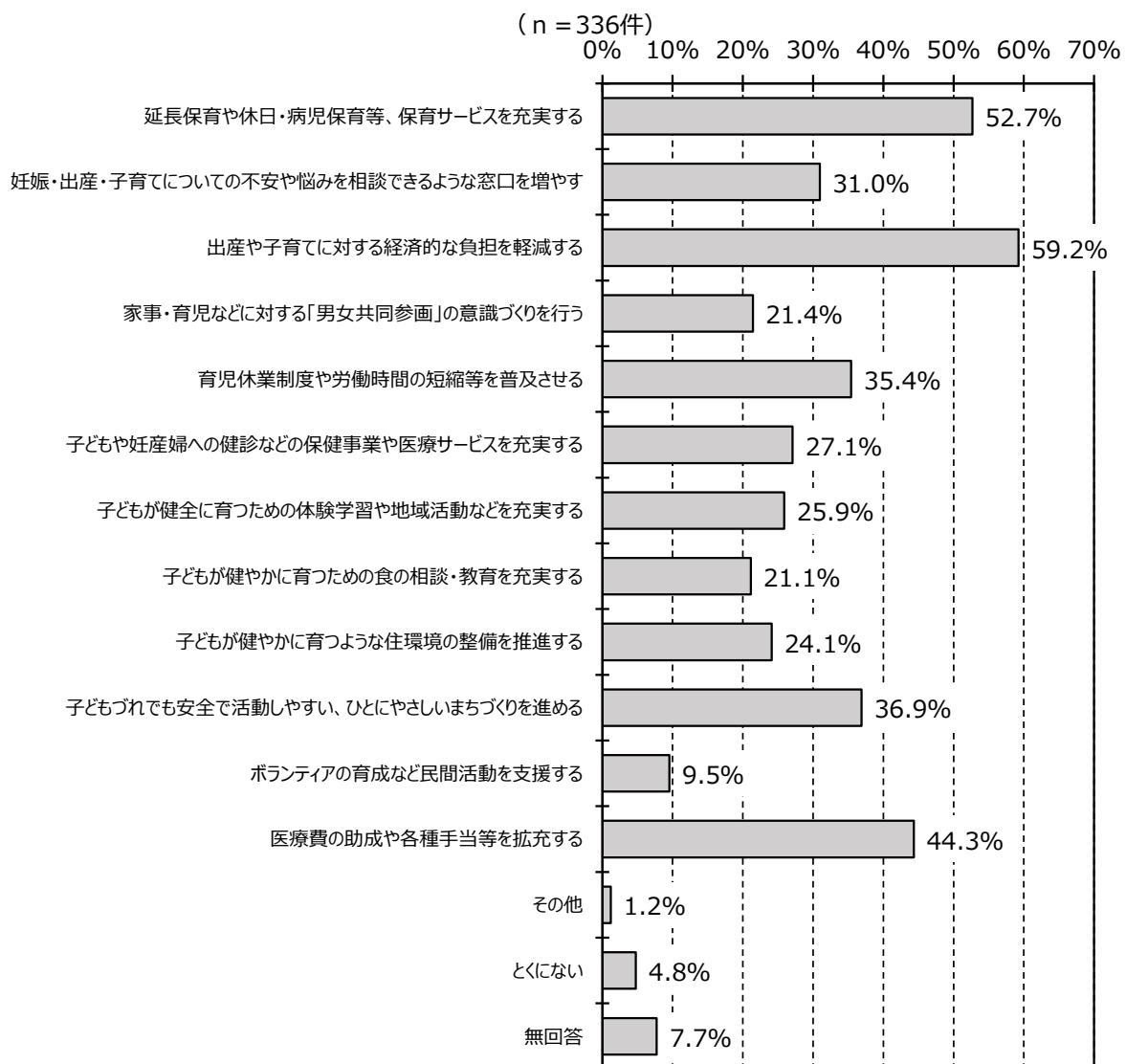
### ①高齢者福祉について



高齢者が安心して暮らすために必要なこととしては、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が52.4%でもっとも多く、ついで「医療費の助成や各種手当等を拡充する」が46.1%、「在宅福祉サービスを充実させる(ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など)」が42.3%となっています。

その他に「保健・福祉関係の相談窓口を充実させる」(39.6%)への回答も4割近くを占めています。

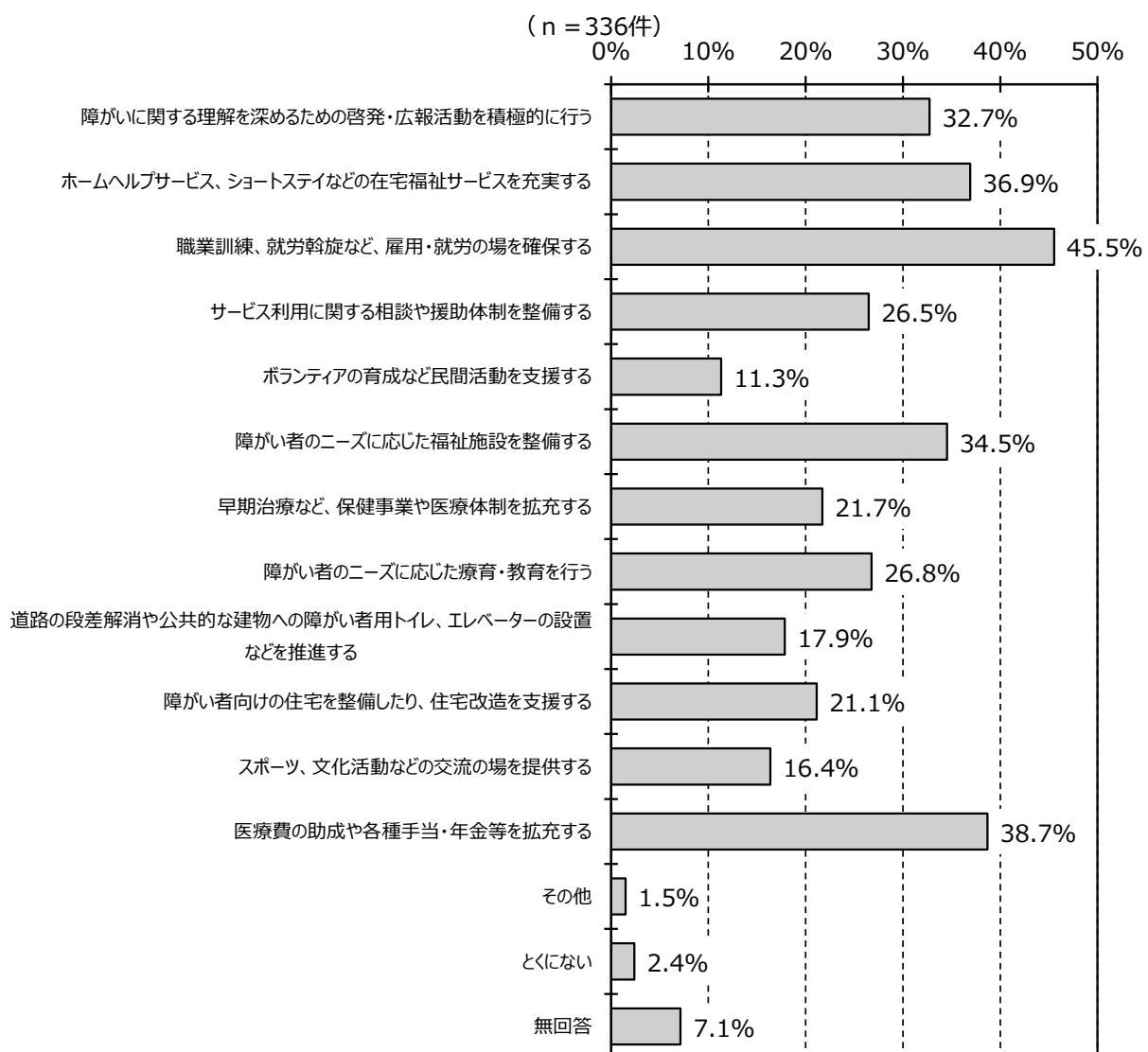
## ②子どもの福祉・保健について



子どもたちが健やかに育つために必要なこととしては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」が59.2%、「延長保育や休日・病児保育等、保育サービスを充実する」が52.7%で、ともに半数以上が必要としています。

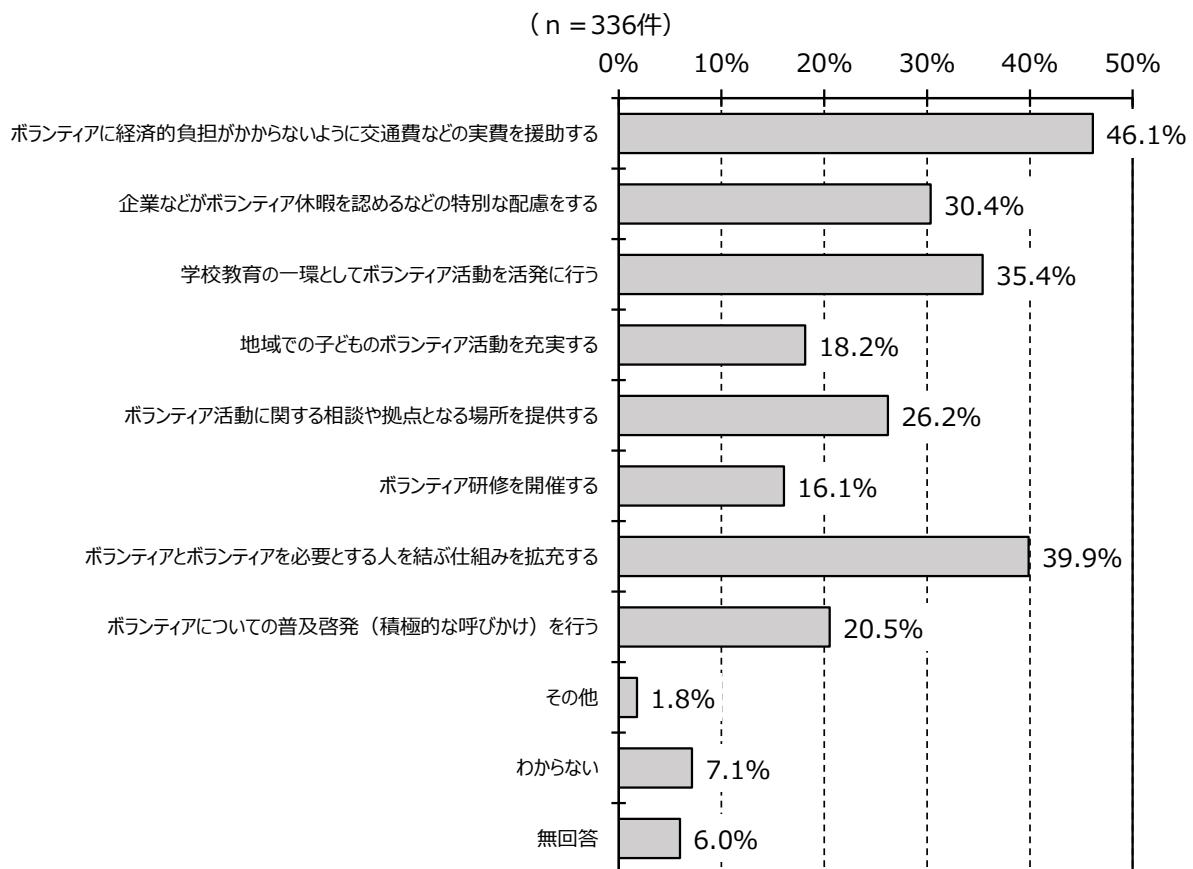
その他に「医療費の助成や各種手当等を拡充する」(44.3%)への回答が4割を超えています。

### ③障がい者福祉について



障がいのある人が安心して暮らすために大切なこととしては、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」が45.5%でもっとも多く、ついで「障がいに関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う」(32.7%)、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」(36.9%)、「障がい者のニーズに応じた福祉施設を整備する」(34.5%)、「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」(38.7%)への回答がいずれも3割以上を占めています。

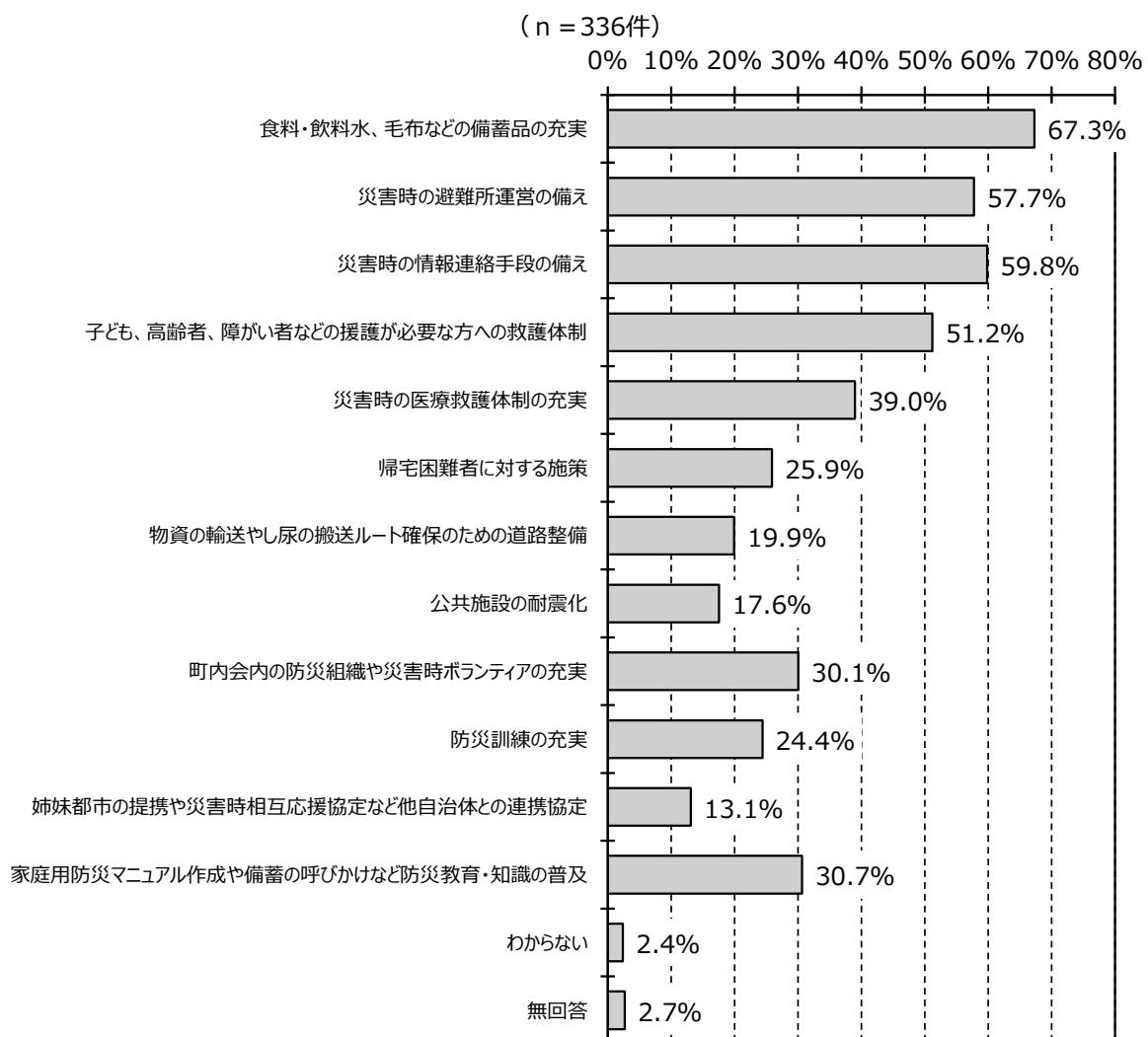
#### ④ボランティア活動の推進のために必要なこと



ボランティア活動の推進のために必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が46.1%でもっとも多く、ついで「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」が39.9%となっています。

その他に「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」(30.4%)、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(35.4%)への回答も3割以上を占めています。

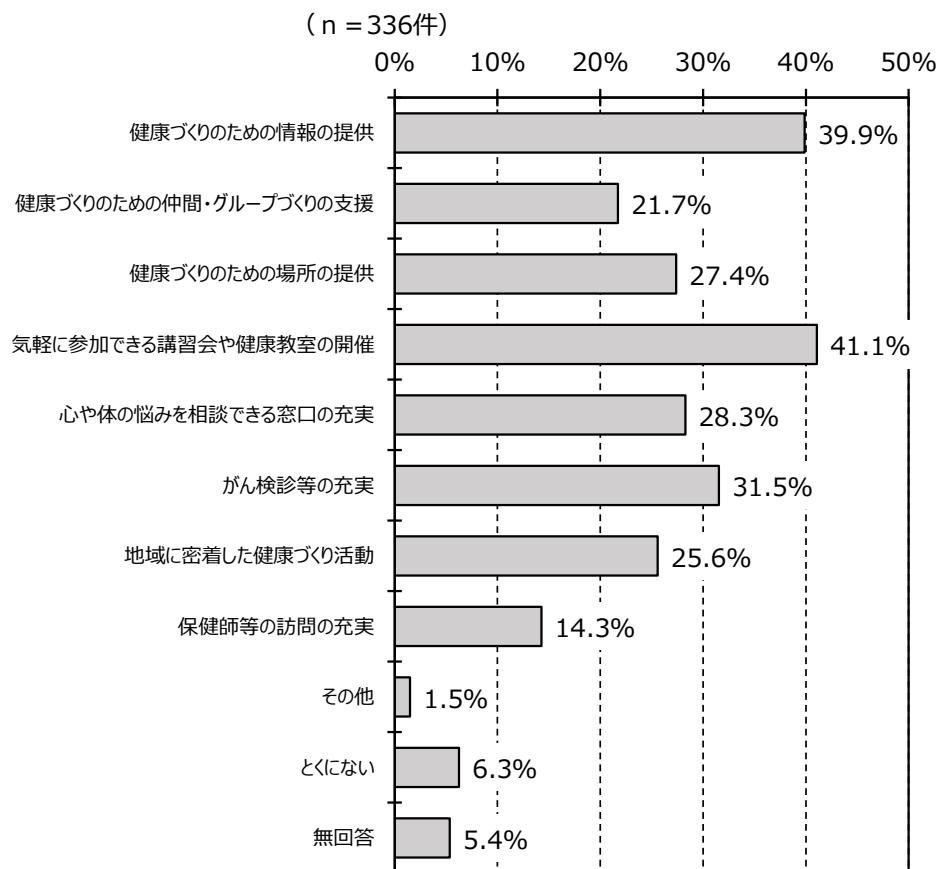
## ⑤防災対策について



防災対策を進めていくうえで重要なこととしては「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」が67.3%でもっと多くなっています。

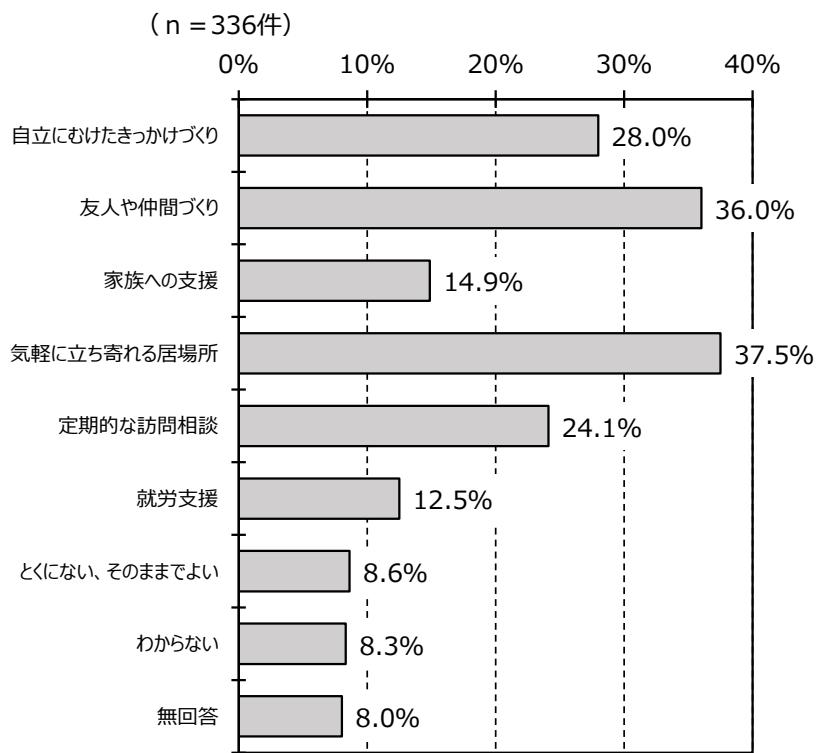
ついで「災害時の避難所運営の備え」(57.7%)、「災害時の情報連絡手段の備え」(59.8%)、「子ども、高齢者、障がい者などの援護が必要な方への救護体制」(51.2%)についても半数以上が重要として挙げています。

## ⑥健康づくりについて



健康津づくりのために必要な事業について聞くと、「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」(41.1%) と「健康づくりのための情報の提供」(39.9%)への回答がともに4割前後でもっとも多くなっています。

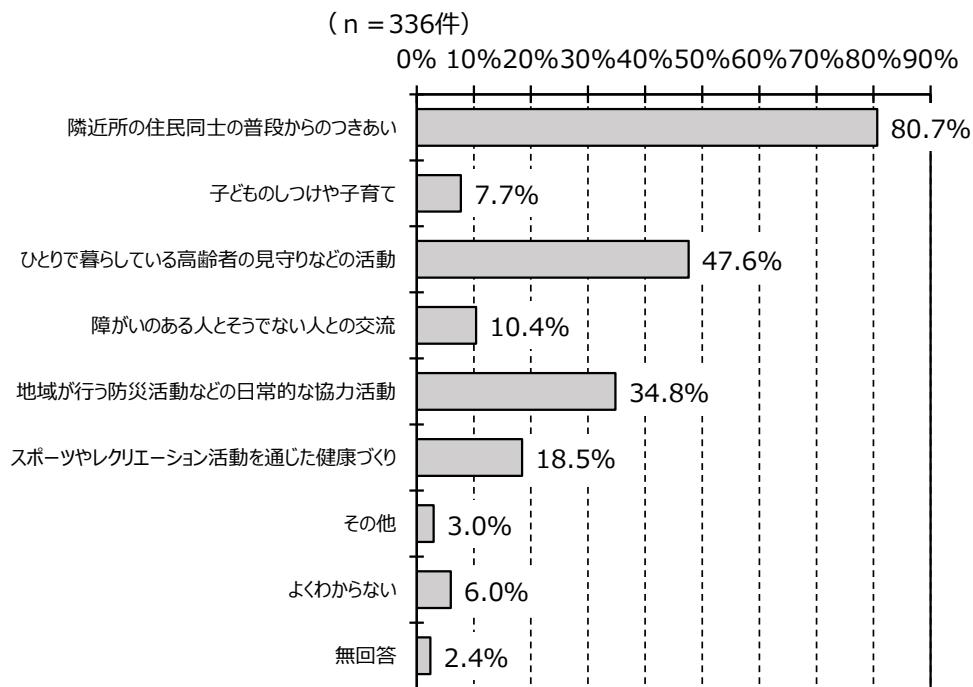
## ⑦引きこもり対策について



引きこもり者のために必要なこととしては、「気軽に立ち寄れる居場所」(37.5%) と「友人や仲間づくり」(36.0%) がともに3割以上を占めて多くなっています。

## 6) 地域福祉の推進について

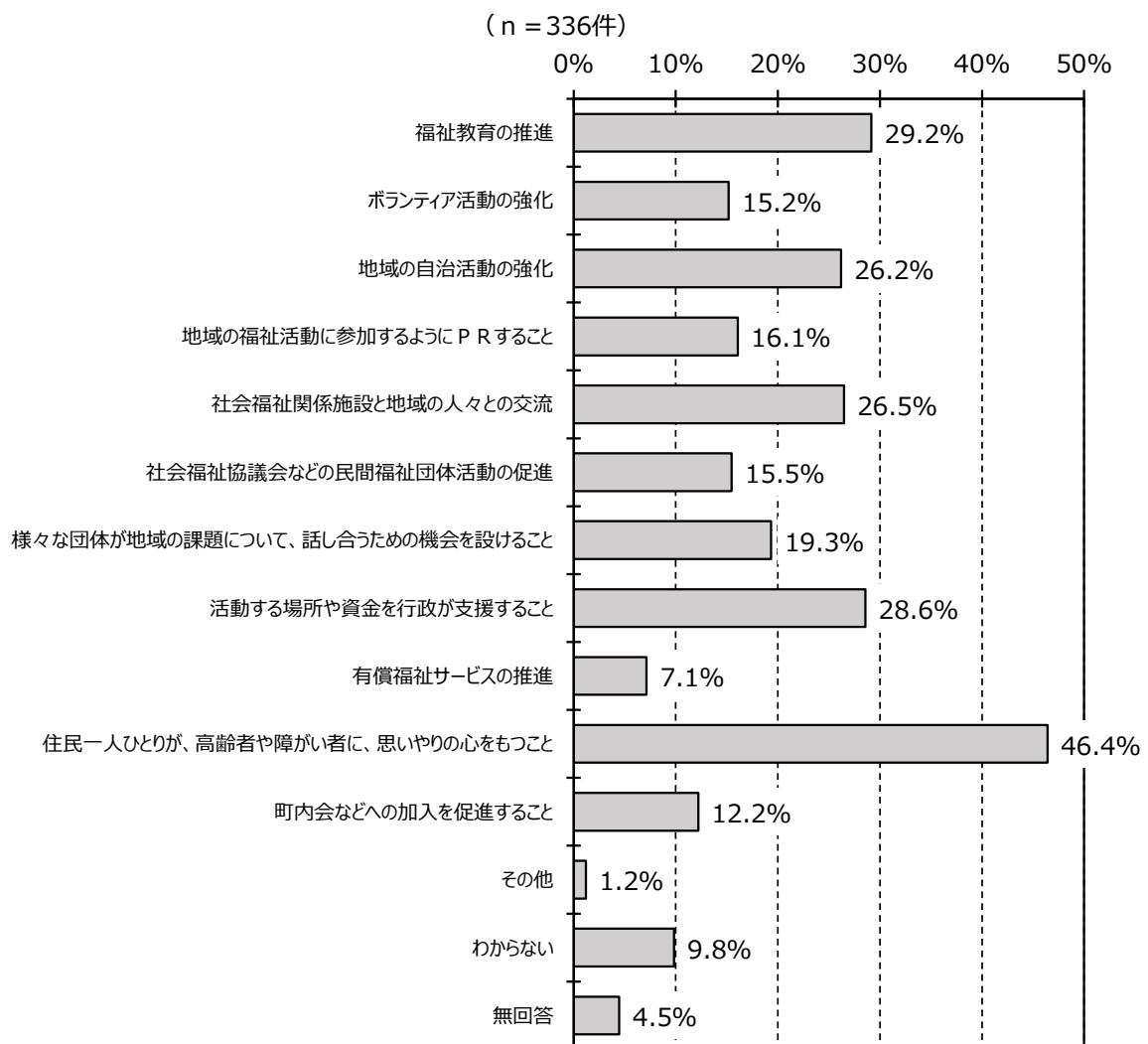
### ①地域での支え合いのために必要なこと



地域の人々がお互いに支え合っていくうえで大切なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」(80.7%)への回答が圧倒的に多く、全体の8割以上が挙げています。

その他に「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」(47.6%)、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」(34.8%)などが多く挙げられています。

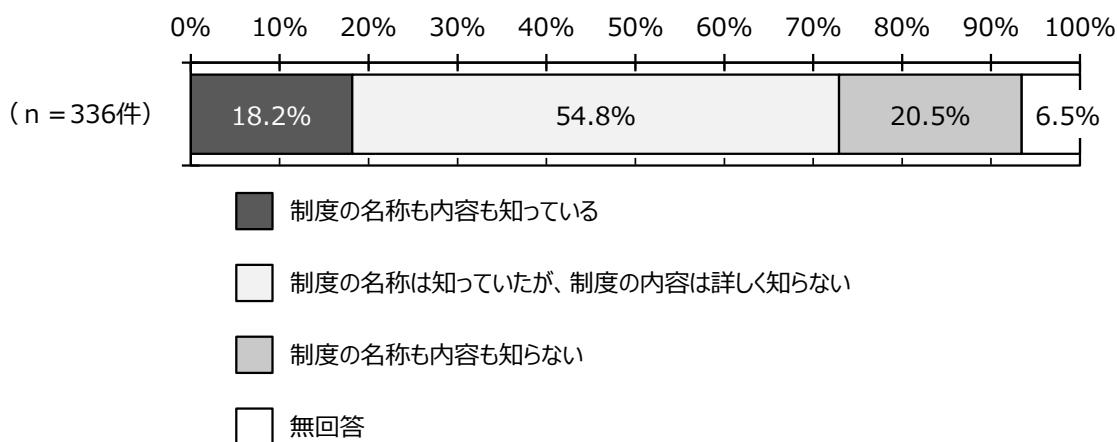
## ②地域福祉の推進において重要なこと



地域の社会福祉の推進を図るために重要なこととしては、「住民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心をもつこと」への回答が46.4%でもっとも多くなっています。

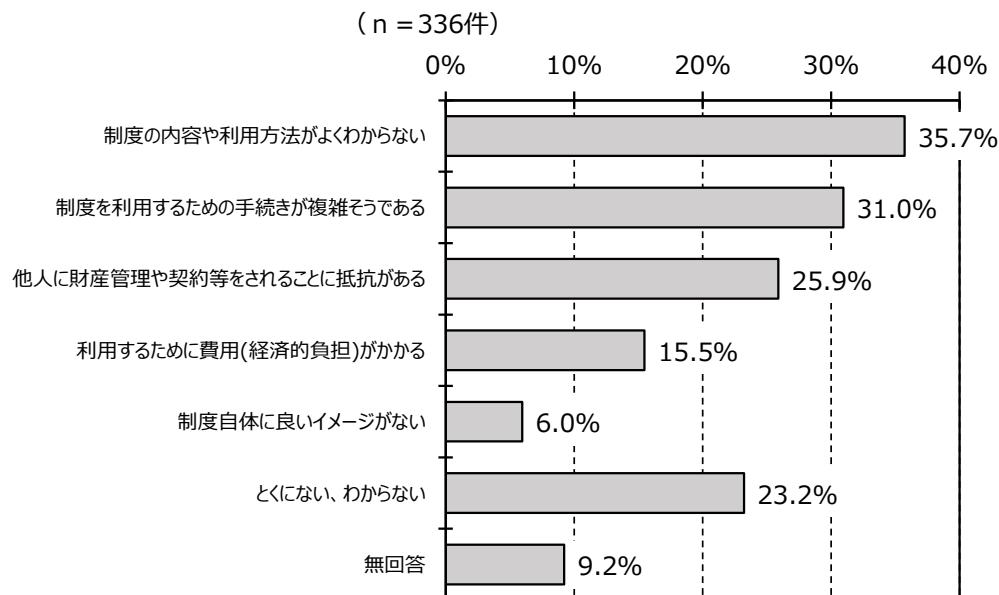
## 7) 成年後見制度について

### ①成年後見制度の認知状況



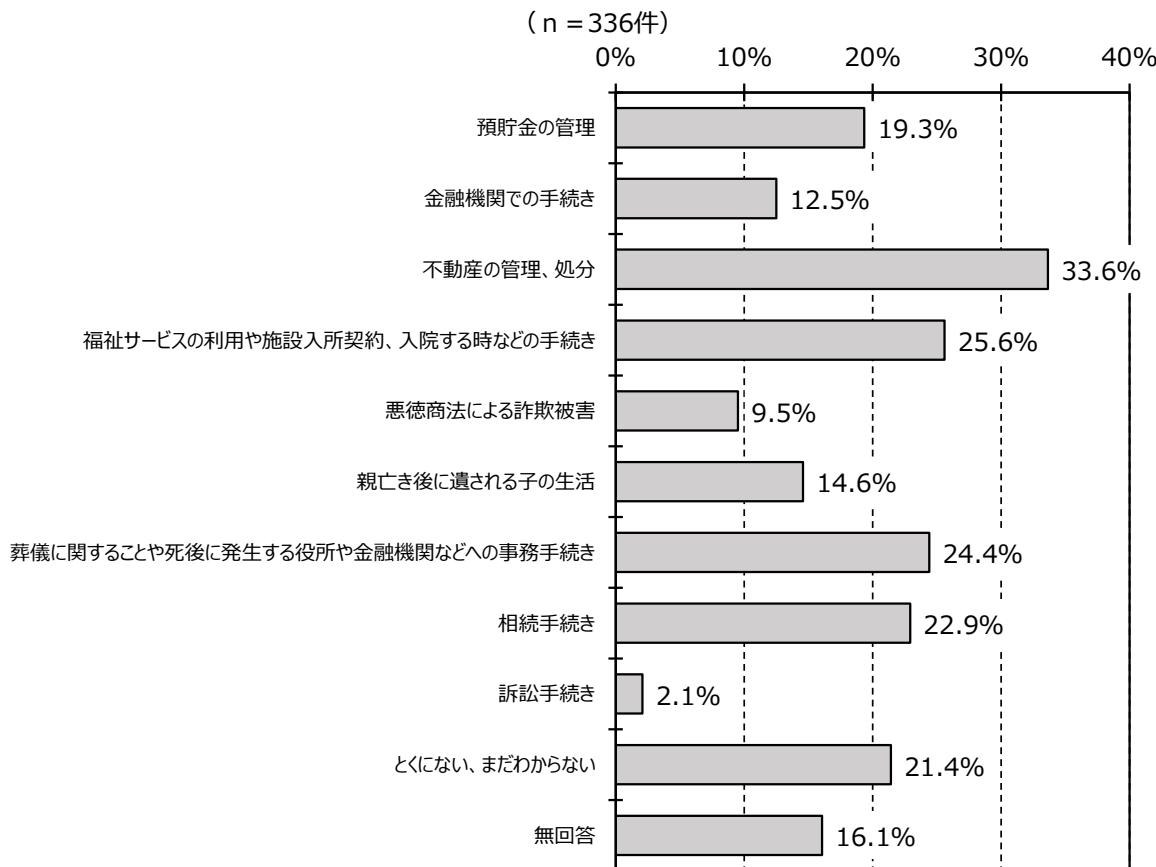
「成年後見制度」の認知状況をみると、半数以上は「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らない」(54.8%) としており、「制度の名称も内容も知らない」(20.5%) とあわせると、全体の3/4は制度の詳細を理解していないとしています。

### ②成年後見制度への不安



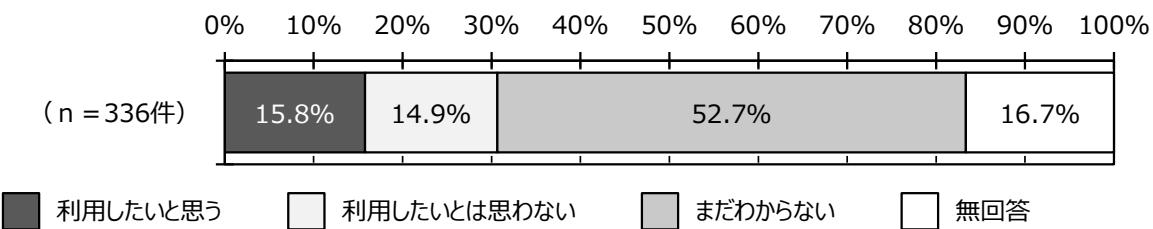
成年後見制度について不安なことや気になることとしては、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が35.7%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が31.0%でともに3割以上が不安としています。

### ③自身の将来に対する不安



自身の将来に対する不安としては、「不動産の管理、処分」が33.6%でもっと多くなっています。ついで「福祉サービスの利用や施設入所契約、入院する時などの手続き」(25.6%)、「葬儀に関することや死後に発生する役所や金融機関などへの事務手続き」(24.4%)、「相続手続き」(22.9%)などを不安とする回答が2割以上を占めています。

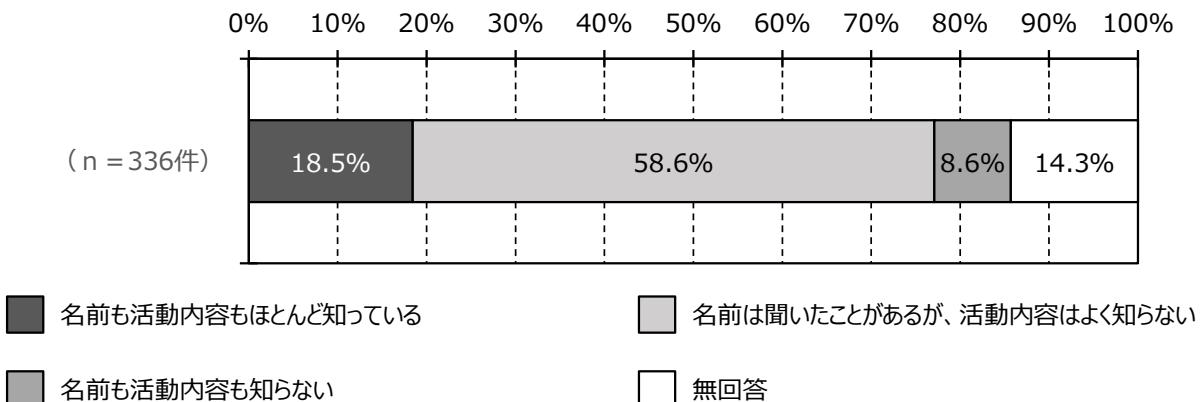
### ④成年後見制度の利用意向



将来の成年後見制度の利用意向について聞くと、半数は「まだわからない」(52.7%)としています。

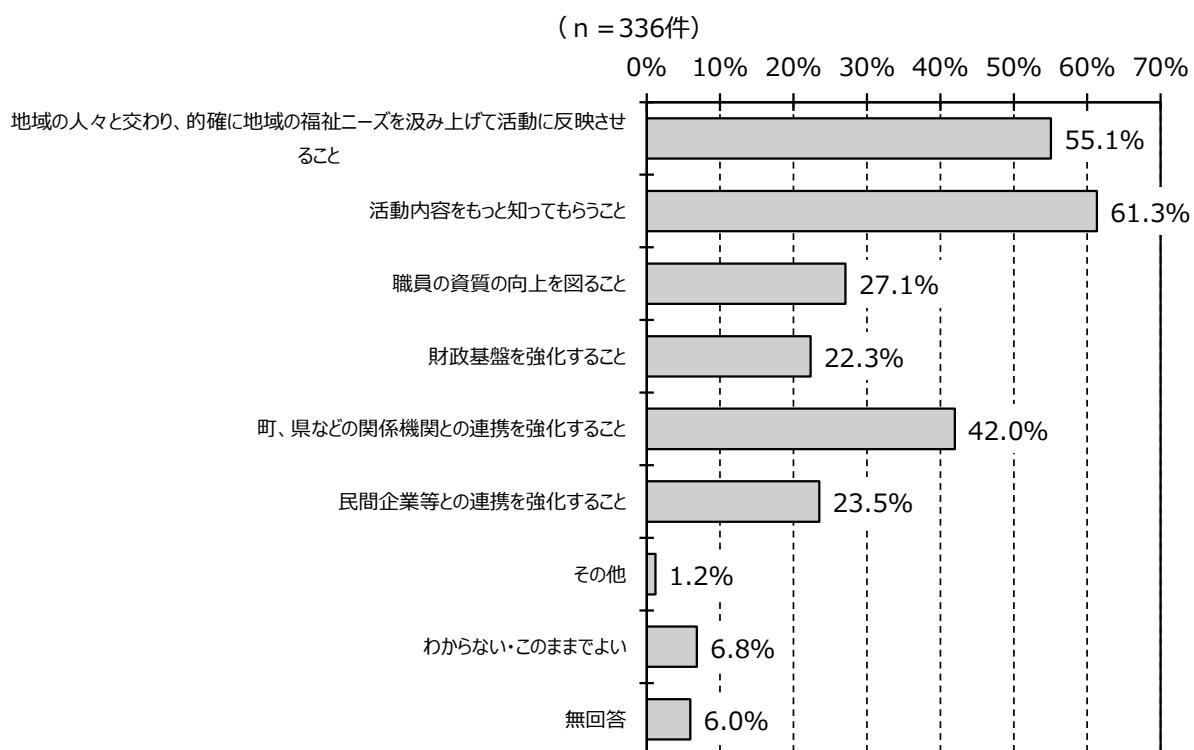
## 8) 社会福祉協議会について

### ①社会福祉協議会の認知状況



社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前も活動内容もほとんど知っている」は18.5%で、6割近くは「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(58.6%)としています。

### ②社会福祉協議会に充実してほしいこと

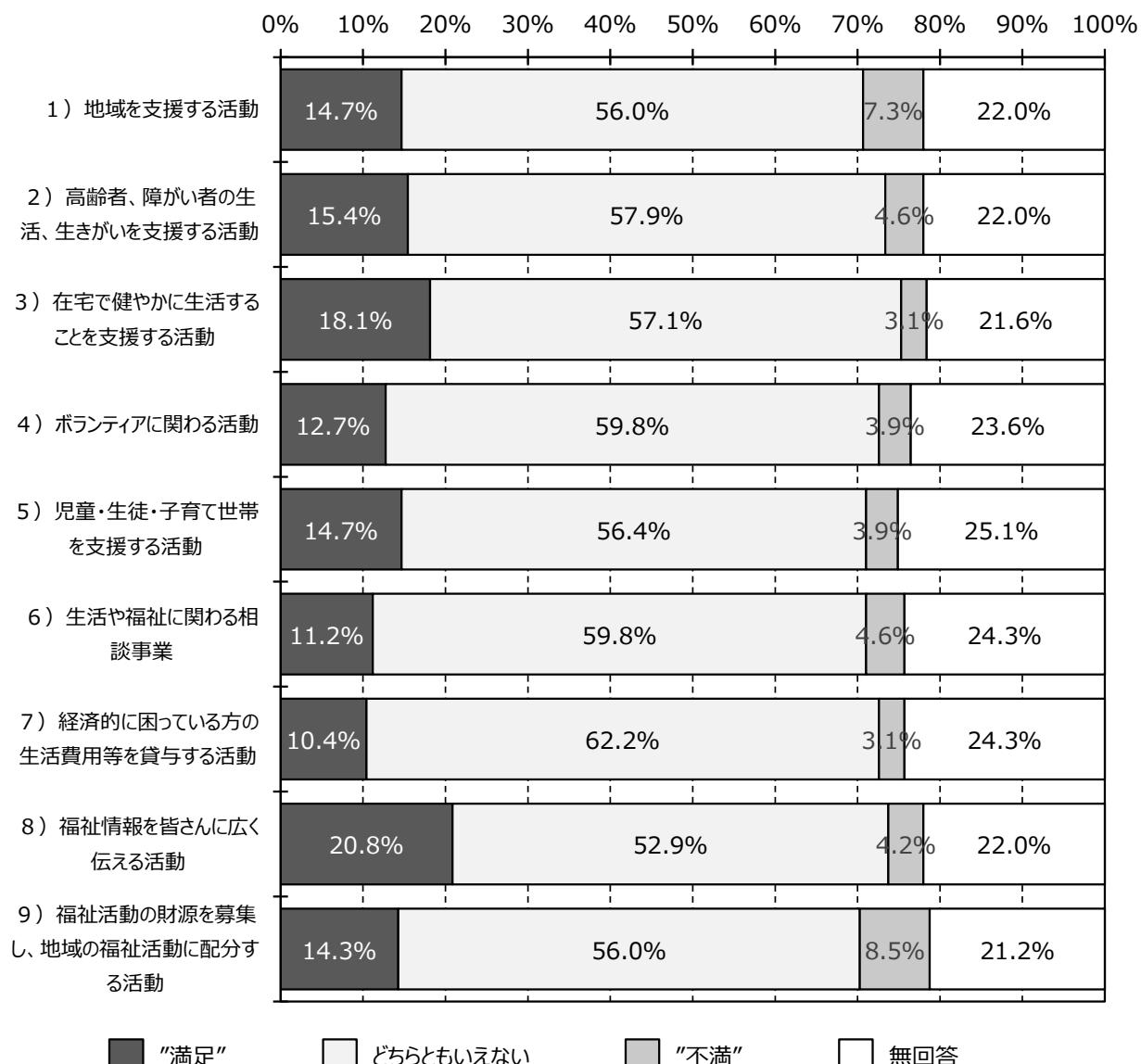


社会福祉協議会の活動を充実させていくうえで重要と思われることについて聞くと、「活動内容をもっと知ってもらうこと」が61.3%でもっと多く、ついで「地域の人々と交わり、的確に地域の福祉ニーズを汲み上げて活動に反映させること」が55.1%、その他に「町、県などの関係機関との連携を強化すること」が42.0%などとなっています。

## 9) 社会福祉協議会の取組に対する満足度と重要度

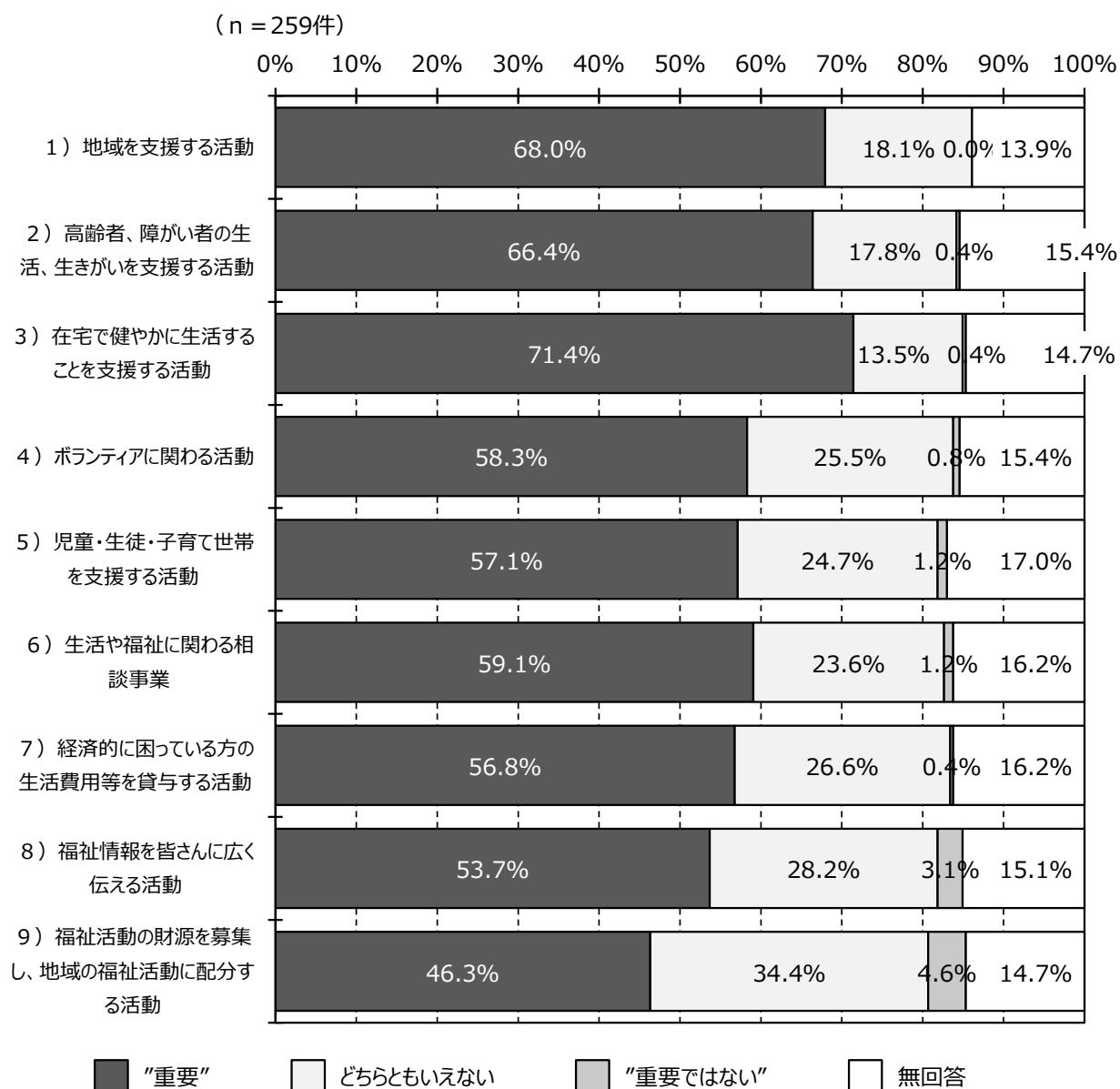
### ①満足度

(n = 259件)



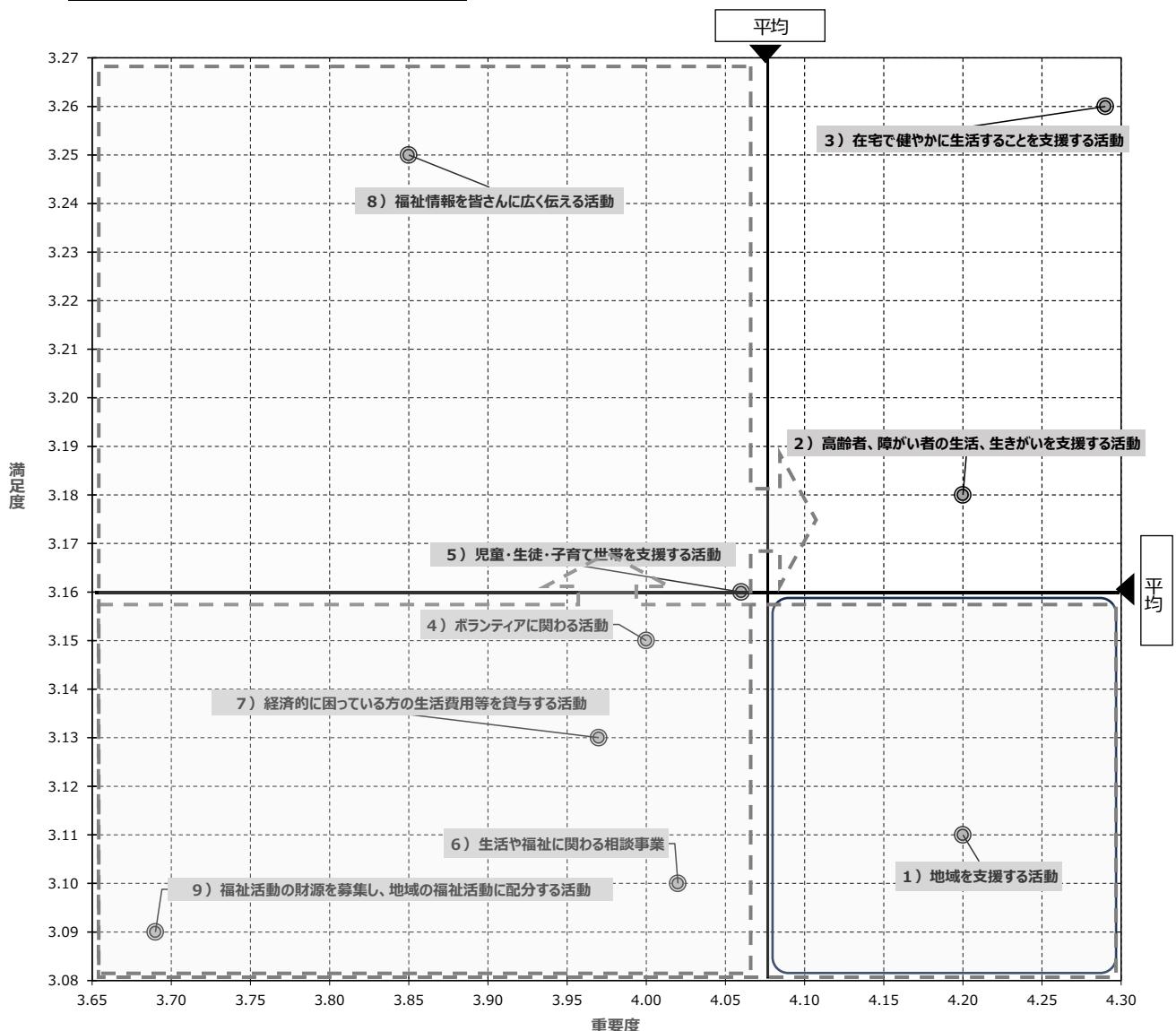
社会福祉協議会について認知している回答者に社会福祉協議会の主な活動ごとに満足度を聞くと、“満足”（「満足」、「やや満足」）とい回答が多かったのは、8) 福祉情報を皆さんに広く伝える活動(20.8%) となっています。

## ②重要度



社会福祉協議会について認知している回答者に社会福祉協議会の主な活動ごとに重要を聞くと、「重要」（「重要」、「やや重要」）という回答が多かったのは、3) 在宅で健やかに生活することを支援する活動（71.4%）、1) 地域を支援する活動（68.0%）、2) 高齢者、障がい者の生活、生きがいを支援する活動（66.4%）などとなっています。

### ③満足度と重要度の関係



○満足度と重要度について、縦軸に満足度の平均得点、横軸に重要度の平均得点を使用して、主な施策の満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

社会福祉協議会の主な活動に対する満足度と重要度の関係を整理すると、重要度が平均よりも高いにも関わらず、満足度が平均よりも低い活動は、1) 地域を支援する活動となっています。

今後、満足度が平均よりも低い活動については満足度の向上を図ることが必要であり、重要度が平均よりも低い活動については、活動の重要性について理解してもらえるような取組が必要と考えられます。

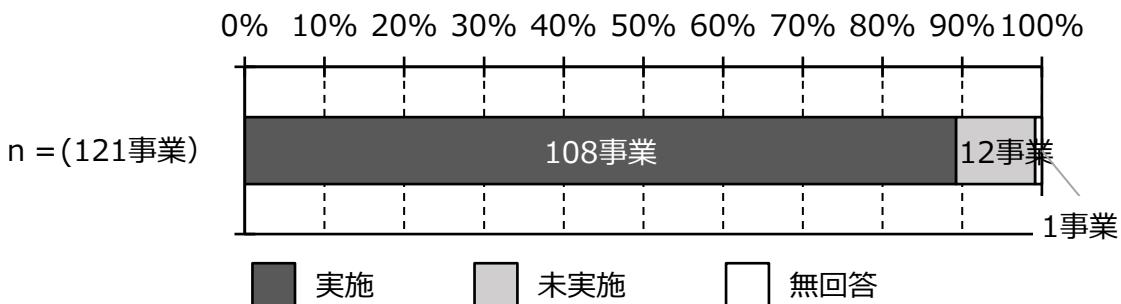
### 3. 第1期計画の進捗評価

現行の「五城目町地域福祉計画」においては、121事業（再掲による重複11事業）が掲載されました。これらの事業について各事業の担当課により進捗状況等を評価してもらいました。

また、五城目町社会福祉協議会において実施されている本計画に関連する44事業についても社会福祉協議会により進捗状況等を評価してもらいました。

#### （1）施策・事業の実施状況

[町の事業]

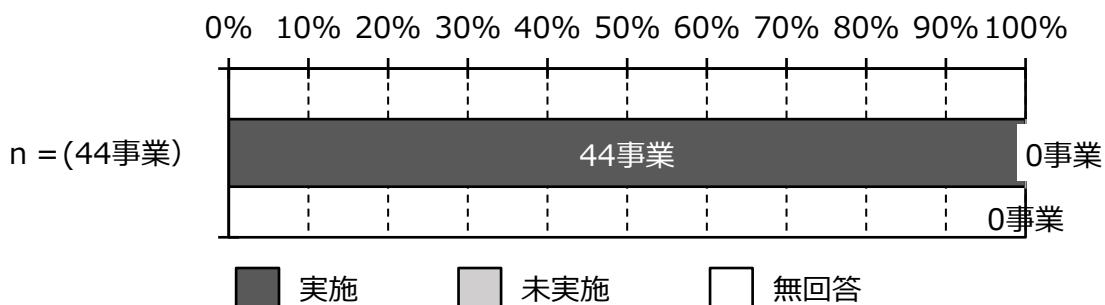


町の事業の実施状況についてみると、「未実施」という事業は12事業（うち1事業は再掲）、計画書に記載されている9割近くに相当する108事業については実施されています。

[未実施の事業]

施策・事業名	未実施の理由
総合相談体制の整備	実施に向けた体制整備を行っています。
介護予防サークル支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動自粛していましたが、再開時期を協議したところ、年々参加者が減少していることや、必要経費の支払いが困難になっていることから、令和2年度より活動休止となっています。
成年後見制度利用のニーズの把握	利用者ニーズの把握方法が明確になっていません。
町民後見人の育成	研修の実施の前に、町民への周知がまだ不十分と思われます。
審議会、中核機関の設置検討	現行の体制でスムーズに申し立てできているため。
地域連携ネットワークの構築	実施に向けた体制整備を行っています。
自立支援医療（育成医療）給付	今のところ給付実績がない状況となっています。
放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）	現在、わかすぎ児童クラブの運営に必要な学習支援員の確保が困難な状況にあり、再開に向けた態勢が整っていません。
子育て支援クーポン券の支給	誕生祝金増額により、本事業については廃止となっています。
認知症（えがお）カフェ	高齢化が進み、活動ができていない状況にあります。
認知症予防教室	介護予防教室において、健康運動指導士による頭や体を使ったエクササイズを行っています。令和2年5月開催予定であった脳はつらつ教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛となり、現在も開催されていない状況です。

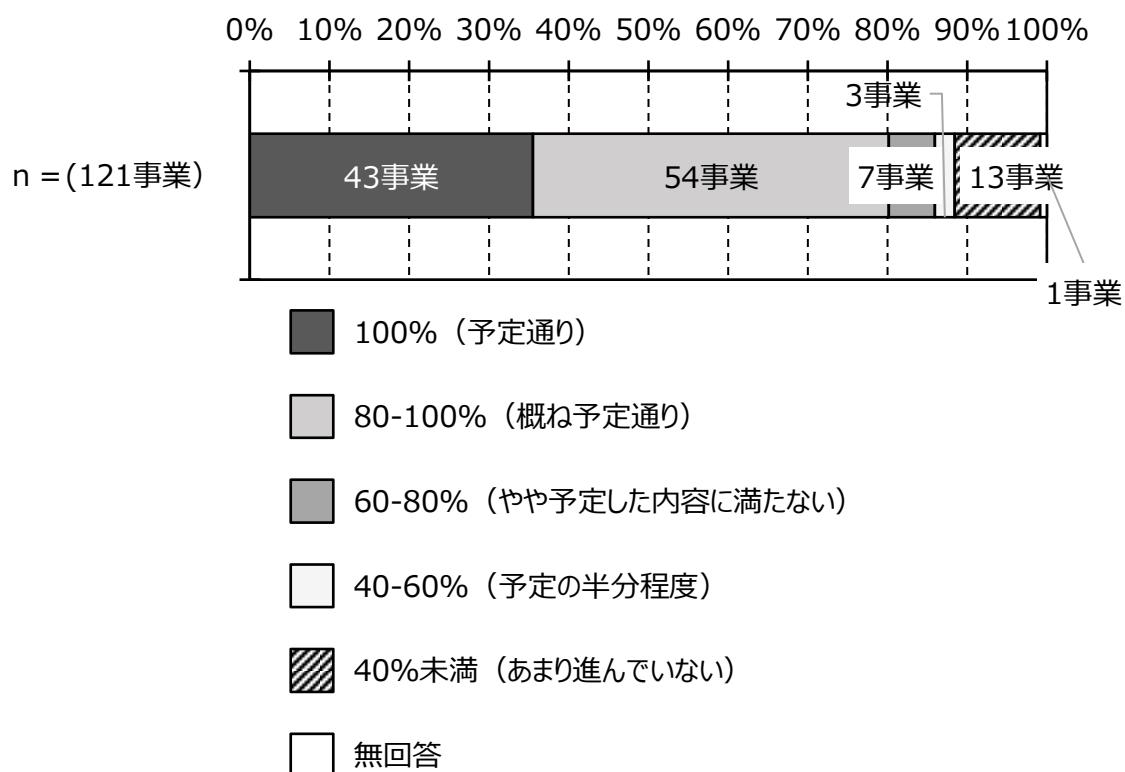
### [社会福祉協議会の事業]



社会福祉協議会の事業の実施状況についてみると、「未実施」という事業はなく、今回評価対象となつた44事業すべてが実施されています。

## (2) 施策・事業の進捗評価

### [町の事業]



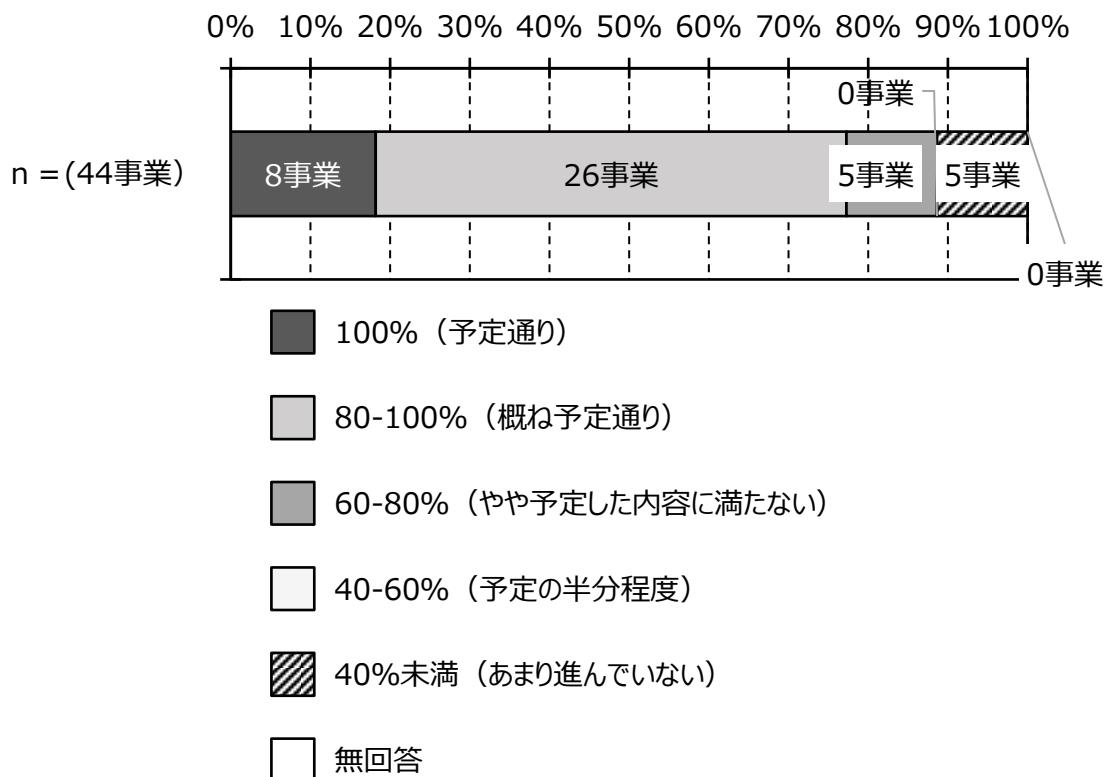
町の事業の進捗状況について各担当課に自己評価してもらったところ、「100% (予定通り)」が43事業、「80-100% (概ね予定通り)」が54事業で、あわせると8割の事業がほぼ予定どおりに進捗しています。

「40%未満 (あまり進んでいない)」という評価の事業は13事業（うち1事業は再掲）で、そのうち2事業については廃止が予定されています。

**[40%未満（あまり進んでいない）事業]**

施策・事業名	現状（成果・課題）
総合相談体制の整備	各種相談対応の関係機関との情報連携が確立されていないため、担当1人で抱え込む状況が多くなっています。あらゆる相談に対応できる仕組みづくりと連携強化が必要と思われます。
介護予防サークル支援	令和2年度から現在まで活動休止の状態となっています。
成年後見制度利用のニーズの把握	利用ニーズの把握方法が明確でないため、方法の確立が必要と考えられます。
町民後見人の育成	町民への周知がなされていないため、町民後見人の制度自体を知ってもらう必要があると思われます。
審議会、中核機関の設置検討	現行の体制で成年後見制度が必要な場合はスムーズに申請ができます。
地域連携ネットワークの構築	支援体制がまだ十分に整っていないと思われます。現状では既存の資源・仕組み等をうまく活用することが難しいです。
放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）	現在、わかすぎ児童クラブの運営に必要な学習支援員の確保が困難な状況にあり、再開に向けた態勢が整っていません。
認知症（えがお）カフェ	高齢化が進み活動ができていない状況にあります。
認知症予防教室	現在、類似事業（介護予防教室）と統合された形となっています。
避難行動要支援者の避難体制の確保	策定にあたって、本人と関係者との連絡調整等に時間を要しているため、手順の検証が必要と思われます。
要配慮者に対応可能な避難所の拡大及び医療供給体制の確保	過去に福祉避難所の開設事例はありませんが、福祉避難所となる8施設とはヒアリングを通じて課題等の洗い出しを行っています。
雇用定着企業等支援事業	令和2年まで新規雇用のあった事業所に対し奨励金による支援を講じていましたが、効果が思わしくなかったことから、令和3年以降は事業を実施しておりません。

## [社会福祉協議会の事業]

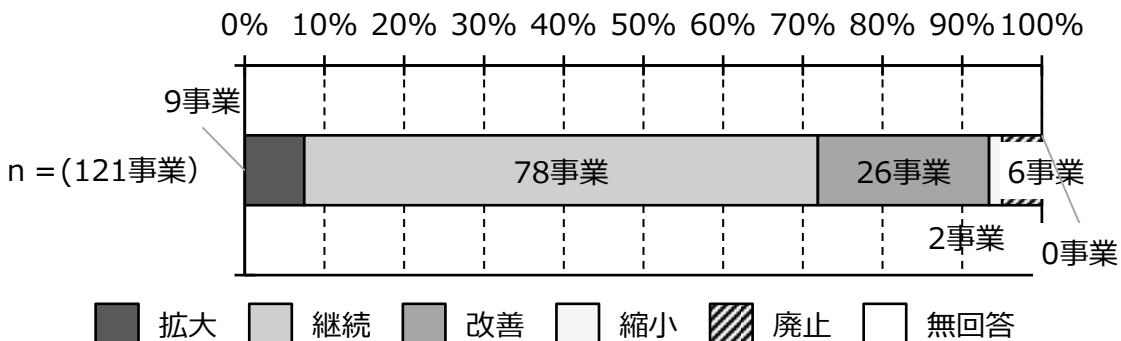


### [40%未満（あまり進んでいない）事業]

施策・事業名	現状（成果・課題）
地域支え合い仕組みづくり	申請予定数に対し、2割程度の申請となっています。
除雪機、物品、送迎車両貸出	申請する町内会や団体などが限られています。 また、物品、車両の老朽化が課題と考えられます。
成年後見制度利用促進	制度の周知不足が課題と考えられます。
子育て世帯支援	これまでのところ、事業実施から一度も利用されたことがない状況となっています。
救急救命講習	受講者が固定されていることや、受講意識が低いことが課題と考えられます。

### (3) 施策・事業の今後の取り組み方向

#### [町の事業]



町の事業の今後の取り組み方向として、全体の6割以上に相当する78事業については「継続」という方向が想定されています。

また9事業については「拡大」、26事業については「改善」が想定されており、あわせると、全体の9割以上に相当する110事業は今後も継続して実施していくことを想定しています。

なお、事業自体は継続していくものの、計画への記載は行わない予定のものが9事業となっています。

- 広報ごじょうめの発行
- 五城目町ホームページ配信
- まちづくり活動チャレンジ支援事業
- コミュニティ生活圏形成事業
- 五小っ子学習事業
- 地域公共交通運行
- 長寿祝金
- 金婚式
- 家族介護慰労金

一方、「縮小」を想定しているものは2事業（うち1事業は再掲）、「廃止」を想定しているものは4事業となっています。

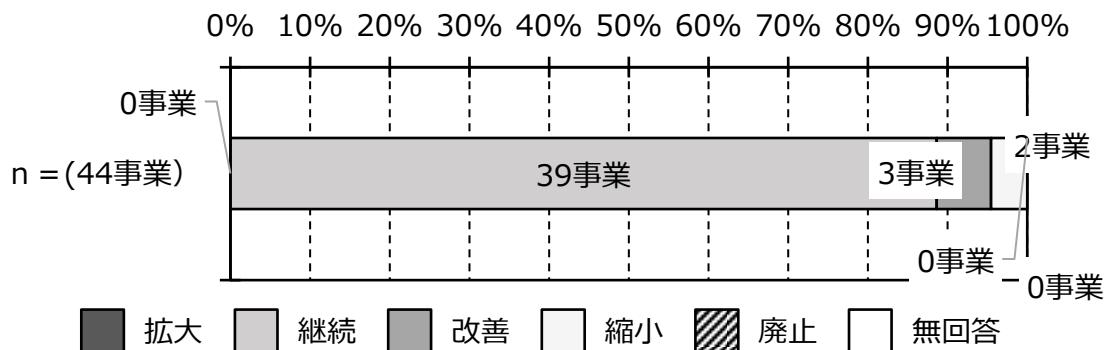
#### [縮小する事業]

施策・事業名	今後の取り組み
地区公民館活動の充実	各地区公民館のあり方を検討する時期にあり、次期指定管理契約更新時には、現在の規模（施設数）は維持できない可能性があります。

#### [廃止する事業]

施策・事業名	今後の取り組み
手をつなぐ親の会	近隣町村も会の解散をしていることから、解散に向けて会員との協議を進めていきます。
子育て支援クーポン券の支給	誕生祝金増額により、本事業については廃止となっています。
認知症（えがお）カフェ	単独ではなく、サロンにおいて認知症の方も一緒に活動しており、サロンが認知症カフェの役割も果たしていると思われるため、認知症カフェについては廃止の方向で検討していきます。
雇用定着企業等支援事業	

## [社会福祉協議会の事業]



社会福祉協議会の事業の今後の取り組み方向として、全体の9割近くに相当する39事業については「継続」という方向が想定されています。

また3事業については「改善」が想定されており、あわせると、全体の9割以上に相当する42事業は今後も継続していくことを想定しています。

「廃止」を想定している事業はありませんが、「縮小」を想定しているものは2事業となっています。

## [廃止する事業]

施策・事業名	今後の取り組み
障がい者移動支援	単価が安く、肉体的負担も大きいため、今後は保険内サービスに切り替えていくことを検討していきます。
子育て世帯支援	今後は町健康福祉課にリーフレットを配布し広報活動に努めていきます。 しかし、事業の成果が見込めない場合は、廃止も含めた検討を行っていきます。

## (4) 新規事業

### [町の事業]

「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」からの新規事業として、1つの事業の掲載を予定しています。

### [新規事業]

施策・事業名	内容
妊婦のための支援給付金・妊婦等包括相談支援	すべての妊婦の方が安心して出産・子育てができるよう支援します。 妊婦時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じるために面談を実施します。 面談時期は申請時の他にも必要時に相談支援を行います。 ①妊婦のための支援給付金 50000 円(妊娠届出後、アンケート記入と面談終了後申請) ②妊婦のための支援給付金 50000 円(出産後、アンケート記入と面談終了後申請) あきた出産・子育て応援給付金 20000 円

## 第3章:計画の方向性

### 1. 計画の基本的な方向

#### (1) 地域福祉計画に求められること

地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等を基にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として推進することが求められます。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となります。

このため、国においては、社会福祉法を改正し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の5つの事項が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の市町村地域福祉計画としては認められないものであるとし、下記の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことが必要としました。

#### I. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する、共通して取り組むべき事項

##### 【事項の例】

- ①福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応のあり方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ⑦就労に困難を抱える方への横断的な支援のあり方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- ⑩高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした方等への社会復帰支援のあり方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

#### II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

#### III. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

#### IV. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

#### V. 包括的な支援体制の整備に関する事項

## (2) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めるながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、町民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である町民も地域福祉の担い手であることを、より多くの町民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、町民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む町民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わされることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとしてあげられます。

ポイント1	町民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化
ポイント2	立場に応じた役割を考え一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

## (3) 計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけではなく地域に住む町民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や町や社協の福祉施策・事業のこれまでの取組状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

- 視点1 町民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること
- 視点2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てるこ
- 視点3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること
- 視点4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

## 2. 本町における基本理念と基本施策

### (1) 基本理念

**一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、  
共に支え合いながら暮らすまち 五城目町**

国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならないことが規定されました。

さらに市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

地域福祉にとって、住民や団体の力が重要な要素であることは引き続き重要なことであり、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

これまで掲げてきた基本理念はこうした国の示した方向性と合致するものであり、地域福祉における普遍的な目標と考えられることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承していくこととします。

### (2) 基本施策

前回計画に記載されていた施策・事業について進捗評価や今後の方向性について確認したところ、ほとんどの施策・事業については今回計画においても継承して取り組んでいくこととされています。

そのため施策・事業を体系化して整理する上での柱となる基本施策についてもこれまでのものを継承していくこととします。

ただし、本計画からは成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画を独立した計画と位置づけ、本計画に内包する形で整理していくこととしているため、関連する施策・事業については対応する基本施策や関連計画に応じて、整理・再編成を行っています。

また、本計画からは地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を図るため、基本施策に対応する社会福祉協議会の活動についても明記しています。

- 基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進
- 基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進
- 基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援
- 基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援
- 基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進
- 基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 関連計画1：五城目町重層的支援体制整備事業計画
- 関連計画2：成年後見制度利用促進基本計画
- 関連計画3：五城目町再犯防止推進計画

## 基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進

地域福祉の推進を図るために一人ひとりに地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、地域の中でできることに積極的に取り組んでいってもらうことが大切になります。

一人ひとりが主役となり、地域の中で活躍してもらうために、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取り組みの充実を図ります。

また、個々の取り組みがより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

さらに、一人ひとりの尊厳を守り、地域の中でその人らしく暮らしていくことができるよう、虐待防止対策や権利擁護の取り組みを推進していきます。

## 基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進

高齢期には加齢にともない身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいなどを持ち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われます。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられるため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるよう、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

## 基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援

核家族化や就労形態の多様化、家庭養育力の低下、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに係る経済的負担の増大などが要因となって少子化が進んでおり、子どもを産み、育てやすい環境を充実させ、地域全体で子どもと家庭を支え合うことが重要です。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができ、地域全体で子どもたちの成長を見守っていく地域社会の構築に努めます。

## 基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていきたい、というニーズは、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しています。

障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図っていきます。

## 基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進

高齢者が地域の中で安心して生活できるようにするために、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えるとともに、地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての町民がいきいきと暮らしていくことができるよう環境を整えていくことが重要となります。

また、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防から在宅介護サービス等の介護保険サービスなどへと、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していくことも必要であり、引き続き、総合的な高齢者福祉施策の推進を図っていきます。

## 基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

### 関連計画1：五城目町重層的支援体制整備事業計画

制度の隙間や複雑化・複合化した課題などの分野横断的な課題への対応や、地域住民も巻き込んだ包括的な支援体制の構築を図り、地域共生社会の実現を目指していきます。

年齢や性別、障がいの有無など、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、支援関係機関の連携により支援を行います。

あわせて、自ら支援につながることが難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた伴走型支援を行うほか、支援が必要な方のニーズを聞き取り、社会とのつながりをつくる参加支援や地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。

### 関連計画2：成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律及びに基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

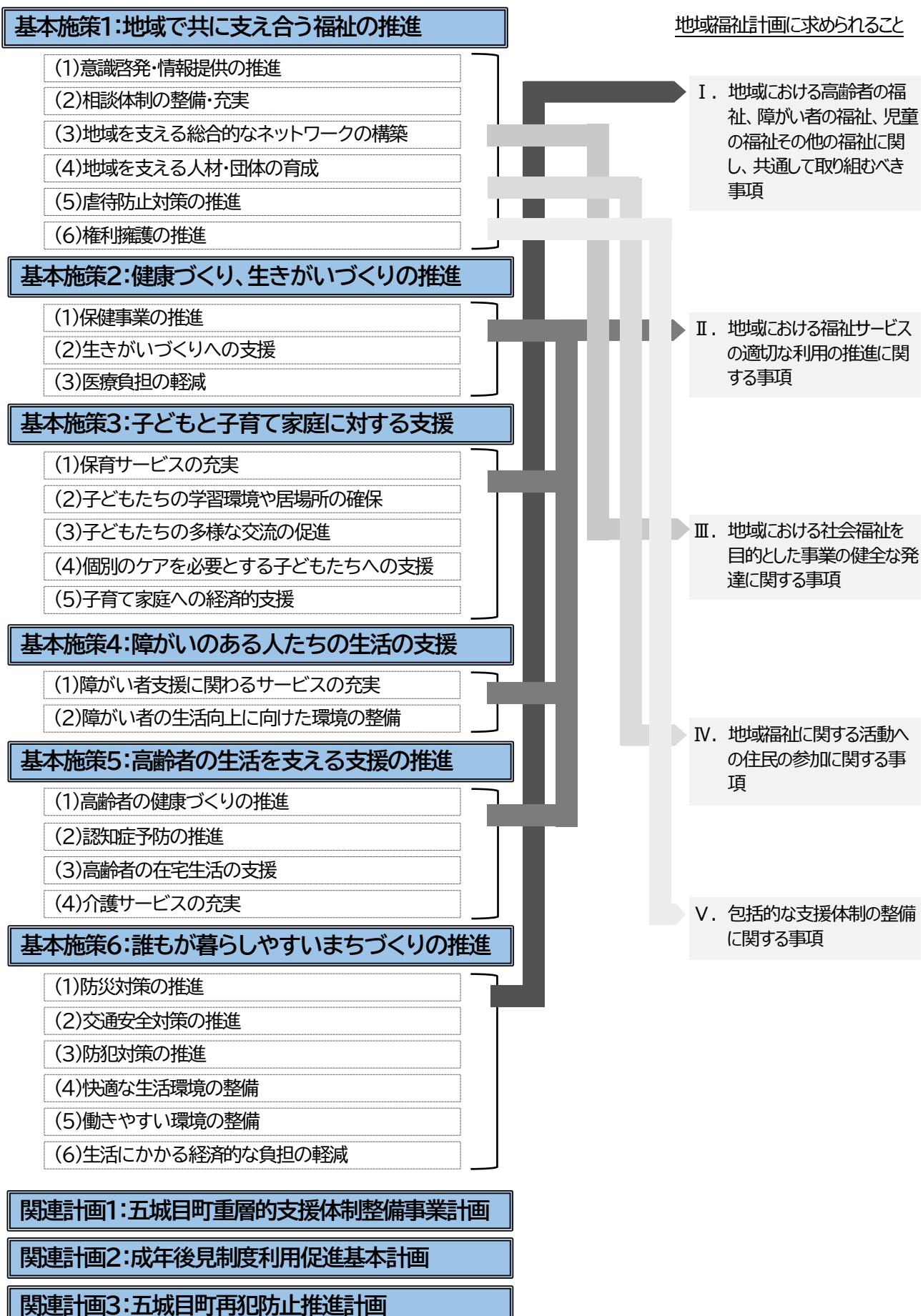
そのため、制度についての啓発を進めるとともに、後見人の育成や、審議会・中核機関の設置検討、地域連携ネットワークの構築などの制度を円滑に運用していくための基盤づくりに取り組んでいきます。

### 関連計画3：五城目町再犯防止推進計画

犯罪をした者等が社会復帰するために必要な社会資源を整理・活用した支援を実施しつつ、再犯を防止することで町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

そのため、広報・啓発活動を推進していくとともに、関係団体等との連携を強化し、必要なサービスを提供できるように取り組んでいきます。

### 3. 施策体系



## 第4章:施策の展開

### 基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進

#### (1) 意識啓発・情報提供の推進

[社会福祉協議会の取組]

##### ■学校福祉教育

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

###### 事業概要

五城目小学校、五城目第一中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、地域連帯の心を養うことを目的として、各学校へ助成します。

###### これまでの取組

五城目小学校、五城目第一中学校へ助成に努めました。

###### 今後の取組：これまで通りに継続

担当の先生と連携を図り、目的に沿った事業の推進に努めます。

##### ■社協だよりの発行

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

###### 事業概要

地域活動や事業の実施状況など、町民にわかりやすい紙面づくりに努めています。

町民への情報提供のため、年4回（4月、7月、10月、1月）発行しています。

###### これまでの取組

町民にわかりやすい紙面づくりに努め、住民への情報提供のため、年4回の発行に努めました。

###### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も地域活動や事業の実施状況など、町民にわかりやすい紙面づくりに努めるとともに、年4回（4月、7月、10月、1月）の発行を行っていきます。

##### ■社協ホームページ配信

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

###### 事業概要

ホームページ上で常に最新の情報を掲載するように努めています。

町民への情報発信、情報提供を行っています。

###### これまでの取組

ホームページ上で最新の情報を掲載し、町民への情報発信、情報提供に努めてきました。

###### 今後の取組：これまで通りに継続

ホームページ上で常に最新の情報を掲載するように努め、町民への情報発信、情報提供に努めます。

## (2) 相談体制の整備・充実

[町の取組]

### ○総合相談体制の整備

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

各種相談窓口のPRと、相談窓口の情報の共有による連携強化を目指します。

#### これまでの取組

相談窓口の情報の共有による連携強化と総合相談体制の構築に努めていますが、緊急な相談事例へ優先的に対応する体制は確立していません。

#### 今後の取組 : 内容を改善して継続

体制整備にあたっては、関係機関・関係団体・担当各課と十分な協議をし、理解が得られるよう進めます。

### ○弁護士による無料困りごと相談会

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

家庭や金銭問題等の法律的助言等を求める市民に対して、弁護士による無料困りごと相談会を開催しています。

#### これまでの取組

年4回開催しています。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

毎回利用者がおり、相談窓口として重要な事業の一つ。今後も事業の周知に努め、自殺予防対策の取り組みの一環として継続実施します。

§ 関連する個別計画→第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

### ○児童相談

担当課等 健康福祉課、学校教育課

#### 事業概要

子どもや家庭に関する個別の初期的な相談援助と、虐待の未然防止や早期発見に努めています。

#### これまでの取組

支援が必要な子どもや家庭に関する情報共有や役割分担を行い、関係機関が連携し対応しています。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

関係機関が連携して切れ目のない支援を行っていくため、職員のスキルアップを図りながら、「子ども家庭センター」の体制整備に努めています。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■福祉サービスの苦情対策

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

#### 事業概要

福祉サービスに係る利用者からの苦情等への対応により、利用者の満足感の向上や利用者個人の権利擁護を図り、利用者の福祉サービスの適切な利用を支援します。

苦情の解決に対し社会性や客觀性を確保し、一定のルールに従った方法で進め、円滑・円満な解決の促進や本協議会の信頼と適正性の確保に努めます。

福祉サービスに係る利用者の苦情について、必要に応じて第三者委員会を開催し解決に努めます。

#### これまでの取組

令和6年度は第三者委員会の開催はありませんでした。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も福祉サービスに係る利用者の苦情について、必要に応じて第三者委員会を開催し解決に努めます。

### ■健康相談

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問看護係

#### 事業概要

朝市健康相談や五城館サロン、ミニデイサービス等での健康相談を通して、地域貢献と訪問看護の啓蒙活動に努めます。相談内容により支援が必要な場合は、医療や介護等の関係機関へつなげます。

#### これまでの取組

コロナのため一時休止状態から、回数を減らして再開しましたが、一時休止したことにより、周囲への認知度が低下していると思われます。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

社協だよりや町広報誌などを活用し、事業のPRに努めます。

### ■総合相談体制整備（心配ごと相談所）

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

#### 事業概要

あらゆる相談に対応し関係機関との連携を図り、町民が気軽に相談が出来るように努めます。

#### これまでの取組

相談される方の内容を確認し、関係機関と連携し対応してきました。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

様々な相談に対応し、相談内容に応じて、関係機関との連携を図るように努めます。

### (3) 地域を支える総合的なネットワークの構築

[町の取組]

#### ○地域福祉活動の連携

担当課等

健康福祉課

##### 事業概要

社会福祉協議会、NPO等、関係機関との連携の体制を構築し、地域に暮らす住民との多様な福祉活動を推進します。

##### これまでの取組

社会福祉協議会との連携が不十分な部分があると考えられます。

##### 今後の取組：内容を改善して継続

社会福祉協議会との情報交換や協議の場を定期的に設けるなどし、ネットワークの構築を図ります。

今後も社会福祉協議会と連携し、共通認識を形成し、情報交換や協議の開催に努めるとともに、地域ケア会議を積極的に行い、ネットワークを構築し、地域に不足するサービス提供に努めます。

再掲あり

#### ○地区公民館活動の充実

担当課等

生涯学習課

##### 事業概要

地域においてもっとも身近な施設である公民館を拠点に、健康増進、交流活動の充実を図っています。

##### これまでの取組

予定されている事業はおおむね実施できているが、参加者の固定化傾向がみられます。

##### 今後の取組：縮小

地域それぞれにあった活動に努めており、今後も継続して実施していく予定ですが、各地区公民館のあり方を検討する時期にあり、次期指定管理契約更新時には、現在の規模（施設数）を見直していくことも検討していきます。

#### ○地域と連携した活動の推進

担当課等

生涯学習課

##### 事業概要

地域や学校と連携し、安心・安全で明るく住みよい地域の実現を目指しています。

##### これまでの取組

五城目小学校での各種講座開催や山内番楽保存会との郷土芸能を通じた連携を進めているが、保存会の存続が事業のポイントになっています。

##### 今後の取組：内容を改善して継続

学校での講座開催や郷土芸能等で連携を図っていきます。

現在、講座事業の実施や郷土芸能団体の活動に事業が依存しており、それらの動きにあわせて内容を改善していきます。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■地域支え合い仕組みづくり

#### 担当課等

社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

#### 事業概要

地域課題の解決に向け、子どもから高齢者まで地域住民で「豊かな福祉のまちづくり」を進めることをねらい、町内会等を指定し、その地域における実践活動を通し、住民が主体的に取組む地域や団体の事業に対し助成を行います。

#### これまでの取組

申請予定数に対し、2割程度の申請となっています。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

助成金額の見直し、申請項目や内容など見直しを含め検討し、申請数の拡大を図ります。

### ■小地域ネットワーク

#### 担当課等

社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

#### 事業概要

民生委員の協力を得ながら、ひとり暮らしや高齢者世帯のマップ（福祉マップ）を作成し、地域での見守り体制の強化に努めています。

#### これまでの取組

福祉マップ更新の調査について、民生委員が欠員している地域の対応をどうするかが課題となっています。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

民生委員が欠員となっている地域については、町内会長や福祉員などに協力を依頼し把握に努めます。

## (4) 地域を支える人材・団体の育成

[町の取組]

### ○保健福祉に係る人材育成

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

保健福祉研修等の機会を増やすとともに、国、県の主催する研修会に積極的に参加し、町職員（専門相談員等）の資質の向上を図ります。

#### これまでの取組

スキルアップのための研修等は、積極的に参加するように心がけています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

業務都合により参加が難しい状況もあるため、事務の見直しを図ります。引き続き研修会等の機会を利用して職員の資質向上を図るとともに、職員同士の有効な情報交換の場を設けていきます。

### ○各種の生涯学習事業・講座の推進

担当課等

生涯学習課

#### 事業概要

新しい時代に即応した多様化する学習需要への対応と、生涯学習活動の推進を図っていきます。

#### これまでの取組

予定した講座はおおむね実施していますが、講座のラインナップはやや固定化したものとなっています。

#### 今後の取組：内容を改善して継続

講座及び教室運営は多様化するニーズに対応するため、時代に即した内容に更新しながら、継続して実施していきます。

固定化している講座の枠組みについては見直しを図り、次期生涯学習推進計画に盛り込んでいきます。

### ○民生委員児童委員の活動強化

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

地域での見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動します。

#### これまでの取組

町内会、民生委員、福祉員との連携により、さまざまな課題を抱える町民を支援しています。

#### 今後の取組：内容を改善して継続

新たな担い手の確保育成を図り、地域福祉活動のすそ野を広げていきます。

再掲あり

新規事業

再掲あり

## ○認知症サポーター養成講座

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

地域のサロン等に出向き、認知症サポーター養成講座を開催します。

### これまでの取組

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛していた期間はありましたが、令和3年度は1回、令和6年度は2回開催しました。

### 今後の取組：これまで通りに継続

参加者の知識や技術、関心の維持・向上を図るために開催後のフォローアップが必要と考えられるため、今後はこれまでの参加者へのフォローアップを実施します。並行して、寸劇等を通じ講座受講済みの方が対象のわかりやすいステップアップ講座も開催していきます。

再掲あり

## ○介護予防サークル支援

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

地域の集いの場で各種介護予防事業を開催。

介護予防教室終了後に立ち上げた自主サークルについて、専門職による指導や支援・フォローアップを実施します。

### これまでの取組

継続して参加していた人が、病気や家庭の理由（配偶者が要介護等）、年齢を重ねることで参加できなくなり、参加人数が少しずつ減少している状況があります。

令和2年度からは活動休止の状態となっています。

### 今後の取組：内容を改善して継続

新しい参加者を増加させるため、他の介護予防教室参加者に声かけしたり、広報誌に掲載するなど、情報発信を行い、自主サークルの立ち上げにつなげていきます。

サロンが増加しており、要請があれば地域のサロンに関わっていくことを今後も継続していきます。

再掲あり

## ○老人クラブ助成事業

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

老人クラブ連合会、各単位クラブの運営支援を目的とする助成金を支給します。

### 今後の取組：これまで通りに継続

高齢者の社会参加を促し、生きがいや健康づくりを推進するため、今後も継続して老人クラブ活動に助成をしていきます。

## ○ゲートキーパー養成研修事業

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

心の健康づくりや自殺予防活動に関する基本的知識と技術を身につけ、ボランティアとして地域で活動する人を養成し支援します。また、ゲートキーパーとなった後にフォローアップすることで、仲間同士の交流を図りながら、研修後も活動を継続することができるよう支援します。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人。

### これまでの取組

令和6年度には研修を3回実施し、48名が受講。

### 今後の取組：これまで通りに継続

自殺予防対策の取り組みとして継続していきます。

§ 関連する個別計画⇒第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## [社会福祉協議会の取組]

### ■福祉関係団体の育成

担当課等 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

### 事業概要

福祉関係団体に助成し活動支援を行っています。

運営費助成金の根拠を明確化し適正な支援に努めています。

### これまでの取組

福祉団体の高齢化にともない、年々団体数が減ってきている状況にあります。

### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も申請があった福祉関係団体に助成し活動支援を行っていきます。

### ■赤十字防災等事業への協力

担当課等 社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

### 事業概要

町内地区公民館等の実施する防災等事業へ講師派遣の調整や物品の貸し出しに協力しています。

防災等事業（講座）を開催する地域へ助成を行っています。

### これまでの取組

防災等事業へ講師派遣の調整や物品の貸し出しに対応するとともに、防災等事業（講座）を開催する地域へ助成金の対応に努めてきました。

### 今後の取組：これまで通りに継続

町内地区公民館等の実施する防災等事業へ講師派遣の調整や物品の貸し出しに協力しています。

引き続き防災等事業（講座）を開催する地域へ助成を行っていきます。

再掲あり

## ■共同募金委員会への協力

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

### 事業概要

毎年10月に行われる募金活動への協力や収受事務や五城目町共同募金委員会の運営業務に協力し、共同募金の普及啓発に努めています。

### これまでの取組

人口減少とともに募金額の減少が課題となっています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

限られた財源を確保するために、町内会、未加入世帯、アパート、マンション、企業等への働きかけと町民への啓発活動に努めます。

## ■福祉員の活動強化

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

### 事業概要

地区ごとに福祉員会議（研修会）を開催し、福祉員の役割認識を再確認し、会費や募金を通じて地域の高齢者や要援護者の見守り、声掛け等の活動を行い、地域ネットワークの強化に努めています。また、小地域会議を開催し福祉員としての認識強化に努めています。

### これまでの取組

福祉員のあり方等について見直しが必要と思われます。

### 今後の取組：これまで通りに継続

町内会の声を考慮し検討していきます。

## ■ボランティアの養成、活動支援

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

### 事業概要

ボランティアの普及啓発や機運の醸成を目的にボランティア研修を開催しています。  
またボランティア連絡協議会の活動に協力しています。

### これまでの取組

ボランティアの高齢化やボランティア研修の参加者数が少ないことが課題と考えられます。

### 今後の取組：これまで通りに継続

社協だよりで広報するなどボランティアのPRに努めます。

## (5) 虐待防止対策の推進

### [町の取組]

#### ○虐待の防止

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

虐待の未然防止と虐待の相談や通報など早期発見の整備を行っています。

##### これまでの取組

こども園や小・中学校と連携を図り、毎年11月にパンフレットを配付するなど、虐待の予防的支援及び未然防止に重点的に取り組んでいます。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

関係機関が連携して切れ目のない支援を行っていくため、職員のスキルアップを図りながら、「こども家庭センター」の体制整備に努めています。

#### ○ドメスティック・バイオレンス（DV）関係

**担当課等** 住民生活課、健康福祉課

##### 事業概要

相談支援と関係機関との連携を行っています。

関係機関との連携に際してはプライバシー保護との兼ね合いもあるため、相談支援の体制を整備し、関係機関との連携を密にし、関係機関とともにプライバシー保護に努めています。

##### これまでの取組

被害者保護のため、必要があると確認された方については、漏れなく支援措置を行っています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

引き続き、関係機関と連携しプライバシー保護に努めています。

## (6) 権利擁護の推進

[町の取組]

### ○権利擁護の推進

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

- 1) 人間の尊厳と人権尊重思想の推進
- 2) 相談関係機関との連携による権利擁護事業の利用支援
- 3) 成年後見制度の利用促進
- 4) 福祉サービスに対する苦情への適切な対応

#### これまでの取組

必要に応じて成年後見制度利用の支援を行います。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

社会福祉協議会との連携を密にし、日常生活自立支援事業に取り組みます。

また、判断が不十分な町民が地域において、自立した生活が送れるよう、事業の周知と新たなニーズの開拓に努めます。

### ○生活困窮者自立相談支援事業の推進

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

仕事や病気、借金など様々な理由で経済的に困窮している人からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え方自立に向け支援します。

#### これまでの取組

生活保護相談の過程で経済的問題が発覚することが多く（生活保護には該当しないが、その他の問題で困窮している、など）、生活困窮そのものに対する相談は少ない状況となっています。

#### 今後の取組 : 内容を改善して継続

生活保護を前提とした相談だけでなく、「生活保護は考えていないが、困窮している」という相談が気軽にできるよう周知します。また、相談があった際は福祉事務所の生活相談員等、各種機関とスムーズに連携できるよう、体制を整えます。

## ○障害者差別解消法に係る対応

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

相談・事案対応等を行います。

### これまでの取組

町民がより相談しやすい環境づくりを目指し、窓口への相談以外にも広く対応できるような体制づくり進めていますが、相談件数は少ない状況です。

### 今後の取組 : 内容を改善して継続

具体的な事例を提示しながらホームページや広報等で周知します。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■日常生活自立支援

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

### 事業概要

判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、専門員と生活支援員が日常的な金銭管理や書類等の預かり支援を行っています。

また事業の周知と新たなニーズの把握に努めています。

### これまでの取組

利用者の財政状況を把握し、利用者と話し合い、現状に合う支援を行うことができたと思われます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

今後も専門員と生活支援員が支援日に訪問し、利用者の金銭管理等の預かり支援を行い、利用者が自立した生活が送れるように努めます。

### ■成年後見制度利用促進

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

### 事業概要

日常生活自立支援事業からの移行が必要と認められる方に対し、関係機関と連携しスムーズな移行に努めています。

### これまでの取組

制度の周知が不十分だと思われます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

制度が理解されるように周知に努めます。

## 基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進

### (1) 保健事業の推進

[町の取組]

#### ○成人保健対策

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

- 1) 健康診査（特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、肝炎検診、腹部超音波検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診）
- 2) 健康教育
- 3) 健康相談
- 4) がん対策（がん検診無料対象者に個別受診勧奨）
- 5) 特定保健指導
- 6) 健康寿命延伸事業（減塩出前講座を中心に実施）
- 7) 糖尿病重症化予防事業
- 8) 健康教室
- 9) 介護予防事業

特定健診個別方式の医療機関拡大を令和元年度より実施し、受診しやすい環境整備に努めるとともに、生活習慣病予防教室、特定保健指導、糖尿病重症化予防事業等の実施により個別にきめ細やかな対応を行い、町民が生涯にわたって心身ともに健やかに暮らすことができる健康長寿社会を目指します。

#### これまでの取組

特定健診の受診率は増加傾向にあるが、がん検診の受診率は横ばいといった状況になっています。

がん対策については、令和6年より若年女性（20代奇数年齢）の子宮頸がん検診無料クーポン券を送付し実施。また胃内視鏡検診を追加し、50代奇数年齢が半額で受診できるように周知を行っています。

糖尿病重症化予防事業については、令和7年度より委託業者を変更し、個別対応から講座形式に変更しています。

介護予防事業については、一体的実施事業にて、フレイル健診の実施に伴いフォロー講座を追加で実施しています。また、健康リスクの高い方への家庭訪問も行いました。

#### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

今後は、健診の必要性と受診方法について啓発に努め、受診率の向上、疾病の早期発見、早期予防に努めます。また、がん検診精密検査の未受診者対策をすすめています。

糖尿病重症化予防事業では新たに実施する講座を通して、糖尿病の早期発見・重症化予防に努めます。

介護予防事業では後期高齢者の健康課題を明確化すべく、令和7年度よりデータ分析を実施し、課題を明確にして対策を講じていきます。

§ 関連する個別計画→第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## ○母子保健対策

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

- 1) 妊婦健診
- 2) 産前産後サポート事業・産後ケア事業
- 3) 乳児訪問事業
- 4) 乳幼児健診・健康相談
- 5) 離乳食づくり教室

少子化の進行など、母子を取り巻く環境の変化にともなう種々の課題に対応していくため各種事業を継続実施します。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な問題や悩みに対応し、すべての子どもが健やかに育ち、子どもを育てることができるよう、保護者が安心して子育てができるように支援します。

### これまでの取組

妊婦健診については母子健康手帳交付にあわせて、妊婦健診受診券を交付している。交付の際には妊婦健診についての情報提供や相談対応を行っています。

産前産後サポート事業として、妊娠中から産後にかけて、不安が少なく出産・育児が臨めるよう、個々に応じた支援を行っています。

乳児訪問事業については生後2ヶ月頃の乳児訪問を保健師または、助産師が全数に対して実施しており、個々に応じた相談対応を行っています。

乳幼児健診・健康相談は少子化にともない、対象者数が年々減少している。受診率はおおむね100%となっています。

離乳食づくり教室は対象者数の減少にともない、受講者数の伸び悩みが課題となっている。健診時等に個別に受講勧奨をし、受講した方へは個々に応じた相談対応を行っています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

少子化が進行しているが、個々で抱える問題は複雑化し、多岐にわたっています。

適宜、関係機関との連携を強化しながら、妊娠期からの継続的支援を引き続き実施していきます。

§ 関連する個別計画→第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## ○歯科保健対策

**担当課等** 健康福祉課、学校教育課

### 事業概要

- 1) 歯科健診
  - ・成人歯科健診・後期高齢者歯科健診
  - ・幼児歯科健診・妊婦歯科健診
- 2) フッ化物洗口事業
- 3) 健康教育
- 4) 親子のよい歯のコンクール事業
- 5) 8020運動の推進（「8020認定」推薦等）  
幼児期から歯と口の健康づくりについて各種事業を実施し、口腔の健康に対する正しい知識の普及啓発に努め、8020運動など、生涯を通じた歯科保健対策を推進していきます。

### これまでの取組

歯科健診では対象者に20歳代が追加されています。成人・後期とともに歯科健診の受診率は上昇傾向にあります。

フッ化物洗口事業はこども園に通園している5歳児、小・中学校の児童生徒を対象に実施しています。

健康教育は妊婦・幼児・成人・高齢者等各世代への歯科保健に係る健康教育を実施しています。

親子のよい歯のコンクール事業については3歳児健診時に周知し、該当者を抽出しています。

8020運動については健康相談の場等で周知しています。

### 今後の取組：内容を改善して継続

成人歯科健診受診者数の上昇など、歯に関する関心の高さがうかがえます。今後も広報や個人通知等の受診勧奨を継続し、一次予防に努めます。

さらなる取り組みとして、幼児期のう蝕防止に向けた普及啓発を重要視し、早期からの歯に関する知識と関心を高められるよう努めます。

§ 関連する個別計画⇒第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## ○感染症対策

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

- 1) 定期予防接種の推進
- 2) 任意予防接種の助成（インフルエンザ、風しん、おたふくかぜ、帯状疱疹）
- 3) 健康教育
- 4) 肝炎ウィルス検診
- 5) 結核予防（複十字シール運動）

感染症の予防推進のため健康教育、健康相談、未接種者への接種勧奨等、各種予防接種事業を実施し、対策を講じています。

### これまでの取組

各種予防接種事業や検診事業等について広報やホームページを通して町民へ周知しています。また、未接種や未受診者に対しては個人通知を行い受診勧奨を行っています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

感染症対策の健康教育や予防接種勧奨を推進していきます。

§ 関連する個別計画⇒第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## ○精神保健対策

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

- ・心の健康づくりセミナー
- ・ゲートキーパー養成研修、ゲートキーパーフォローアップ事業
- ・心の健康づくり巡回相談
- ・女性のヘルスアップ講座
- ・思春期メンタル講話
- ・情報提供、啓発事業(メンタルヘルスチェックこころの体温計)
- ・弁護士による無料困りごと相談

### これまでの取組

9月の自殺予防週間、12月と3月の自殺対策強化月間に合わせた心の健康づくり・自殺予防事業を実施しています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

各種事業を継続実施し、関係機関との連携を図りながら心の健康づくり・自殺予防対策を推進していきます。うつ病予防や児童・思春期の問題・ひきこもり等の心の問題に対応していくため、地域での支援体制を強化していくります。

自殺予防週間にあわせて9月以降に実施されることが多いため、年間を通して各種の事業を実施することができるよう検討します。

§ 関連する個別計画⇒第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## ○妊婦のための支援給付金・妊婦等包括相談支援

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

すべての妊婦の方が安心して出産・子育てができるよう支援します。

妊婦時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じるために面談を実施。

面談時期は申請時の他にも必要時に相談支援を行います。

①妊婦のための支援給付金 50,000円(妊娠届出後、アンケート記入と面談終了後申請)

②妊婦のための支援給付金 50,000円(出産後、アンケート記入と面談終了後申請)

あきた出産・子育て応援給付金 20,000円

## (2) 生きがいづくりへの支援

[町の取組]

### ○敬老福祉の集い

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

地域社会を支え、町発展に尽力された高齢者の方々の長寿をお祝いし、75歳以上の方または老人クラブ会員を対象に敬老福祉の集いを開催します。

#### これまでの取組

五老連・社協・町の共催としている。対象年齢を精査するとともに、会場の見直しを講じて縮小開催としている。

個人通知を廃止し、町広報と五労連からの周知法にしたが参加人数は少なく、事業内容の見直しが必要と考えます。

#### 今後の取組 : 内容を改善して継続

参加率の低下から単位老人クラブ毎の敬老の祝いに補助する形態へ変更するなど、五老連・社協と協議をしながら継続的に高齢者福祉の増進に努めます。

### ○老人クラブ助成事業

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

老人クラブ連合会、各単位クラブの運営支援を目的とする助成金を支給します。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

高齢者の社会参加を促し、生きがいや健康づくりを推進するため、今後も継続して老人クラブ活動に助成をしていきます。

再掲

## ○各種の生涯学習事業・講座の推進

**担当課等** 生涯学習課

### 事業概要

新しい時代に即応した多様化する学習需要への対応と、生涯学習活動の推進を図っていきます。

### これまでの取組

予定した講座はおおむね実施していますが、講座のラインナップはやや固定化したものとなっています。

### 今後の取組：内容を改善して継続

講座及び教室運営は多様化するニーズに対応するため、時代に即した内容に更新しながら、継続して実施していきます。

固定化している講座の枠組みについては見直しを図り、次期生涯学習推進計画に盛り込んでいきます。

## ○地区公民館活動の充実

**担当課等** 生涯学習課

### 事業概要

地域においてもっとも身近な施設である公民館を拠点に、健康増進、交流活動の充実を図っています。

### これまでの取組

予定されている事業はおおむね実施できているが、参加者の固定化傾向がみられます。

### 今後の取組：縮小

地域それぞれにあった活動に努めており、今後も継続して実施していく予定ですが、各地区公民館のあり方を検討する時期にあり、次期指定管理契約更新時には、現在の規模（施設数）を見直していくことも検討していきます。

## [社会福祉協議会の取組]

再掲  
あり

### ■ふれあいサロン

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

#### 事業概要

五城館の蔵を会場に月1回、生きがいボランティアの協力を得て、どなたでも自由に参加・交流できる居場所づくりとして開催しています。

#### これまでの取組

参加者がおおむね固定されている状況にあります。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

参加者の拡大を目指し、チラシ等を活用してPRに努めます。

### ■屋内ゲートボール場の運営

再掲  
あり

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

#### 事業概要

年間を通して多目的に利用できる交流の場として、ゲートボール、グラウンドゴルフ、野球練習など、児童から高齢者まで、幅広く利用してもらえるよう管理運営しています。

#### これまでの取組

夏場の利用促進、老朽化にともなう修理や維持管理、冬期間の駐車場の除雪の対応などが課題と考えられます。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

今後は夏場の高温時の利用管理のあり方や、老朽化による修繕、冬期間の駐車場の除雪の対応について、町と話し合いをしながら検討を進めます。

## ■敬老福祉の集い

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

### 事業概要

五城目町敬老福祉の集いに参画し福祉の啓発に努めます。

### これまでの取組

会場の規模や設備課題があると考えられます。また参加者の固定化の傾向が見受けられるため、新しい参加者の確保が必要と思われます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

今後もこれまで通りに継続して実施していきます。また対象者層全般に対して、参加意識を高めるようにアプローチを図り、より多くの人に参加してもらうことができるようにしていきます。

## ■社会福祉功労者表彰

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

### 事業概要

社会福祉事業に対し多大な功績のあった個人や団体を表彰し町民全体の福祉に対する意識が高まるように努めます。

### これまでの取組

個人や団体で該当する表彰者を確認し対応しています。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

今後も個人や団体で該当する表彰者を確認し対応に努めます。

### (3) 医療負担の軽減

[町の取組]

#### ○福祉医療費の支給

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

乳幼児及び小中高生等、ひとり親家庭、障がい者等の医療費の経済的支援として、医療費の自己負担分を町で負担し、無料としています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

適切な支給が円滑に行われるよう努めるとともに、制度に関する理解がより一層深まるよう、今後もホームページ等で周知を図っていきます。

#### ○がん検診の自己負担分を助成

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

各種がん検診について、各年齢到達者を対象に自己負担分を助成。

##### これまでの取組

職域でのがん検診受診や人間ドック受診者が増加し、町のがん検診の受診率は低くなっています。

令和6年度より若年女性（20代奇数年齢）の子宮頸がん検診無料クーポン券を送付しています。また胃内視鏡検診を追加し、50代奇数年齢者が半額で受診できるように周知を行っています。

##### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

今後も事業の周知に努め、未受診者への個別受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めます。

§ 関連する個別計画→第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

#### ○がん患者医療用補正具助成

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

医療用ウィッグの購入に対して3万5千円、乳房補正具の購入に対して2万円を上限として助成しています。

##### これまでの取組

申請に必要な書類について、広報への記載が不十分であり、対象者の手続きが煩雑になってしまった事例があります。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

QRコード等を利用してより多くの人が情報を得ることができるよう工夫するなど、周知内容を見直します。

§ 関連する個別計画→第2期健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画

## ○妊産婦健診および精密検査、妊婦歯科健診、母乳育児相談

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

妊産婦健診 22 回(産後 1 か月・母乳育児・精密検査を含む)、歯科健診 1 回を助成。

### これまでの取組

国が定める望ましい基準の項目に係る妊婦健診への公費助成を行っています。  
妊婦歯科健診の受診率は伸び悩んでいる状況です。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

事業の周知及び、妊産婦健診等の受診率向上に努めます。  
妊娠中の歯に関する知識や情報提供を面談の際に周知し、妊婦歯科健診受診率の向上に努めます。

§ 関連する個別計画⇒第 2 期健康ごじょうめ 21 計画及び五城目町自殺対策計画

## ○特定不妊治療費助成

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

治療 1 回につき 15 万円を限度として、年間 3 回まで助成。

### これまでの取組

秋田県で実施している特定不妊治療費助成制度に基づき町でも助成しています。  
近年の医療技術の進展等により、特定不妊治療の内容が複雑かつ多様化しているため、現状の助成内容が適正であるか精査する必要があると考えます。

### 今後の取組 : 内容を改善して継続

秋田県で実施している特定不妊治療費助成制度に基づき町でも助成しています。  
近年の医療技術の進展等により、特定不妊治療の内容が複雑かつ多様化しているため、現状の助成内容が適正であるか精査する必要があると考えます。

§ 関連する個別計画⇒第 2 期健康ごじょうめ 21 計画及び五城目町自殺対策計画

## ○一般不妊治療・不育症治療費助成

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

1 年度あたり治療費の全額を助成、不育症治療は 5 万円を限度として助成。

### これまでの取組

全額助成は町独自の事業で、手厚い内容。制度の内容や申請方法について十分に周知されていない可能性があります。

### 今後の取組 : 内容を改善して継続

ホームページ等を活用し、事業の周知に努め、治療を必要とする人が必要な治療を受けることができるよう支援していきます。

§ 関連する個別計画⇒第 2 期健康ごじょうめ 21 計画及び五城目町自殺対策計画

## ○人間ドック・脳ドックへの補助

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

国民健康保険加入者に対し、病気の早期発見、早期治療に資するため、各ドックに補助金を支給し、健康増進を図ります。

### これまでの取組

人間ドック・脳ドック受診者に、費用の一部を助成しています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

ホームページや広報などで引き続き制度の周知を行い、利用者の増加に努めます。

## ○はり・きゅう、マッサージ施術費助成

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

65歳以上の町民に1人当たり5枚(5,000円)の施術券を助成しています。

### これまでの取組

広報で周知を行っているが、年々、利用者数が減少しています。

### 今後の取組：内容を改善して継続

事業内容の見直しや適切な周知方法のあり方について検討します。

## ○未熟児養育医療給付

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

母子健康法第20条に基づき、出生時体重2,000g以下、または生活力が特に薄弱と認められた乳児で、医師が入院養育の必要性を認めた児について、その医療費を支給。

### これまでの取組

未熟児養育医療の申請手続きの案内や事務手引きの情報が古いため、適宜見直し、改善する必要があります。

### 今後の取組：内容を改善して継続

申請手続きから医療費支払いまでの流れを再度見直すとともに、ホームページやチラシ等を更新し申請手続きなどをわかりやすく周知します。

## ○自立支援医療（育成医療）給付

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

18歳未満の児童で、身体上の障がいを有するか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる場合、生活の能力を得るために必要な医療費を支給しています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

制度の内容について知ってもらい、必要なときに利用できるよう、ホームページ等で周知します。

## 基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援

### (1) 保育サービスの充実

[町の取組]

#### ○子ども・子育て支援

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を実施しています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

多様なニーズがある中で、優先順位を決めて取り組む必要がある。地域資源（NPO団体、子育て団体など）が不足していることが課題となっており、情報収集に努めています。

§ 関連する個別計画→こども計画（子ども・子育て支援事業計画）

#### ○多様な保育サービスの提供

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

延長保育、一時保育、ショートステイ事業など子育て支援の充実を図ります。

##### これまでの取組

ショートステイ事業は委託契約を締結しているのみで、利用実績はありません。

##### 今後の取組：内容を改善して継続

病児保育（体調不良児対応型）の実施に向けて検討を進めます。

#### ○地域子育て支援拠点事業

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

就学前の子どもを子育て中の保護者が相互交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施します。

##### これまでの取組

親子がゆったりした時間を過ごせるよう、小規模ながら工夫して事業を展開している。地域資源（NPO団体、子育て団体など）が不足していることが課題となっています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

利用促進を図り、地域の子育て関係機関と連携を図り、町の子育て基盤の構築に努める。他市町村の地域資源を活用しながら、小規模の魅力化をさらに図ります。

## (2) 子どもたちの学習環境や居場所の確保

### [町の取組]

#### ○放課後児童健全育成事業（すずむしクラブ）

担当課等 学校教育課

##### 事業概要

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校児童（1年～6年）に対して、放課後児童施設において、適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図っています。

##### これまでの取組

支援員4名（補助員2名）の体制で、令和6年度は1年～4年生までの受入れ、年間開設日数259日、延べ利用者数9,100人の実績となっており、児童の健康管理、安全確保、遊びの活動等、適切な対応ができると思っています。

令和6年度から受入れ学年を引き上げたことにより、登録児童数が増加しました。令和7年度からは小学校全学年が対象となり、1日あたりの利用者数も増えているため、支援体制の見直しが必要だと考えています。

現在の体制で運営できてはいるが、補助員含め欠員もいるため支援員の負担は大きく、人員の確保が課題と考えています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

小学校児童の放課後の居場所として重要な場所となっており、学童保育だけでは対応しきれない状況が考えられるため、今後、放課後児童学習支援事業「わかすぎくらぶ」や放課後子ども教室事業「わらしへ塾」などと連携して、より利用しやすい形で事業運営ができるように検討していきます。

利用人数が増えたことにより、一人当たりのスペースが狭くなっているため、施設全体のスペースも限られているため、小学校の空き教室等の活用も検討していきます。

#### ○放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）

担当課等 学校教育課

##### 事業概要

小学校高学年（4年～6年）児童を対象として、放課後に町が指定する施設において、児童の自主学習などの学習支援を行うとともに、児童の放課後の安全な居場所確保を図っています。

令和3年1月からは、町民センター内で運営しており、わらしへ塾、放課後児童健全育成事業「すずむしクラブ」とも連携することができます。

##### これまでの取組

保護者の要望もあり、平成24年度より長期休業期間の平日開催を実施したことで、利用者が増加し、あわせて学習支援員の適切な指導も効果的で、保護者からの評価も高まっています。

令和7年度からは一時休止しており、再開に向けて運営体制の整備を進めていますが、わかすぎ児童クラブの運営に必要な学習支援員の確保が困難な状況にあり、再開に向けた態勢が整っていない状況です。

##### 今後の取組：内容を改善して継続

再開を望む声もあることから、学習機能を含めた様々なメニューの新たな事業展開も考慮しながら、児童の放課後の安全な居場所の確保を目指していきます。

## ○放課後子ども教室推進事業

担当課等 生涯学習課

### 事業概要

町内小学校及び社会教育施設等を活用し、放課後や週末における学童保育、文化活動、スポーツ活動、体験活動など様々な活動を通して地域交流を深めるとともに、安全、安心な子どもの居場所づくりを進めています。

また、指導者やボランティア人材の確保などにより、一層の講座内容の充実、子どもの安全、安心な居場所づくりが広がるよう、放課後児童健全育成事業との連携をより緊密にしていきます。

### これまでの取組

おおむね予定どおりに実施されていますが、指導者が抱える講座の内容に固定化されるため、参加者も講座内容にあわせて固定化されている傾向があります。

### 今後の取組：内容を改善して継続

本事業が居場所づくりとして広がりをみせるよう、枠組み、内容を見直していきます。

### (3) 子どもたちの多様な交流の促進

#### [町の取組]

##### ○児童生徒学校生活サポート事業

担当課等 学校教育課

#### 事業概要

特別支援学級の児童生徒と通常の学級に在籍する障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、生活介助や学習支援等教育的ニーズや、それぞれが抱える学習上あるいは生活上の困難さに対応した一人ひとりへの適切な支援により、障がいのある子どもたちの学習機会を保障しています。

教職員とサポート職員が連携し、児童生徒の情報を共有することにより、学級を超えた支援が可能となっています。

#### これまでの取組

特別支援学級の児童生徒と通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、支援により充実した学習や心の安定を保ちながら、学校生活を過ごすことができることに成果を上げているとともに、各学校の授業効率の向上につながっているものと思われます。

保護者からの希望はないものの、支援が必要と思われる児童生徒については、クラス・学年全体でサポートしており、それぞれの児童生徒に応じたサポートをすることができていると思われます。

年々、支援員配置のニーズはより高まっていることから、サポート職員の適切な配置が重要となっています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

支援の必要な児童生徒に対し、より多様な対応が可能となるよう、平成30年度より年2回実施している専門家講師による研修会を継続し、サポート職員の資質向上に努めます。

保護者からのニーズがより高まっており、支援が必要な児童生徒が増えてきているため、適切な支援員の配置とサポートが提供できるように取り組んでいきます。

##### ○外国青年招致事業

担当課等 学校教育課

#### 事業概要

A L T（外国語指導助手）を受け入れ、本町における外国語教育の充実や、子どもを含めた地域住民との交流の進展を図ることを通じて諸外国との相互理解を深めています。

学校のほか、主宰する英会話教室（中級）に多数の町民が参加しており、国際理解向上に果たす役割は大きいと考えられます。

#### これまでの取組

町内小中学校におけるA L Tによる英語活動は、児童生徒にとって英語に対する興味・関心を高める有意義な機会になっており、「楽しく学べる授業」として定着している点において、一定の成果が認められる。課題としては、地域住民とA L Tとの交流の機会が十分に確保されていないこと、小学校教員の英語力や指導経験に個人差があることです。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

小学校教員向けの外国語教育のための外部研修や、T O E I C 対策セミナーに関する情報を随時提供し、各教員が自己研鑽に取り組む一助となるよう支援を行います。また、今後も町民の方々が異文化を学べる場の提供を確保し続ける必要があると考えます。

## (4) 個別のケアを必要とする子どもたちへの支援

[町の取組]

### ○要保護児童サービス

**担当課等**

健康福祉課、学校教育課

#### 事業概要

関係機関と連携して、要保護児童の保護を適切に行います。

#### これまでの取組

毎年1名の職員が要対協調整担当者実務者研修を受講しています。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

関係機関が連携して切れ目のない支援を行っていくため、職員のスキルアップを図りながら、「子ども家庭センター」の体制整備に努めています。

### ○子どもの貧困対策整備計画

**担当課等**

健康福祉課

#### 事業概要

子どもの貧困対策に関する取り組みについて計画の策定・見直しを行います。

#### これまでの取組

こども計画に包含し策定します。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

こども計画において事業の進捗管理を行います。

§ 関連する個別計画⇒こども計画（子どもの貧困対策整備計画）

## (5) 子育て家庭への経済的支援

[町の取組]

### ○就学援助制度

担当課等

学校教育課

#### 事業概要

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費、学用品費などの一部を助成しています。新入学学用品費を必要な時期に支給を行っています。

#### これまでの取組

保護者の経済的負担が軽減され、児童生徒が安心して学校生活を送ることができていると思われます。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も児童生徒が不安なく学校生活を過ごせるように継続し支援していきます。

### ○児童手当

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

0歳から高校生年代までの子を持つ親を対象に手当を支給します。

#### これまでの取組

法改正により、令和6年10月分から所得制限の廃止、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の額及び算定方法の見直しを行う制度拡充が実施されています。また、支払い月が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更しています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

適正な対応と事務処理に努めます。

### ○児童扶養手当

担当課等

健康福祉課

#### 事業概要

ひとり親家庭を対象に手当を支給します。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

認定事務は県が行っています。

庁内の関係各課や関係機関との連携を図って取り組みます。

## ○誕生祝金の支給

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

次世代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を応援することを目的に誕生祝金を支給します。

### これまでの取組

申請手続きの負担軽減のため、要綱を改正し、申請書兼請求書として一本化しています。

### 今後の取組

出産後の支援のサービスにつなげていきます。

## ○チャイルドシート（ジュニアシート）購入補助金

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

購入費用の2分の1（上限12,000円）を助成します。

### これまでの取組

申請手続きが迅速に対応できるように必要な情報の共有を図ります。

### 今後の取組

今後も適正な対応と事務処理を行うことができるように努めます。

## ○特別児童扶養手当

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

障がいの子を持つ親を対象として手当を支給します。

### 今後の取組

認定事務は県が行います。

府内の関係各課や関係機関との連携を図って取り組みます。

## ○特別支援教育就学奨励費補助金

**担当課等** 学校教育課

### 事業概要

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じて就学に必要な経費を支給しています。

### これまでの取組

保護者の経済的負担が軽減され、児童生徒が安心して学校生活を送ることができていると思われます。

### 今後の取組

保護者の経済的負担の軽減につながっていることから、今後も適正な事務に努めます。

再掲あり

再掲あり

## [社会福祉協議会の取組]

### ■子育て世帯支援

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

#### 事業概要

五城目町に居住していて、母子健康手帳の交付を受けた方、日中、近くに支援をしてくれる人がいない妊婦期や産後1年未満の間の世帯を対象に、炊事や洗濯などの生活援助をしてくれる方を紹介し、利用料の2分の1を本協議会が負担しています。

事業については町健康福祉課にリーフレットを配架し広報活動に努めています。

#### これまでの取組

事業実施から一度も利用されたことがない状況です。

#### 今後の取組：縮小

今後も利用の拡大を目指し、町健康福祉課にリーフレットを配架し広報活動に努めます。

しかし事業の成果が見込めない場合は、当該事業の必要性を検証し、廃止も含めた検討を行っていきます。

## 基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援

### (1) 障がい者支援に関するサービスの充実

#### [町の取組]

##### ○障害福祉の総合的な推進

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者等駐車区間利用証、有料道路障害者割引、NHK受信料免除、通院移送費給付事業、障害者手当支給事業等の障がいを持つ方が地域社会で生活するために必要な支援を行います。

#### これまでの取組

手帳交付時に手引きを配布することで、以前に比べると各事業の周知不足は改善してきています。

また、ヘルプマークやヘルプカードは手帳所持の有無は関係ないため、別途周知が必要と考えます。

#### 今後の取組：内容を改善して継続

手帳交付時の手引きを最新の情報に更新することや、ホームページを定期的に更新し、常に最新の情報が得られるようにするなど、今後も町民にわかりやすく正確な情報の提供に努めます。

#### § 関連する個別計画→五城目町障害者福祉計画

##### ○障害福祉サービスの推進

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

障害福祉サービスを希望する障がい児者からの相談に応じ、圏域で設置している南秋田郡障害支援区分認定審査会において決定した支援区分に応じて、必要とするサービスの支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。

#### これまでの取組

申請受理後、相談支援員との連携により細やかなサービス提供ができていると思われます。また相談支援員との連携によりスムーズにサービス利用につなげられています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

より一層事業の周知に努め、ニーズにあったサービスにつなげられるよう努めます。

## ○地域生活支援事業

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

日中一時支援、日常生活用具支給、住宅改修、移動支援、コミュニケーション支援事業等の支給決定を行います。

### これまでの取組

サービス提供事業者が町内にほとんどない状況であり、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。

### 今後の取組 : 内容（規模）を拡大して継続

関係機関との連携を図りながら、種目の追加や基準額の見直しを行い、利用者のニーズに対応できるようにします。

## ○自立支援医療業務

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

自立支援(更生医療、育成医療、精神通院)の申請を受け付け、各機関に進達または審査決定を行います。

### これまでの取組

手続きが煩雑と感じたり、継続の手続きを忘れたりする利用者がいます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

申請から進達・決定まで時間を要するため、申請受理後、迅速な事務処理に努めます。

今後の手続きを把握していただくため、自立支援医療に関するチラシを送付し、継続利用につなげます。

## ○障害者手帳・特別障害者手当進達業務

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別障害者手当等の申請を受けつけ、各機関に進達しています。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

申請時期により福祉医療費支給開始日が変わる。そのため、申請受理後は迅速な進達が求められることから、適切な事務処理に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

## ○補装具費支給業務

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

日常生活や就労のため、身体障害者の失われた身体機能を補完又は代替する用具を給付及び貸し出します。

### これまでの取組

事業の周知が不十分だったと思われます。

### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

事業内容について、ホームページや広報等を利用して広く周知します。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■障害者総合支援

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問介護係

### 事業概要

住み慣れた地域で安心して暮しつづけたいという気持ちに寄り添い、日常的に介護を要する障がい者（児）の生活を支え、その家族や介護者を支援し、自立支援を目的としたサービスを提供しています

地域との結びつきを重視し、相談支援事業所、行政、保健、医療、福祉関係機関と積極的な連携を図り、総合的なサービス提供に努めています。

職員の資質、専門性の向上のため知識・技術の自己研鑽に努めています。

### これまでの取組

障がいの特性や利用者の生い立ちなどを考慮し、対応の方法を工夫しています。

利用者の状態によってはサービス提供ができない場合もあり、収入が安定しないといった課題があります。

### 今後の取組：これまで通りに継続

町内で対応できる事業所がないため、今後も依頼があれば受け入れを行っていきます。

### ■障がい者移動支援

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問介護係

### 事業概要

自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行ってています。

地域や家庭との結びつきを重視し、関係行政機関、他の障がい福祉サービス事業者、保健、医療、福祉関係機関と積極的な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。

### これまでの取組

ニーズ自体が少なく、利用者は1名のみとなっています。重労働の割に単位数が低いといった課題があります。

### 今後の取組：縮小

単価が安く、肉体的負担も大きいため、今後は保険内サービスに切り替えていきます。

## ■訪問看護

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問看護係

### 事業概要

在宅での療養生活を安心して過ごせるケアを提供し、選ばれる訪問看護ステーションを目指しています

病状や療養生活に対し、専門家の視点からの的確なケアとアドバイスを行い、自立した生活が送れるよう支援しています。

小児から高齢者まで年齢に関係なく支援するとともに、精神訪問看護にも対応しています。

医療機関（主治医、医療連携室）をはじめ、居宅介護支援事業所や包括支援センター等の行政機関との連携強化を図りながら取り組んでいます。

苦情、相談を真摯に受け止め、迅速な対応、事故防止に努めています。

また、専門的研修を計画的に受講し、職員の資質や専門性の向上を図っています。

### これまでの取組

利用者の減少にともない経営状態が不安定になっています。

精神疾患や医療的ケア児にも対応できることをアピールする必要があると考えられます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

研修を充実させ、看護の質の向上を図るとともに、居宅支援事業所、医療機関との連携を強化していきます。

近隣に訪問看護を提供する病院があり、事業のあり方についても検討を行っていきます。

§ 関連する個別計画⇒自然災害発生時における業務継続計画（訪問看護）

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画（BCP）

## ■輸送サービス

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問介護係

### 事業概要

公共交通での通院が困難な要介護者や障がい者を対象に、送迎を行うことで日常生活の利便性向上を図っています。

運転手は安全運転を心がけ定期的に適性診断を受講して事故防止に努めています。

### これまでの取組

予定日時の確保や安全運転に努め、事故もなく対応していますが、対応できる職員がいないため断るケースが多くなっています。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

職員の増員が難しいことから、当面は現状維持で実施していきます。

引き続き安全運転を心がけてサービス提供を行っていきます。

## (2) 障がい者の生活向上に向けた環境の整備

### [町の取組]

再掲  
あり

#### ○軽自動車税の身障者減免

**担当課等** 税務会計課

##### 事業概要

障がいを有する身体障がい者等が所有し、身体障がい者等本人または、家族・常時介護者が運転する軽自動車の税を全額免除しています。

##### 今後の取組 :これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○軽自動車税の構造減免

再掲  
あり

**担当課等** 税務会計課

##### 事業概要

身体障がい者等のために構造を改造した軽自動車の税を全額免除しています。

##### 今後の取組 :これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○障害者差別解消法に係る対応

再掲

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

相談・事案対応等を行います。

##### これまでの取組

町民がより相談しやすい環境づくりを目指し、窓口への相談以外にも広く対応できるような体制づくり進めていますが、相談件数は少ない状況です。

##### 今後の取組 : 内容を改善して継続

具体的な事例を提示しながらホームページや広報等で周知します。

## ○特別児童扶養手当

再掲

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

障がいの子を持つ親を対象として手当を支給します。

### 今後の取組

認定事務は県が行います。

府内の関係各課や関係機関との連携を図って取り組みます。

## ○特別支援教育就学奨励費補助金

再掲

**担当課等** 学校教育課

### 事業概要

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じて就学に必要な経費を支給しています。

### これまでの取組

保護者の経済的負担が軽減され、児童生徒が安心して学校生活を送ることができていると思われます。

### 今後の取組

保護者の経済的負担の軽減につながっていることから、今後も適正な事務に努めます。

## 基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進

### (1) 高齢者の健康づくりの推進

[町の取組]

#### ○高齢者体力づくり教室

**担当課等** 生涯学習課

##### 事業概要

スポーツ等を通して、心身のリフレッシュや体力向上を図っています。

##### これまでの取組

参加者の固定化傾向が見受けられますが、この事業に関しては継続実施の点でよい傾向ととらえています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も参加しやすいよう内容を考慮しながら、これまでと同様に継続して実施していきます。

#### ○介護予防教室

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

介護の予防と健康の保持・増進を目的として、専門職による各種教室(一般介護予防教室等)を開催。また、運動だけでなく、心の健康や口腔衛生についての教室も実施します。

##### これまでの取組

コロナ禍、水害、講師の都合により教室延期・中止となったこともあったが、おおむね予定通りに開催。

男性が少ないと、参加者の固定化が課題となっています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

町ホームページ、広報等を活用し、事業周知に努めます。

参加者の確保が課題となっているため、事業の趣旨について、あらゆる機会を通して周知に努め、参加者の確保を図っていきます。

#### ○はつらつポイント事業

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

主に介護予防を目的とした活動・教室に参加した高齢者に対して、ポイントを付与している。累積ポイント数により、町内で使える買物券と交換しています。

##### これまでの取組

新規申請者、買物券発行枚数は増えてきています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

周知を図りながら利用者の拡大を図っていきます。

## ○介護予防サークル支援

再掲

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

地域の集いの場で各種介護予防事業を開催。

介護予防教室終了後に立ち上げた自主サークルについて、専門職による指導や支援・フォローアップを実施します。

### これまでの取組

継続して参加していた人が、病気や家庭の理由(配偶者が要介護等)、年齢を重ねることで参加できなくなり、参加人数が少しずつ減少している状況があります。

令和2年度からは活動休止の状態となっています。

### 今後の取組 : 内容を改善して継続

新しい参加者を増加させるため、他の介護予防教室参加者に声かけしたり、広報誌に掲載するなど、情報発信を行い、自主サークルの立ち上げにつなげていきます。

サロンが増加しており、要請があれば地域のサロンに関わっていくことを今後も継続していきます。

## [社会福祉協議会の取組]

再掲

### ■ふれあいサロン

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

#### 事業概要

五城館の蔵を会場に月1回、生きがいボランティアの協力を得て、どなたでも自由に参加・交流できる居場所づくりとして開催しています。

#### これまでの取組

参加者がおおむね固定されている状況にあります。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

参加者の拡大を目指し、チラシ等を活用してPRに努めます。

### ■屋内ゲートボール場の運営

再掲

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

#### 事業概要

年間を通して多目的に利用できる交流の場として、ゲートボール、グラウンドゴルフ、野球練習など、児童から高齢者まで、幅広く利用してもらえるよう管理運営しています。

#### これまでの取組

夏場の利用促進、老朽化にともなう修理や維持管理、冬期間の駐車場の除雪の対応などが課題と考えられます。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

今後は夏場の高温時の利用管理のあり方や、老朽化による修繕、冬期間の駐車場の除雪の対応について、町と話し合いをしながら検討を進めます。

### ■健康相談

再掲

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問看護係

#### 事業概要

朝市健康相談や五城館サロン、ミニデイサービス等での健康相談を通して、地域貢献と訪問看護の啓蒙活動に努めます。相談内容により支援が必要な場合は、医療や介護等の関係機関へつなげます。

#### これまでの取組

コロナのため一時休止状態から、回数を減らして再開しましたが、一時休止したことにより、周囲への認知度が低下していると思われます。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

社協だよりや町広報誌などを活用し、事業のPRに努めます。

## (2) 認知症予防の推進

[町の取組]

### ○認知症予防教室

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

認知症予防を目的として、健康運動指導士による頭や体を使ったエクササイズ教室(脳はつらつ教室)を各地区で開催。高齢者の運転免許の更新に役立つ内容にもなっています。

#### これまでの取組

類似事業(介護予防教室)と統合された形での実施。

参加者が減少しているため、事業の趣旨についてあらゆる機会を通して周知に努め、参加者の拡大に向けて取り組んでいます。

#### 今後の取組 : 内容を改善して継続

地域の集いの場・サロンにおいて認知症啓発のための教室開催が求められています。今後もニーズに対応し継続的に取り組みます。

### ○認知症サポーター養成講座

担当課等 健康福祉課

再掲

#### 事業概要

地域のサロン等に出向き、認知症サポーター養成講座を開催します。

#### これまでの取組

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛していた期間はありましたが、令和3年度は1回、令和6年度は2回開催しました。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

参加者の知識や技術、関心の維持・向上を図るために開催後のフォローアップが必要と考えられるため、今後はこれまでの参加者へのフォローアップを実施します。並行して、寸劇等を通じ講座受講済みの方が対象のわかりやすいステップアップ講座も開催していきます。

### (3) 高齢者の在宅生活の支援

[町の取組]

#### ○給食サービス事業

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

社会福祉協議会に委託し非課税世帯の高齢者のひとり暮らし、またはふたり暮らしの病弱等の世帯に弁当を配達し、栄養の改善と安否確認を行い生活の安定と健康の増進を図っています。

##### これまでの取組

ひとり暮らしの高齢世帯、高齢者のみ等の世帯で、かつ市町村民税非課税世帯に対して、木曜日に弁当を配達しています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

調理が困難な高齢世帯等へ定期的な食事の提供及び安否確認を行います。

#### ○高齢者世帯等除雪支援事業

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

シルバー人材センターと利用契約を締結し、自力での除雪が困難な高齢者世帯等に対して一世帯当たり50回を上限として費用の一部を助成しています。

##### これまでの取組

出動の目安となる降雪量の判断が難しい。申請書を全戸配布し、周知徹底を図っています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

高齢者が多い本町においては、関心の高い事業です。

多様なケースに対応できるよう柔軟性をもった事業にしていく必要があると考えます。

#### ○緊急通報体制等整備事業

担当課等 健康福祉課

##### 事業概要

警備会社に委託し、ひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置を設置し、緊急時の対応の迅速化を図っています。

##### これまでの取組

ひとり暮らしや高齢者世帯、身体や生活に不安のある世帯に対して万一の際に緊急に通報できる体制を整備するために緊急通報装置の設置を行っています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

ひとり暮らしや高齢者等世帯に対する緊急通報装置を設置し、緊急時の対応の迅速化を図ります。

緊急時以外の機器のトラブル（機器のコンセントが抜けた、電話回線の接続異常など）も多いため、事業内容や機器の取り扱いなどについても広く周知していきます。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■ひとり暮らし高齢者訪問事業

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

#### 事業概要

支援が必要な人の早期発見や各種サービスの紹介を目的として、民生委員の協力を得ながら 75 歳以上ひとり暮らし高齢者の自宅を年 1 回訪問し、見守り・声掛けをしながら状況把握に努めています。

#### これまでの取組

民生委員が欠員している地域への対応が課題と考えられます。

#### 今後の取組 : 内容を改善して継続

民生委員が欠員している地域については、町内会長や福祉員から協力してもらい対応するようになります。

また参加型事業についても検討を進めています。

### ■ミニデイサービス

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

#### 事業概要

毎月 1 回、町内温泉施設を会場に、町内在住者で 75 歳以上のひとり暮らしで、外出機会の少ない方を対象に、健康相談や血圧測定、入浴、食事をしながら交流を図り、生きがいづくりや健康保持に努めています。

#### これまでの取組

送迎車両の老朽化や維持管理、協力ボランティアの高齢化などが課題と考えられます。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

送迎車両の更新を行うとともに、新たな協力ボランティアの確保に向けて取り組んでいきます。

## ■おむつ費用助成

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

### 事業概要

五城目町に居住しているおおむね 65 歳以上の在宅におけるねたきり老人等で、おむつを使用している方を介護している方の生活の安定と福祉の増進を図るため、購入費の 3 分の 1 (月額 2,000 円を限度) を支給しています。

### これまでの取組

利用者人数が減少している状況にあります。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

利用の拡大に向けて、社協だよりやケアマネなどを活用した PR に努めます。

## ■給食サービス

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/地域福祉係

### 事業概要

五城目町に在住する方で、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯など、調理の困難な世帯に毎週月曜日と木曜日に弁当を配達し、食生活の支援や安否確認を行っています。

### これまでの取組

利用者負担額の軽減、委託費の見直しが課題と考えられます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

今後、委託費については町と検討を行っていきます。

## (4) 介護サービスの充実

[町の取組]

### ○家族介護用品支給事業

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

非課税世帯の要介護4または5の在宅の要介護高齢者を介護している家族に対して6,000円を限度として介護用品購入にかかる経費の一部を助成しています。

#### これまでの取組

要介護4以上の高齢者を在宅で介護し、かつ市町村民税が非課税世帯と条件があるため、利用者については限定されています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

助成対象の条件を多職種合同会議や地域ケア会議等で周知します。

### ○住宅改修費給付事業

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

日常生活を営むことに支障のある住宅に住む介護認定を受けた方、または重度障害者が段差解消などの住環境改善を行う場合に、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費のうち20万円を上限として支給しています。

#### これまでの取組

居宅介護支援事業所による周知もあり、利用者のニーズに対応できていると思われますが、資材等の高騰が懸念されています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

住宅改修における20万円の上限が妥当かどうかは今後検討を進めます。

### ○老人保護措置費

担当課等 健康福祉課

#### 事業概要

養護老人ホームへの入所措置、負担金の徴収。

#### これまでの取組

入所までの調査、資料の作成の負担が大きい。措置が必要と思われる方を地域包括支援センターと連携しながら支援しています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

必要な方に必要な措置が取られるよう、より一層連携を強化して取り組みます。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■居宅介護支援

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/居宅介護係

#### 事業概要

介護保険法や地域包括ケアシステムの理念である「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援」の目的に基づき、要介護者が住み慣れた自宅や地域において「自分らしい暮らし」を続けることができるように、質の高いケアマネジメントの提供や関係機関との連携を強化し、適切な居宅サービスの提供に努めています。

#### これまでの取組

利用者の自立を第一に、住み慣れた自宅や地域において、自分らしい暮らしを続けることができるようにケアマネジメントを提供しています。

利用者減にともない、経営状態が悪化しています。

事業継続できるように利用者の確保、収支の改善が課題となっています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も利用者の自立を第一に、住み慣れた自宅や地域において、自分らしい暮らしを続けることができるようケアマネジメントを提供していきます。

利用者に選んでもらえる事業所となるよう、更なる質の向上を目指すとともに、利用者獲得に努め、収支の改善を図ります。また利用者数に応じた職員体制の改革を進めていきます。

§ 関連する個別計画⇒自然災害発生時における業務継続計画（居宅介護）

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画（BCP）

### ■訪問介護

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問介護係

#### 事業概要

住み慣れた地域で安心して暮し続けたいという気持ちに寄り添い、日常的に介護を要する利用者の生活を支え、その家族や介護者を支援し、自立支援を目的としたサービスを提供しています。

地域との結びつきを重視するとともに、利用者の獲得に努力し、財源の維持に努めるため、居宅介護支援事業所、行政、保健、医療、福祉関係機関との積極的な連携を図り、総合的なサービス提供に努めています。

職員の資質、専門性の向上のため、知識、技術の自己研鑽に努め、資格取得等キャリアアップの支援を行っています。

#### これまでの取組

新規利用者の獲得やサービス内容の見直し、加算の取得を行い収入の増額に努めてきました。

介護報酬が減額されたもののサービスの質を落とさず、効率の良い訪問計画を実行しています。

しかし、慢性的な人材不足は解消できず、次世代につなげないことが課題となっています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

これまで通り、真心を込めた対応を行い、選ばれる事業所になるように心がけていきます。

介護報酬を増額するよう要望していくとともに、関係機関とも協議し、地域における在宅支援の在り方、継続性について検討を進めています。

§ 関連する個別計画⇒自然災害発生時における業務継続計画（訪問介護）

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画（BCP）

## ■輸送サービス

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問介護係

### 事業概要

公共交通での通院が困難な要介護者や障がい者を対象に、送迎を行うことで日常生活の利便性向上を図っています。

運転手は安全運転を心がけ定期的に適性診断を受講して事故防止に努めています。

### これまでの取組

予定日時の確保や安全運転に努め、事故もなく対応していますが、対応できる職員がいないため断るケースが多くなっています。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

職員の増員が難しいことから、当面は現状維持で実施していきます。

引き続き安全運転を心がけてサービス提供を行っていきます。

## ■訪問看護

**担当課等** 社会福祉協議会 介護課/訪問看護係

### 事業概要

在宅での療養生活を安心して過ごせるケアを提供し、選ばれる訪問看護ステーションを目指しています

病状や療養生活に対し、専門家の視点からの的確なケアとアドバイスを行い、自立した生活が送れるよう支援しています。

小児から高齢者まで年齢に関係なく支援するとともに、精神訪問看護にも対応しています。

医療機関（主治医、医療連携室）をはじめ、居宅介護支援事業所や包括支援センター等の行政機関との連携強化を図りながら取り組んでいます。

苦情、相談を真摯に受け止め、迅速な対応、事故防止に努めています。

また、専門的研修を計画的に受講し、職員の資質や専門性の向上を図っています。

### これまでの取組

利用者の減少にともない経営状態が不安定になっています。

精神疾患や医療的ケア児にも対応できることをアピールする必要があると考えられます。

### 今後の取組 : これまで通りに継続

研修を充実させ、看護の質の向上を図るとともに、居宅支援事業所、医療機関との連携を強化していきます。

近隣に訪問看護を提供する病院があり、事業のあり方についても検討を行っていきます。

§ 関連する個別計画→自然災害発生時における業務継続計画（訪問看護）

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画（BCP）

## ■物品貸出

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

### 事業概要

本会が所有する貸出用の物品を、五城目町内の町内会、福祉団体及び本会が認める団体、五城目町民等へ貸出しています。

### これまでの取組

申請する町内会や団体などが限られていることや、物品の老朽化が課題となっています。

### 今後の取組

事業については社協だよりなどで広報していきます。

今後は必要とされる物品等の入れ替えを検討していきます。

## 基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

### (1) 防災対策の推進

#### [町の取組]

##### ○避難行動要支援者の避難体制の確保

担当課等 健康福祉課、住民生活課

#### 事業概要

災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者の名簿の作成及び適宜な見直し、避難支援等関係者と連携した個別計画の策定の推進を図っています。

#### これまでの取組

避難行動要支援者名簿は作成済みとなっており、毎年4月1日に名簿の更新を実施している。

条例により、平常時に避難支援等関係者へ名簿の提供が原則可能となっています。

名簿作成にあたっては、本人と関係者との連絡調整等に時間を要しているため、手順の検証が必要と考えています。

#### 今後の取組：内容を改善して継続

地域防災計画策定の手順を再検証し、効率的な計画策定に取り組んでいきます。

要配慮者の災害時の避難が可能となるよう、個別避難計画等の整備を進めていきます。作成については、実際の避難を支援する避難支援等関係者も参画した、本町の事情にあった作成の仕組みづくりを検討します。

§ 関連する個別計画⇒五城目町地域防災計画

##### ○住民への災害危険個所の周知促進

担当課等 住民生活課

#### 事業概要

河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を表示した災害マップ（ハザードマップ）の作成及び、全戸配布や自主防災組織などへの出前講座、消防団を通じた周知を図っています。

#### これまでの取組

多様な手段による周知により、住民の危険個所に対する認識の向上が図られていると思われます。

継続した周知と、「避難指示等」発令時の確実な避難の実施などが必要と考えられます。

町ハザードマップは、令和3年3月に作成していますが、令和3年5月の法改正により、避難情報の名称が変更となったことや、令和6年、令和7年に新たに指定された浸水想定区域が示されていないことから、更新が必要となっています。

#### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

危険個所の認識は進んでいるものの、実際に町から「避難指示等」が発令された時の避難者数は、まだまだ少数となっているため、今後は危険個所と「避難指示等」の関係についてもあわせて周知していきます。

令和7年度において新たなハザードマップを作成し、周知に努めます。

§ 関連する個別計画⇒五城目町地域防災計画

## ○要配慮者施設の避難行動計画策定及び訓練実施の支援

**担当課等** 住民生活課、健康福祉課、学校教育課

### 事業概要

土砂災害警戒区域内の高齢者施設・小学校の利用者が、安全に避難するための避難確保計画の策定の支援と、訓練実施の支援を実施しています。

### これまでの取組

2施設ともに避難確保計画を作成済みとなっており、毎年1回以上は訓練も実施されています。各施設の訓練の質の向上と継続した訓練への支援が必要と考えられます。

各施設において、避難訓練が実施されているが、訓練の計画及び報告がなされない場合があります。

### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

各施設とは定期的にコミュニケーションをとり、実際の災害を想定した訓練となるよう、訓練の質の向上を図ります。

訓練実施については事前に計画等を提出してもらうことで、防災担当部署が参加・助言を行うことにより、訓練の質の向上に努めます。

§ 関連する個別計画→五城目町地域防災計画

## ○防災・避難情報等の伝達機能の充実

**担当課等** 住民生活課

### 事業概要

登録制メール及び防災行政無線など、情報伝達の多重化を図るとともに、高齢者など情報弱者となりやすい方々への伝達も考慮した体制の整備を図っています。

### これまでの取組

平成30年度までに、登録制メールと防災行政無線を整備しています。

防災行政無線での全町への伝達については、豪雨時の確実な伝達が課題と考えられます。また、高齢者など情報弱者への情報伝達体制の整備も必要と思われます。

情報伝達手段の多重化が進められているが、一方で、システムの一元化とコスト削減が課題であり、システムの最適化が必要と考えられます。

### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

情報が必要な方、情報を届けたい方が着実に情報を得れるように、情報伝達手段についての周知に努めます。

自主防災組織や町内会などの声かけによる情報伝達体制の整備を図っていきます。

§ 関連する個別計画→五城目町地域防災計画

## ○全国瞬時情報システム（J－ALERT）や安否情報システムの活用

**担当課等** 住民生活課、まちづくり課

### 事業概要

J－ALERT経由による武力攻撃等や防災気象情報の全町への伝達、国民保護事案や大規模災害発生時に、親族等からの巻き込まれた住民の安否情報の提供を図っています。

### これまでの取組

システムを用いた定期的な訓練を実施しています。

システムの操作については、数人しかできない状況が課題と考えます。

各種システム訓練に防災部署以外の職員の参加を呼びかけ実施しているが、部分的な訓練であるため、システム全般に精通する職員の育成が必要です。

### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

今後はシステムを操作できる人数を増やすため、定期的な訓練に対して多様な関係職員を参加させるなど、訓練機会の増加を図ります。

§ 関連する個別計画→五城目町地域防災計画

## ○災害ボランティア活動の支援体制の充実

**担当課等** 住民生活課、健康福祉課

### 事業概要

避難者の生活支援、避難行動要支援者及び被災者の生活維持・再建などに必要な災害ボランティアの受け入れ、効果的な活動のための関係機関との連携および環境整備の推進を図っています。

### これまでの取組

災害ボランティアの受け入れについては、社会福祉協議会でマニュアルを整備し、関係者と連携した定期的な訓練を実施してその成熟を図ることができます。

災害時に機能する体制となるよう、さらなる訓練の質の向上を図ることが必要と考えています。

町総合防災訓練において訓練を実施するとともに、県社会福祉協議会による研修会などにも参加しています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

災害ボランティアセンターの運営訓練について、町災害対策本部とより具体的に連携した訓練の内容を目指していきます。

健康福祉課、住民生活課職員が訓練、研修に参加しているが、他の部署からの参加も呼びかけていきます。

§ 関連する個別計画→五城目町地域防災計画

## ○要配慮者に対応可能な避難所の拡大及び医療供給体制の確保

**担当課等** 住民生活課、健康福祉課

### 事業概要

福祉避難所運営マニュアルを作成し、指定避難所における福祉避難スペースの確保及び福祉避難所の指定の促進や、福祉関連施設との協定により福祉避難所の確保を図っています。また、迅速かつ的確な災害医療活動実施のための医療機関等との連携体制の整備を図っています。

### これまでの取組

平成30年度に福祉避難所運営マニュアルを作成し、同年度に町内の8福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結しました。

実際に要配慮者の避難を想定した訓練の実施、福祉避難所開設の訓練の実施、医療機関等との連携体制の整備といったことが課題と考えられます。

福祉避難所となる8施設とはヒアリングを通じて課題等を洗い出しています。

### 今後の取組：内容（規模）を拡大して継続

福祉避難所の環境整備、開設訓練の実施を進めます。

協定を締結した福祉施設と、実際の福祉避難所の開設の訓練を実施するとともに、医療機関等の連携体制を構築していきます。

§ 関連する個別計画→五城目町地域防災計画

## [社会福祉協議会の取組]

### ■災害ボランティアセンターの運営

#### 担当課等

社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

#### 事業概要

災害発生時に迅速に運営が出来る体制を構築、対応力を向上、災害時の知識や意識の高揚を図ることを目的に年1回、五城目町総合防災訓練に合わせて訓練を実施しています。

災害発生時に災害ボランティアセンターを設置し対応に努めています。

#### これまでの取組

町と連携し内容を再確認しました。

災害ボランティアセンターを設置し対応できるよう、日頃から備品等の管理に努めています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

毎年、町総合防災訓練に合わせて訓練を実施し、内容を再確認していきます。

また備品等の管理に努めます。

### ■赤十字防災等事業への協力

再掲

#### 担当課等

社会福祉協議会 総務課/総務係・地域福祉係

#### 事業概要

町内地区公民館等の実施する防災等事業へ講師派遣の調整や物品の貸し出しに協力しています。

防災等事業（講座）を開催する地域へ助成を行っています。

#### これまでの取組

防災等事業へ講師派遣の調整や物品の貸し出しに対応するとともに、防災等事業（講座）を開催する地域へ助成金の対応に努めてきました。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

町内地区公民館等の実施する防災等事業へ講師派遣の調整や物品の貸し出しに協力していきます。

引き続き防災等事業（講座）を開催する地域へ助成を行っていきます。

## (2) 交通安全対策の推進

[町の取組]

### ○登下校児童の見守り活動の推進

担当課等

学校教育課、住民生活課

#### 事業概要

登下校時の見守り活動、危険マップの作成と配布、防犯用品の支給などによる通学児童の安全確保の推進を図っています。

登下校時の見守り活動は地域の見守りボランティアやスクールガードリーダーによって行われています。

今後はボランティアの人数を増やすための周知を図るとともに、「こども 110 番の家」の登録を呼びかけ、地域全体での見守りを目指します。

#### これまでの取組

現状、見守りボランティアやスクールガードリーダーの協力により、児童の登下校時の安全確保が維持できています。しかし、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しており、活動の継続が難しくなってきており、新たな人材の確保が課題となっています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も安全な登下校環境を維持するためには、新たな担い手の確保と地域全体での支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

### (3) 防犯対策の推進

[町の取組]

#### ○防犯体制の充実

担当課等 住民生活課

##### 事業概要

全町内会に防犯協会代議員を置き、防犯協会を組織しています。また、指導的な立場の町防犯指導員を委嘱し、警察や金融機関、商業者と連携した防犯活動を実施しています。

##### これまでの取組

町内の関係者が連携し、情報交換する場の創出につながっています。  
町内会の代議員の担い手不足という状況があります。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も継続して、広報・ホームページなどで実施された防犯活動の情報発信を実施して、活動に対する興味、話題を広め、活動への参加意欲の高揚に努めていきます。

#### ○金融機関ATM前や自宅を訪問した防犯活動

担当課等 住民生活課

##### 事業概要

犯罪が増加する年末、12月の年金振込日にあわせて、町内の金融機関、ATM前での振り込め詐欺・特殊詐欺への注意する旨の声掛けを実施しています。また、個々の住宅を訪問し詐欺被害などの注意喚起を実施しています。

##### これまでの取組

詐欺被害の未然防止を図ることができます。  
イベント的な活動であり、通年を通じた啓発の確保が課題となっています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

在宅の高齢者への注意喚起ができるよう、老人クラブなどの集まりでの啓発を実施するとともに、防災行政無線の活用も検討していきます。

## ○消費生活相談

**担当課等** 住民生活課、健康福祉課

### 事業概要

特殊詐欺や訪問販売等の消費生活に係るトラブルに対する困難事例の秋田県消費者センター等の専門機関への継承、被害防止や注意喚起のための啓発に努めています。

### これまでの取組

詐欺被害の未然防止が図られています。

詐欺被害以外にも消費者被害にかかる問題があり、それらに対する相談対応力が不足していると考えています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

特殊詐欺や訪問販売等の消費生活に係るトラブルに対する窓口相談、困難事例があった場合は秋田県消費者センター等の専門機関との連携を密にし、被害防止や解決に努めていきます。

## ○犯罪被害者への経済的支援、福祉サービスの提供等の充実

**担当課等** 住民生活課、健康福祉課、学校教育課

### 事業概要

犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、犯罪被害者等への支援等により被害の軽減及び回復を図っていきます。

### これまでの取組

犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う支援に関する情報を提供し被害の軽減、回復を図っています。

犯罪被害者等からの相談への対応力の向上が課題と考えています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

町は、犯罪被害者等の支援等に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を図り施策を策定し実施に努めています。

また犯罪被害に遭った人への支援体制強化に向け、県では「多機関ワンストップサービス」の構築を進めていることから、被害者が繰り返し被害状況を説明しなくとも途切れなく支援を受けられるようにします。

## (4) 快適な生活環境の整備

[町の取組]

### ○良好な水環境の実現・環境衛生の向上

担当課等

建設課

#### 事業概要

公共用水域の水質汚濁防止及び住環境の向上を図るため、下水道事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。

#### これまでの取組

下水道接続（水洗化）率は、令和元年度末 82.6%から令和6年度末 83.5%と微増となっています。合併処理浄化槽設置整備事業は令和2～6年度の計画期間の計画値 25 基に対して、実績値 17 基となっています。

下水道事業は平成29年度をもって面整備を終了していることから、既整備区域内の接続率向上に努めています。

合併処理浄化槽設置整備事業は、近年設置基数が減少していることから、事業の普及啓発等の対策が必要となっています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業ともに個人負担が発生することから、下水道事業の利子補給制度及び合併処理浄化槽設置整備事業の補助制度並びに他事業における家屋改修に係る助成制度の周知に取り組んでいきます。

§ 関連する個別計画→秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）関連五城目町公共下水道事業計画  
五城目町循環型社会形成推進地域計画

### ○道路、公共施設等のバリアフリー化

担当課等

建設課、総務課

#### 事業概要

高齢者や障がい者等が地域で安心して活動できるよう、日常生活圏内の移動における障壁（バリア）を除去し、安全で快適な生活環境の整備を推進します。

#### これまでの取組

町が管理する道路や歩道、また公共施設について、より快適な環境に向けた整備を順次行っています。

#### 今後の取組：これまで通りに継続

国や県が管理している道路があることや、各施設の状況による重要度に応じ、関係部局と協議しながら事業を推進していきます。

## ○地域公共交通運行

担当課等 まちづくり課

### 事業概要

車を運転できない高齢者等の通院・買い物等の移動手段を確保するため、町中心部と比べ地理的条件の不利な地区におけるデマンド型乗合タクシーの運行を行っているほか、近隣町村との連携により広域マイタウンバス・広域デマンド型乗合タクシーの運行を行っています。

### これまでの取組

五城目地区を含む全町民が乗合タクシーを自宅前から利用できるようにしましたが、運行時間の見直しなど、より使いやすい公共交通への改善を目指します。

持続可能な公共交通体系の維持については、運行委託料の見直しや、インセンティブ制度の導入などを行っています。

人口減などにより利用者数の減少が見込まれるもの、高齢化の進展にともない交通弱者の比率は増加が予想され、乗合タクシーの必要性は高まっています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

中心市街地では循環型バスなどの試験運転を行いましたが、利用者が少なく、本格運行には至っておらず、新たな対策が必要となっています。

持続可能な公共交通体系が維持できるよう、社会情勢に応じた乗合タクシー運行体制の見直しや乗合率向上対策を講じるほか、地域住民が主体となって行う自家用有償旅客運送などについて検討していきます。

## ○重度心身障害者通院移送給付事業

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

重度心身障害者や知的障害者、腎機能障害を有する方に対してタクシー利用券を交付しています。

### これまでの取組

障害程度2級以上や療育手帳Aの方が、通院のためのタクシー利用時に基本料金相当額を給付しています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

利用者負担減のため、今後も事業継続します。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■除雪機、物品、送迎車両貸出

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

#### 事業概要

##### ○除雪機貸出

自力で除排雪を行うことが困難な高齢者世帯及び障害者世帯に対して、除排雪ボランティアを実施する団体や個人に除雪機を貸出しています。

##### ○物品貸出

本会が所有する貸出用の物品を、五城目町内の町内会、福祉団体及び本会が認める団体、五城目町民等へ貸出しています。

##### ○送迎車両貸出

本会が所有する貸出用の車両を、五城目町内の町内会、福祉団体及び本会が認める団体等の事業や活動へ貸出しています。

#### これまでの取組

申請する町内会や団体などが限られていることや、物品、車両の老朽化が課題となっています。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

事業については社協だよりなどで広報していきます。

今後は必要とされる物品等の入れ替えを検討していきます。

## (5) 働きやすい環境の整備

### [町の取組]

#### ○各種支援等の情報提供

**担当課等** 商工振興課

##### 事業概要

国や県の労働環境に対する各種支援等の情報を適宜把握し、必要に応じて各企業や住民へ情報提供を行っています。

##### 今後の取組 :これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○事業所改修等支援事業

**担当課等** 商工振興課

##### 事業概要

事業活動に使用する建物などの改修を行う事業者等を支援し、事業活動の継続を促進しています。

##### 今後の取組 :これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○新規雇用企業等支援事業

**担当課等** 農林振興課

##### 事業概要

農林業に従事する人材を確保するため、雇用拡大を図る事業者の事業活動を支援しています。

##### これまでの取組

直近では実績がありませんでしたが、要綱改正により広く周知できしたことにより実績が増加してきています。

##### 今後の取組 :これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

## (6) 生活にかかる経済的な負担の軽減

### [町の取組]

#### ○町民税・固定資産税・国民健康保険税の減免

**担当課等** 税務会計課

##### 事業概要

要綱に基づき、町税の減免をしています。

##### 今後の取組 :

これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○軽自動車税の公益減免

**担当課等** 税務会計課

##### 事業概要

公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人が所有し、公益の事業に使用する軽自動車税を全額免除しています。

##### 今後の取組 :

これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○軽自動車税の身障者減免

**担当課等** 税務会計課

再掲

##### 事業概要

障がいを有する身体障がい者等が所有し、身体障がい者等本人または、家族・常時介護者が運転する軽自動車の税を全額免除しています。

##### 今後の取組 :

これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

#### ○軽自動車税の構造減免

**担当課等** 税務会計課

再掲

##### 事業概要

身体障がい者等のために構造を改造した軽自動車の税を全額免除しています。

##### 今後の取組 :

これまで通りに継続

今後も適正な事務に努めます。

## [社会福祉協議会の取組]

### ■生活福祉資金貸付

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

#### 事業概要

金融機関や公的貸付からは借入が困難な所得の少ない世帯、障がい者の属する世帯、療養または介護を要する高齢者のいる世帯に資金を貸し付け、その経済的自立と生活の安定に努めています。必要な資金が行き届くように制度のPRに努めています。

#### これまでの取組

資金が必要な方に償還等の説明をするなど、適切な対応に努めてきました。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

これまで通りに事業のPRに努め、償還等の対応に取り組んでいきます。

### ■たすけあい資金貸付

**担当課等** 社会福祉協議会 総務課/総務係

#### 事業概要

五城目町の母子、父子、身体障がい者または生活保護法による保護を受けている者などを対象に、無理のない償還が可能となるよう適正な金額を貸付し、償還指導を実施するなど自立の促進に努めています。

#### これまでの取組

無理のない償還が可能となるよう適正な金額の貸付に努めてきました。

#### 今後の取組 : これまで通りに継続

これまで通りに事業のPRに努め、貸付対応に取り組んでいきます。

# 関連計画1：五城目町重層的支援体制整備事業計画

## (1) 計画の基本的事項

### 1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業計画と位置づけ、関連する計画と連携して推進していきます。

### 2) 計画策定の目的

少子高齢化や単身世帯の増加により、地域社会のつながりが希薄化し、また、地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が問題となっています。

更に、「ひきこもり」や「孤独死」、「ヤングケアラー」、「虐待」等、複合的な課題が生じており、従来の福祉サービスでは対応が難しい様々な課題が増えていく傾向にあります。このような状況に対応するため、町と各福祉支援機関等とが連携し、特定の窓口では対応が難しい複合的な課題にも対応できる支援体制をつくり、様々な問題に取り組んでいくため、本計画を策定するものです。

### 3) 計画の期間

「五城目町第2期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画」の計画期間と同じものとします。

## (2) 五城目町における重層的支援体制整備事業

既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、以下の支援事業を一体的に行い、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。

### ①包括的相談支援事業（106条の4の2の1号）

相談者の属性や相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題を整理し、解決に向け対応します。

機能	法律 106条 の4	分野	既存制度の対象事業	五城目町における 包括的相談支援体制
(包括的) 相談支援	1号	イ 介護	地域包括支援センターの運営	・五城目町包括支援センター
		ロ 障害	障害者相談支援事業	・南秋つくし苑(委託) ・大日寮(委託)
		ハ 子ども	利用者支援事業	・子育て世代包括支援センターすぎのこてらす
		ニ 困窮	自立相談支援事業	・総合相談事業(社協) ・福祉事務所と連携して対応

### ②参加支援事業（新規）（106条の4の2の2号）

既存の取組みでは対応できない狭間のニーズについて、社会とのつながりを回復するための支援を提供します。

機能	法律 106条 の4	分野	既存制度の対象事業	五城目町における 参加支援体制
参加支援	2号	イ 介護	新規事業です	・ミニティサービス事業(社協) ・心れあいサロン活動(社協) ・新規事業であるため、今後の体制整備にあたっては、関係機関・関係団体・担当各課と十分な協議を行っていきます。
		ロ 障害		
		ハ 子ども		
		ニ 困窮		

### ③地域づくりに向けた支援事業（106条の4の2の3号）

既存資源を活用しつつ、交流や参加が広がるための整備や新たな居場所を創出し、人と人、人と居場所がつながり、交流が生まれるよう働きかけます。

機能	法律 106条 の4	分野	既存制度の対象事業	五城目町における 地域づくりに向けた支援体制
地域づくりに向けた支援	3号	イ 介護	一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	・サロン ・健康教室 ・認知症予防啓発出前講座…などを包括等で実施
		ロ 介護	生活支援体制整備事業	
		ハ 障害	地域活動支援センター事業	・NPO法人よつば(委託) ・アートリンクうちのあかり(委託)
		ニ 子ども	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援センターこどもの木
		ニ 困窮	生活困窮者の共助の基盤づくり事業	・生活福祉資金貸付等

## ④重層的支援体制を支える事業

### a. アウトリーチ等を通じた継続的な支援（新規） (106条の4の2の4号)

声をあげることができず、課題を抱えたまま必要な支援が届いていない人に支援を届けます。訪問等により本人と直接継続的にかかわるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

### b. 他機関協働事業（新規）(106条の4の2の5号)

複合化・複雑化した支援ニーズがあり、様々な課題の解きほぐしが求められる事例（世帯）に対して支援を行います。各支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理等、世帯を取り巻く支援の調整機能の役割を担います。

### c. 支援プランの作成（新規）(106条の4の2の6号)

多機関協働事業と一緒に実施します。支援関係機関の役割や支援の方向性を整理するために、アセスメントをもとに作成します。

機能	法律 106条 の4	分野	継続的な伴走支援・多機関協 働による支援	五城目町における 重層的支援体制を支える取り組み
重層的 支援 体制を 支える 事業	4号	全分野	アウトリーチ等を通じた継続 的支援 訪問等により継続的に繋がり 続ける機能	<ul style="list-style-type: none"><li>一人暮らし訪問事業(社協)</li><li>福祉マップ事業(社協)</li><li>福祉員制度(社協)</li><li>集落支援員制度等</li></ul>
	5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全 体を調整する機能	<ul style="list-style-type: none"><li>世帯を取り巻く支援関係者全体の連 携・調整を行います</li><li>多機関協働事業者が情報を取りまと め、各機関の役割や支援の方向性を 整理するために、支援プランを作成 します。(多機関協働と支援プラン 作成は同事業者が一体的に実施し ます)</li></ul>
	6号		支援プランの作成	

## (3) 会議体の設置・運営

### 1) 支援会議

会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを目的とし開催します。

### 2) 重層的支援会議

支援プランの適切性やプラン終結時等の評価及び、社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討を目的とし開催します。

## (4) 計画における各事業の目標数値

事業名等	評価項目	現状(値) (令和7年度)	目標(値)、方向性
(包括的) 相談支援事業	包括的相談窓口の周知	広報、HP など	広報、HP に加え、訪問・SNS 等も活用し、幅広く行う
	センター等設置数	〇か所	1か所以上
地域づくり事業	地域づくりにかかわる意見交換や連携の取り組み	担当課と、主催者等との連携	多機関・多職種での連携の強化
重層的支援体制を支える事業	重層的支援会議開催回数	〇回	1回以上
	支援プランの作成件数	〇件	1件以上

## 関連計画2：成年後見制度利用促進基本計画

### (1) 計画の基本的事項

#### 1) 計画策定の趣旨・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加等に伴い、認知症高齢者及び障がいのある人の意思決定支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくとも、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けることを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

こうした中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」では、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めよう努めるものとされています。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「五城目町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

#### 2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく本町の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

##### ＜成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項＞

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 3) 計画の期間

「五城目町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」と計画期間を同じものとします。

## (2) 計画の基本方針

### 1) 成年後見制度の概要

#### ①成年後見制度を利用する人

判断能力が不十分で、ひとりで決めることに不安のある方。  
又は、将来、判断能力が低下したときの不安がある方。

#### ②制度の種類

成年後見制度には、2つの種類があり、制度を利用する人の状態によって、どちらの制度を利用するかを判断します。

##### 1 任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。自分らしい生き方を自ら決めることができます。

##### 2 法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

対象者	補助	保佐	後見
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めるに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむづかしい方
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

### ③成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家（専門職）などになります。専門的な勉強をしたあなたの地域の人（市民後見人）や、後見をしてくれる団体（法人後見）などがなることもあります。

#### 1 家族や親せき

#### 2 専門職

弁護士や司法書士、社会福祉士等

#### 3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の住民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

#### 4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけではなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応に繋げることや、今まで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代わりの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

### ④優先的に取り組むべき事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を必要とする人が利用しやすくなるために、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の推進を優先的に取り組むべき事項として挙げています。

#### 1 町長申立ての実施

町長申立てに関する事務については、迅速に処理できる体制を整備するとともに、虐待案件及び身寄りのない人または身寄りに頼れない人への適切な支援を実施することとされています。

#### 2 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業は、低所得の高齢者や障がいのある人に対して申立費用や成年後見人に対する報酬を助成するもので、その推進が求められています。

## 2) 制度の利用促進の方向性

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

### (3) 主な取組

#### ○成年後見制度利用促進の推進

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

認知症高齢者をはじめとした判断能力の十分でない成年者の権利を守るために、成年後見制度利用促進の支援を行っています。

##### これまでの取組

成年後見制度必要な方への対応をその都度行っています。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

これまでと同様に継続して支援を行っていきます。

#### ○成年後見制度の普及・啓発

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を進めます。

##### これまでの取組

制度自体の複雑さが敬遠される要因の一つとなっていると考えられます。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

制度について理解してもらうために普及・啓発のやり方の工夫を検討していきます。

#### ○成年後見制度利用のニーズの把握

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。

##### これまでの取組

把握方法が明確でないため、方法の確立が必要と考えられます。

##### 今後の取組：内容を改善して継続

今後は具体的なニーズを把握できる仕組みを構築して取り組んでいきます。

#### ○相談体制の整備

**担当課等** 健康福祉課

##### 事業概要

成年後見制度相談窓口を開設し、住民の相談に対応しています。

##### これまでの取組

利用者の必要に応じた相談対応が実践できていると思われます。

##### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も隨時相談対応できるよう、利用者が安心して利用できる相談窓口を定期的に開設します。

## ○町民後見人の育成

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

住民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るように努めます。また、研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、スキルの向上ができるような機会を設けるよう検討します。

### これまでの取組

町民への周知がまだ十分ではないため、町民後見人の制度自体を知ってもらう必要があると思われます。

### 今後の取組：内容を改善して継続

今後も町民後見人の育成に向けて取り組んでいきます。

制度の内容、必要性などの理解をしてもらうため、周知方法の見直しを進めていきます。

## ○審議会、中核機関の設置検討

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関の設置について関係機関と協議・検討します。

### これまでの取組

成年後見制度が必要な場合はスムーズに申請できています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

これまで申し立てにおいてはスムーズに対応できているため、同様の対応を継続していきます。

## ○地域連携ネットワークの構築

担当課等 健康福祉課

### 事業概要

住民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。

このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備にあたっては、各地域における地域ケア会議、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケアシステム等、既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。

### これまでの取組

既存の資源・仕組み等をうまく活用することが難しい部分もあり、支援体制がまだ十分に整っていないと思われます。

### 今後の取組：内容を改善して継続

今後も継続して取り組んでいきますが、ケースの内容が既存の制度やサービスで処遇困難な内容が急増しているため、困難事例に対する対応能力を関係機関においてどのように整備していくかという課題に向けて取り組んでいきます。

## ○成年後見制度利用支援事業

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

重度の認知症等により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を町長が必要と認める者に対して行います。

### これまでの取組

成年後見制度では補完できない権利擁護に資する福祉サービスの活用が必要なケースも見受けられるようになってきています。

### 今後の取組：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

## ○日常生活自立支援事業の利用促進

**担当課等** 健康福祉課

### 事業概要

判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて、制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へつなげていきます。

### これまでの取組

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行する場合の連携が必要と考えられます。

### 今後の取組：これまで通りに継続

日常生活自立支援事業の利用促進についてはこれまでと同様に継続していきます。

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行する場合の連携の仕組みの構築を検討していきます。

# 関連計画3：五城目町再犯防止推進計画

## (1) 計画の基本的事項

### 1) 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

### 2) 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、戦後最多となる平成14年の約285万4千件をピークに年々減少し、令和5年の刑法犯認知件数は約70万3千件となっています。一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに、平成30年には、約10万人まで減少しましたが、検挙人員に占める再犯者の割合で見ると、平成30年には48.8%、令和2年には49.1%に達し、その後減少しながらも、令和5年には47.0%と、長らく横ばいの状況が続いています。

国においては令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が策定され、秋田県においても令和7年3月に「第二期秋田県再犯防止推進計画」が策定されています。

本町においても「五城目町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するために必要な社会資源を整理・活用した支援を実施しつつ、再犯を防止することで町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

### 3) 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえて、必要に応じ見直しを行います。

## (2) 計画の基本方針

### 1) 基本方針

再犯防止推進法第3条の「基本理念」や、国の再犯防止計画及び秋田県再犯防止推進計画を基本とし、本計画が具体的で実効性のあるものとなるよう関係機関等と連携を図りながら取り組みます。

### 2) 重点事項

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次に掲げる3つの取組を重点的に推進します。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

### (3) 取組事項

#### 1) 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、再犯の防止と犯罪をした者等の更生の取組について町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

##### ①「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において活動の推進を図ります。

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間となっており、本町においては、強調月間に合わせて朝市通りで内閣総理大臣メッセージ伝達式を実施するとともに、周辺での啓発グッズ配布や町内各地へのぼり旗設置等により周知啓発を図ります。また、7月広報に「社会を明るくする運動」についての記事を掲載します。

##### ②更生保護団体の活動支援

犯罪をした者等の立ち直りの支援や、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために活動している保護司会や更生保護女性の会の活動を周知し、町民の理解を深めます。

#### 2) 就労・住居を確保するための取組の推進

仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比較すると約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びついています。また、刑務所満期出所者の約半数が適当な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっています。

これらのことから、再犯を防止するために関係機関と協力し、就労先及び住居の確保のための支援に努めます。

##### ①就労の確保

生活困窮者自立支援制度等を活用して、犯罪をした者等の就職、就労定着を図ります。

また、就労支援に関する制度や支援窓口を、犯罪をした者等だけではなく町内の事業所に周知することで、就労支援の定着に努めます。

##### ②住居の確保

町営住宅の募集状況等を町広報や町ホームページを活用し、情報提供を行います。

### 3) 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

高齢者が派出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中でもっとも高く、また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっていることから、行政・福祉サービスを適切に提供できるよう関係団体と連携を強化します。

#### ①保健医療、福祉サービスの利用支援

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、保健センター等と連携し、適切な機関、制度、サービスにつないでいきます。

#### ②学校等と連携した非行防止等の推進

小・中学校で薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒の薬物乱用の未然防止と健全育成図ります。

# 第5章:計画の推進体制

## 1. 計画推進の考え方

計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、町と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

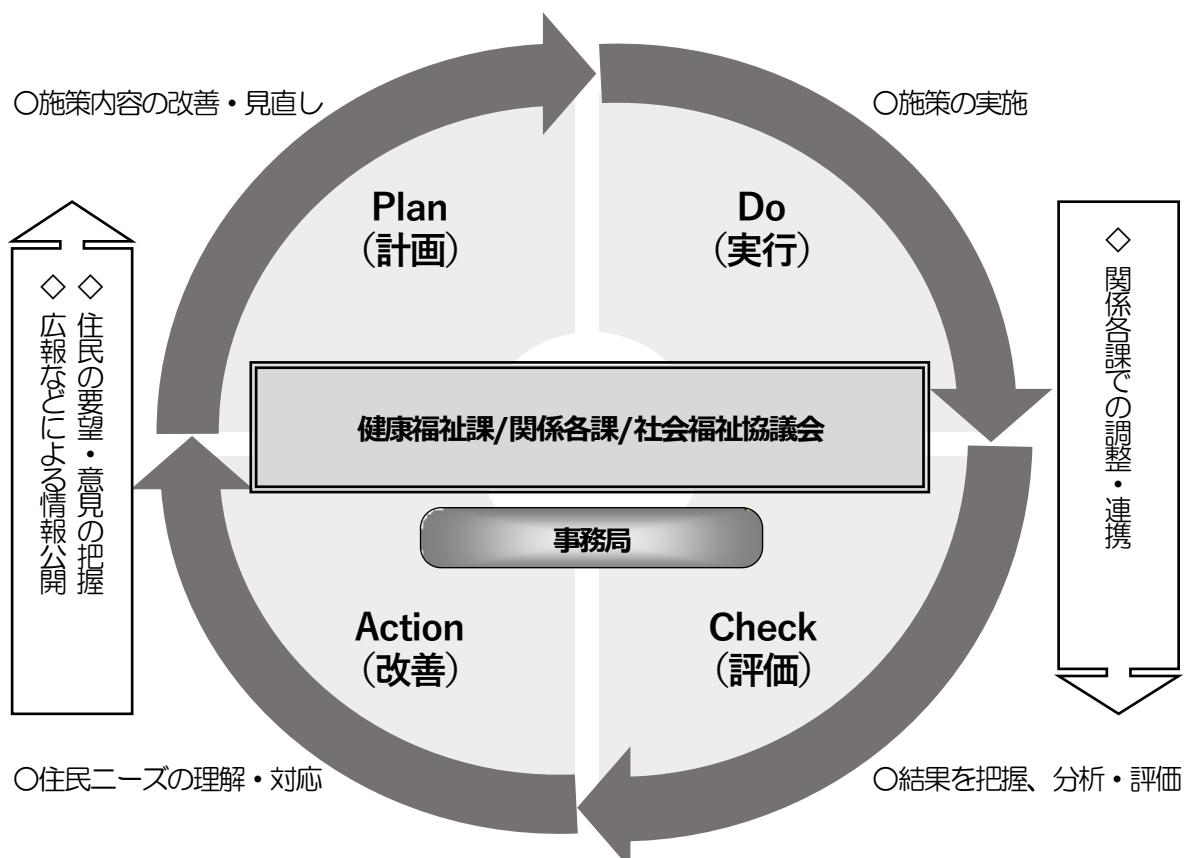
地域福祉に関する課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくり等、多岐にわたり、町の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるよう、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

## 2. 計画の推進体制

### (1) 推進体制

庁内関係課及び社会福祉協議会において定期的に進捗状況の確認を行うとともに、計画の中間年を目安に、これまでの取組の進捗状況の評価や総括、新たな課題への対応方針などについて検討を行い、計画期間中に計画の大幅な変更が必要な場合には、計画の見直しについても協議していきます。

また、計画の最終年度には本計画の進捗について総合的な総括を行うとともに、計画の改訂に向けた検討を行います。



## (2) 計画推進における留意点

### ○計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心をもち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの住民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるよう計画の周知に努めます。

### ○社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

## 3. 計画の進捗評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を得ながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

評価・点検に際しては進捗評価シート等を事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

〈進捗評価シートの記入イメージ〉

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	① 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100%（予定通り） 2. 80-100%（概ね予定通り） ③ 60-80%（やや予定した内容に満たない） 4. 40-60%（予定の半分程度） 5. 40%未満（あまり進んでいない）
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業に関わる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容（規模）を拡大して継続 2. これまで通りに継続 ③ 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取り組み内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人が参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

五城目町  
第2期地域福祉計画

第5期地域福祉活動計画  
[素案]  
令和7年12月

編集	五城目町 健康福祉課  〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 (TEL)018-852-5128
	五城目町社会福祉協議会  〒018-1725 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目 6 番地10 ケアセンター五城目内 (TEL)018-852-5192